

高砂市 子ども・子育て・若者支援プラン(案)

子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、
安心して暮らせるまちをめざして

〔 第2部「子ども・子育て支援」改定版
第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画 〕

令和2年1月
高 砂 市

目 次

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景と趣旨	2
第2章 基本理念	3
第3章 計画の位置づけ	3
第4章 計画の期間	6
第5章 計画の対象	6
第6章 計画の策定体制	7

第2部 子ども・子育て支援（第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画）

第1章 現状・課題と今後の方向性	10
1 統計からみる市の現状	10
2 アンケート調査結果からみる市の現状	23
3 第1期計画の主な進捗状況	35
4 現状・課題のまとめと今後の方向性	37
第2章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の趣旨	40
2 基本的な視点	40
3 基本目標	41
4 子ども・子育て支援の施策の体系	43
第3章 分野別施策の推進	44
基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援	44
1 子育て相談の充実・情報提供機能の強化	44
2 子育てを支える地域コミュニティの育成	45
3 子どもの健全育成	46
4 子育てにかかる経済的負担の軽減	49
基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり	50
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	50
2 成人期に向けた保健対策の充実	52
3 食育の推進	52
4 小児医療の充実	53
基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	54
1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上	54
2 生きる力を育む学校教育の推進	55
3 多様な体験・交流活動の推進	56
4 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携	58
基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備	59
1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進	59
2 子どもの安全の確保	60
基本目標5. 仕事と子育ての両立支援	62
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	62
2 多様な保育事業等の充実	63
基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	64
1 児童虐待防止対策の推進	64
2 子どもの貧困対策	66

3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実.....	69
第4章 事業量の見込みと確保方策.....	71
1 教育・保育提供区域の設定.....	71
2 子どもの人口の推計.....	71
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	76
第3部 ひとり親家庭等自立促進（高砂市ひとり親家庭等自立促進計画）	
第1章 現状と課題.....	88
1 統計からみる市の現状.....	88
2 計画の主な進捗状況.....	91
第2章 計画の基本的な考え方.....	101
1 趣旨.....	101
2 基本目標.....	101
3 ひとり親家庭等自立促進の施策の体系.....	102
第3章 施策の推進.....	103
1 就業支援の充実.....	103
2 生活・経済的支援の充実.....	104
3 相談・情報提供体制の充実.....	106
4 養育費確保の推進.....	107
第4部 若者支援（高砂市若者支援計画）	
第1章 現状と課題.....	110
1 統計からみる市の現状.....	110
2 アンケート調査からみるひきこもりの現状.....	112
第2章 計画の基本的な考え方.....	121
1 趣旨.....	121
2 国の計画.....	121
3 県の計画.....	122
4 基本目標.....	122
5 若者支援の施策の体系.....	122
第3章 施策の推進.....	123
1 すべての若者の健やかな育成.....	123
2 困難を有する若者やその家族の支援.....	124
3 若者の成長のための社会環境の整備.....	125
第5部 計画の推進	
第1章 計画の推進体制.....	128
第2章 計画の周知.....	128
第3章 計画の進捗管理.....	128
資料編	
1 計画策定等の経緯.....	130
2 高砂市子ども・子育て・若者会議条例.....	131
3 高砂市子ども・子育て・若者会議委員名簿.....	133
4 用語解説.....	134

第1部

計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景と趣旨

現在、全国的に急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。

国における少子化対策としては、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）がスタートしました。新制度では、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。さらに、平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て家庭における経済的負担の軽減を図っています。

加えて、平成28年には「児童福祉法」「児童虐待防止法」が改正され、児童について適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化され、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化が図られました。また、平成30年には次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう取り組みが進められています。さらに、令和元年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの「将来」のみならず「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする旨が明記されました。

『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』（以下、「本計画」という。）は、新制度の円滑な実施を図るための『高砂市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「第1期計画」という。）と、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したことに伴って平成26年3月に策定された『高砂市ひとり親家庭等自立促進計画』、そして「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年7月8日法律第71号）に基づいて策定する『高砂市若者支援計画』を一体化するとともに、子ども・子育て支援はもとより、ひとり親家庭等の支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

このたび、第1期計画の期間終了に伴い、社会潮流を背景とし改定した『第2期高砂市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「第2期計画」という。）を「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」の第2部「子ども・子育て支援」に位置づけるとともに、子どもの貧困対策を総合的に強化しながら、本市における子どもから若者への健全な成長と子育てを支える施策を切れ目なく推進していくものです。

第2章 基本理念

「子どもは地域・社会の宝である」という認識のもと、高砂市の子ども一人ひとりの成長を地域社会で支え、社会生活を送るうえで困難を感じることなく自立した若者として育ち、その活躍が地域の活力として育まれていくよう、総合的かつ連続的な取り組みを推進するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

**子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、
安心して暮らせるまちをめざして**

第3章 計画の位置づけ

第2期計画（本計画では第2部「子ども・子育て支援」）は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成26年度で終了した『高砂市次世代育成支援後期計画』の後継計画を一体的に策定するものです。加えて、第2期計画の内部に「放課後子ども総合プラン」及び「子供の貧困対策計画」を含みます。

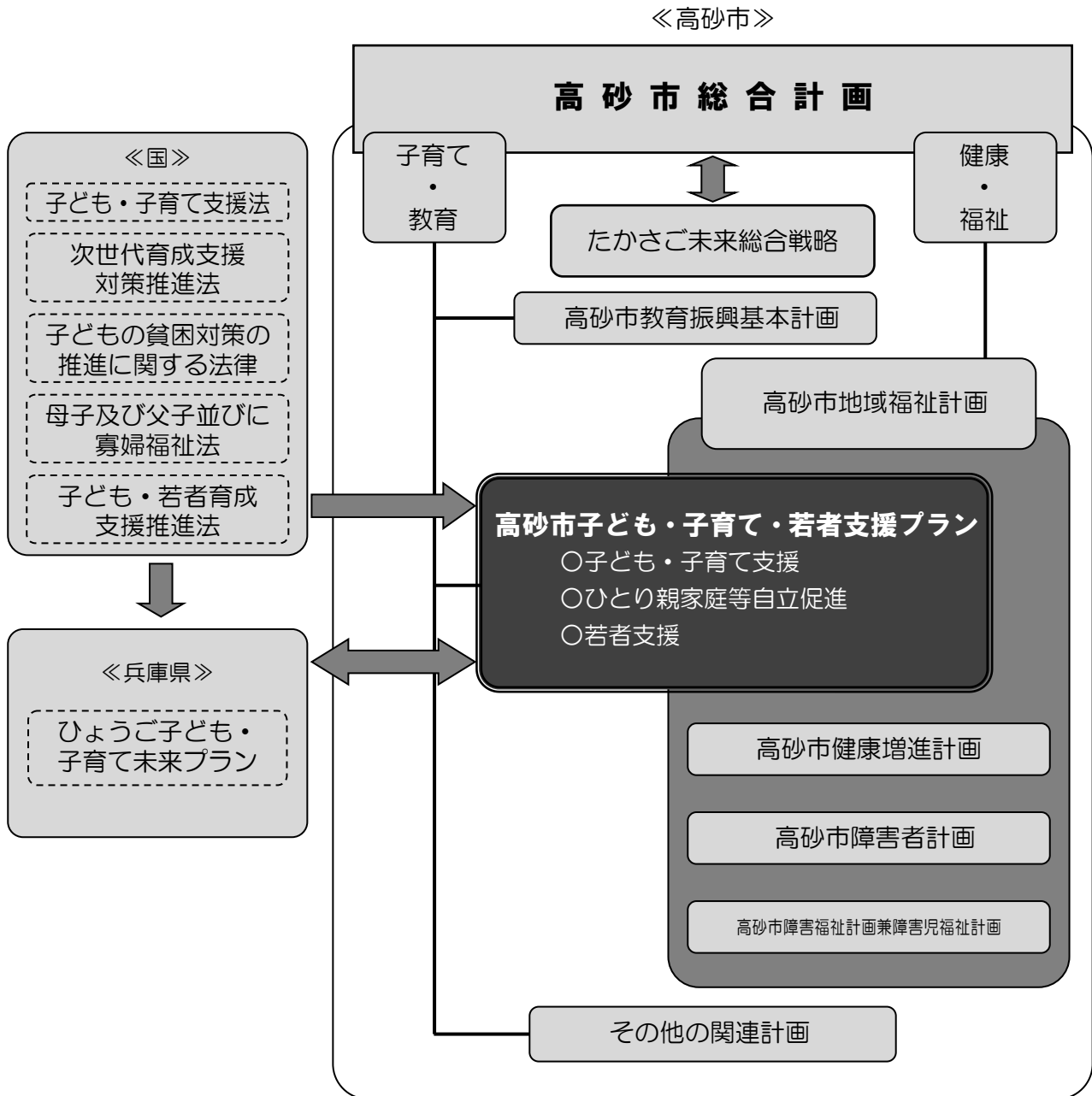
『高砂市ひとり親家庭等自立促進計画』（本計画では第3部「ひとり親家庭等自立促進」）は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」です。

『高砂市若者支援計画』（本計画では第4部「若者支援」）は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

なお、これらを統合する『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』は、本市のまちづくりの総合的指針である「高砂市総合計画」や「たかさご未来総合戦略」、「高砂市地域福祉計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。

本計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応するものとします。

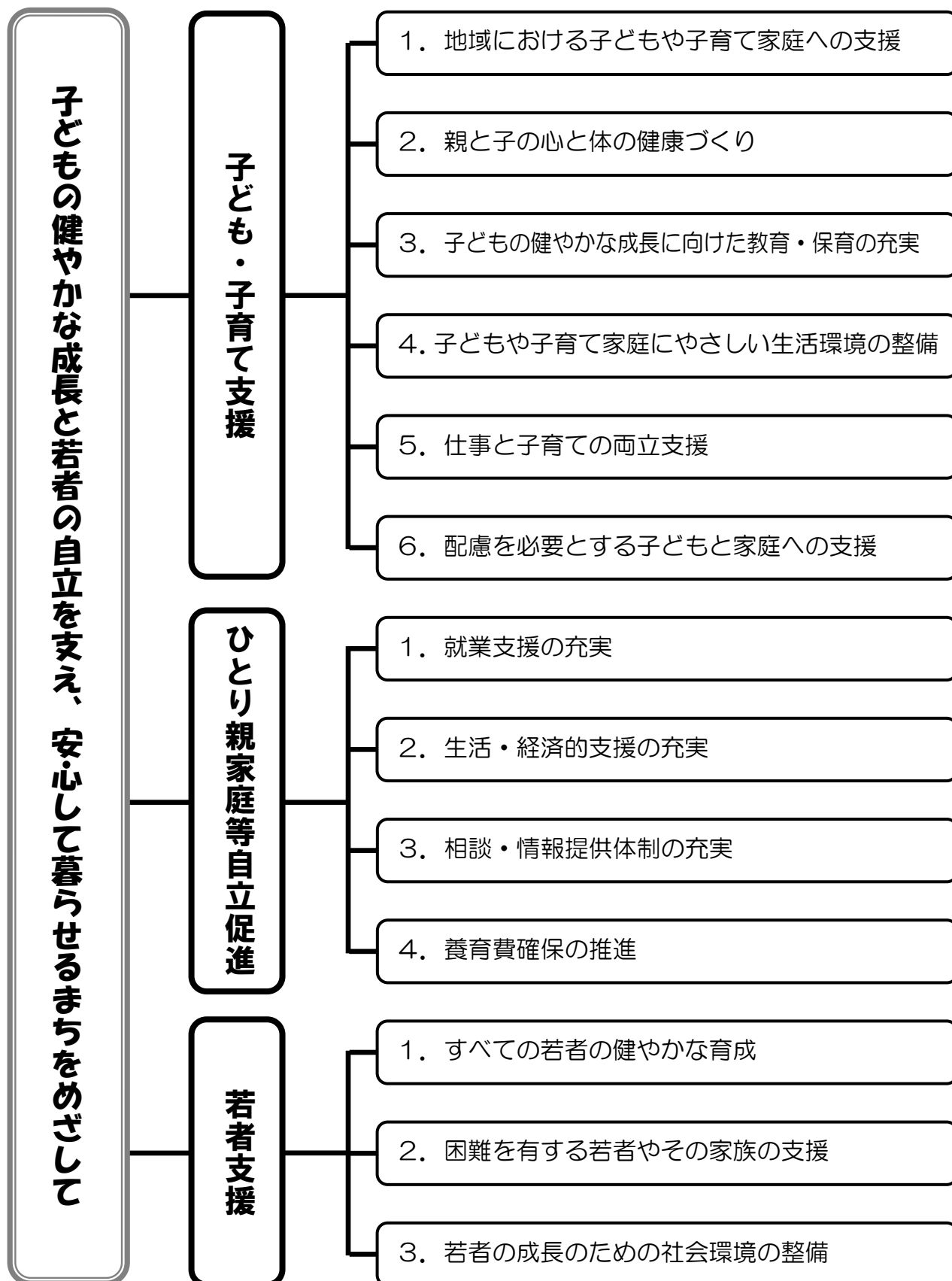
【計画の位置づけ】



【高砂市子ども・子育て・若者支援プランの体系】

《基本理念》

《基本目標》

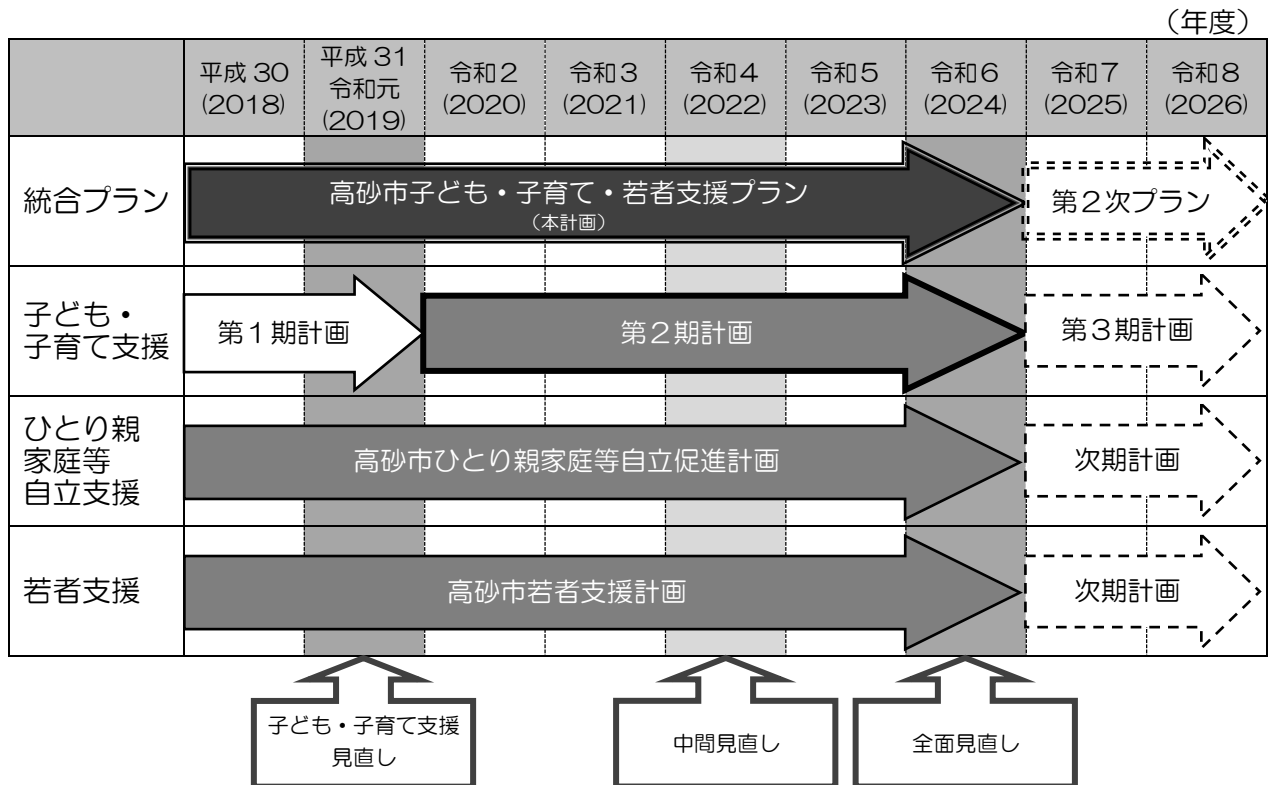


第4章 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和6年度までの7年間です。

令和2年度に「子ども・子育て支援」の第2期計画を策定し、令和6年度には「子ども・子育て支援」「ひとり親家庭等自立促進」「若者支援」の全面的な見直しを行います。

また、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に対処するため、必要に応じて見直しを行います。



第5章 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

「ひとり親家庭等自立促進」については、計画の対象を、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭とします。

「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。

第6章 計画の策定体制

1 高砂市子ども・子育て・若者会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て・若者支援施策を子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育て及び若者の当事者で構成する「高砂市子ども・子育て・若者会議」（平成 25 年高砂市条例第 19 号）を平成 29 年 4 月 1 日に設置し、計画策定について審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

本計画における「子ども・子育て支援」の見直しにあたっての基礎資料を得るため、アンケート調査を実施しました。（調査結果については第2部「子ども・子育て支援」内に記載しています。）

	就学前児童の保護者	小学生の保護者	高校生
① 調査対象	市内の就学前児童（0～5 歳児）の保護者	市内の就学児童（小学 1～6 年生）の保護者	市内公立高校に通学する高校生
② 調査対象者数	4,312 人	4,948 人	239 人
③ 抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出		
④ 調査方法	幼稚園及び保育所、認定こども園に通っている場合は、幼稚園や保育所、認定こども園を通じて配布・回収。 上記以外は郵送・回収とし、途中でハガキによる督促状を送付	学校を通じて配布・回収（郵送での提出も可） 途中でハガキによる督促状を送付	各学校から2クラスを抽出し、クラスの生徒全員を対象に学校を通じて配布・回収
⑤ 調査期間	平成 30 年 12 月 12 日～12 月 21 日 （平成 31 年 1 月 7 日回収分まで受付）		
⑥ 調査票配布数	2,093 件	1,057 件	239 件
⑦ 有効回収数	1,613 件	959 件	239 件
⑧ 有効回収率	77.1%	90.7%	100.0%

3 パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施。

- 実施期間 令和元年 11 月 1 日（金）～令和元年 12 月 2 日（月）
- 閲覧場所 子育て支援課、子育て支援センター（高砂・北部）、情報公開コーナー、市民サービスコーナー、市民コーナー、市ホームページ
- 意見提出 4 名（6 件）

第 2 部

子ども・子育て支援

(第 2 期高砂市子ども・子育て支援事業計画)

第1章 現状・課題と今後の方向性

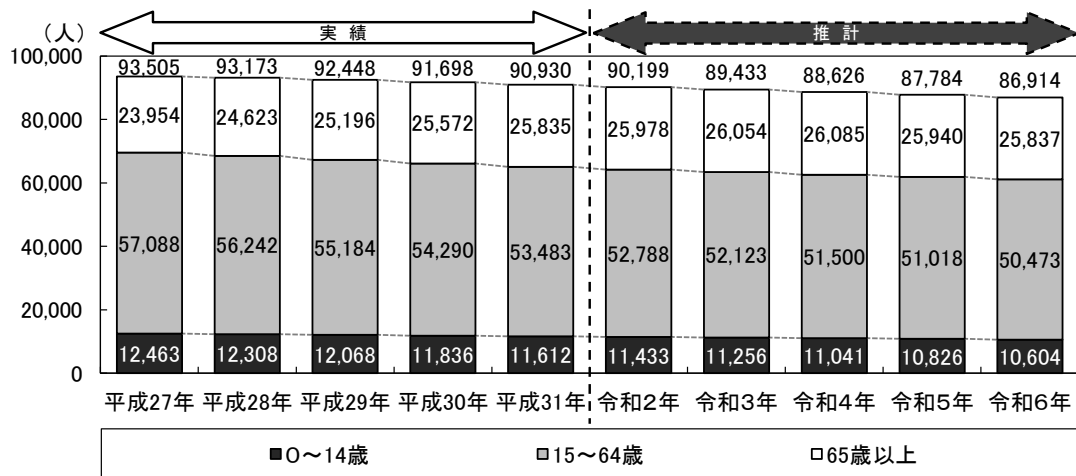
1 統計からみる市の現状

1-1. 高砂市の人口等の状況

(1)人口の推移と将来人口

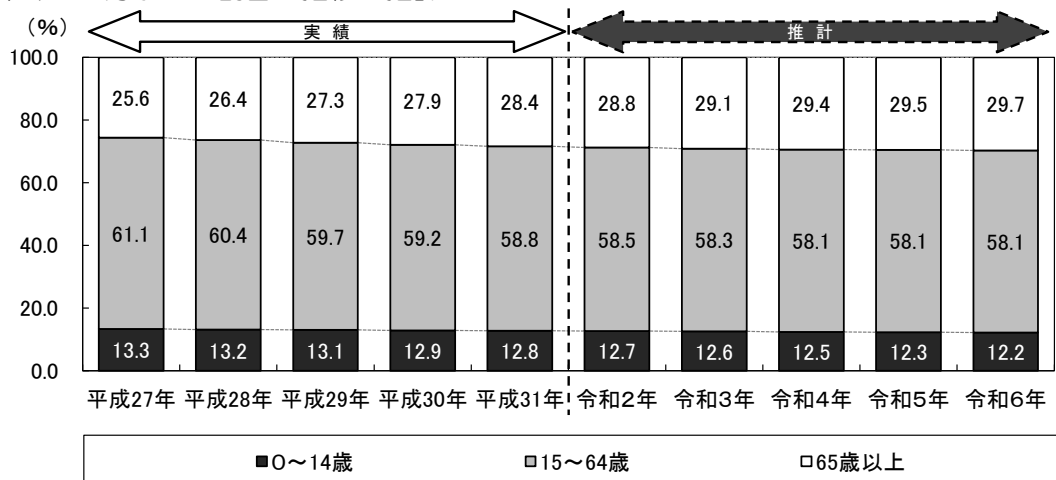
本市の総人口は減少傾向で推移しており、今後も減少が見込まれます。また、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳や15～64歳は減少傾向にあります。65歳以上は増加傾向にあります。令和5年以降は減少に転じることが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移・推計



また、年齢3区分別人口割合については、0～14歳及び15～64歳の割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合は増加しており、今後、0～14歳は減少傾向、15～64歳はおおむね横ばい、65歳以上は増加傾向で推移することが見込まれます。

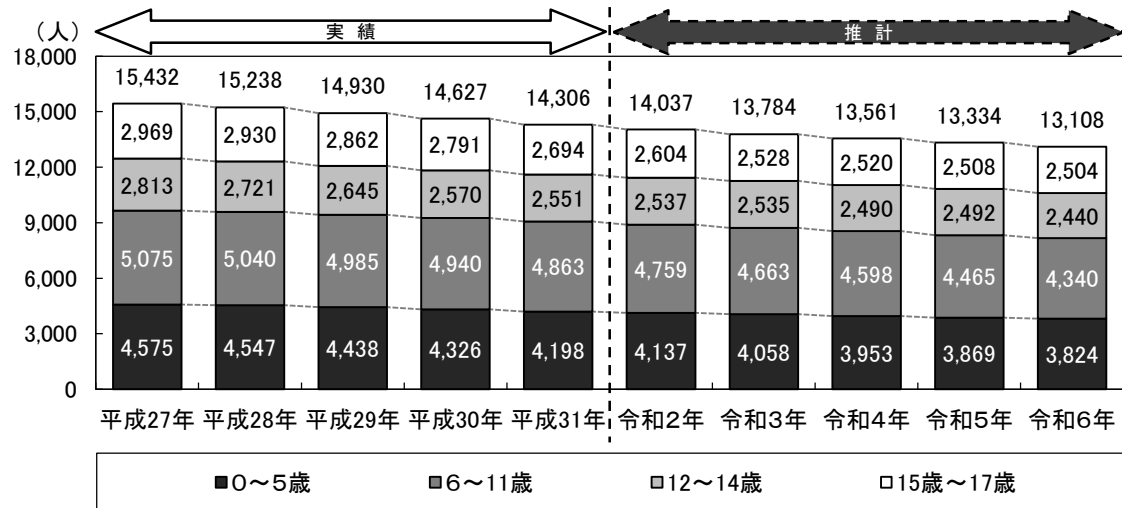
■年齢3区分別人口割合の推移・推計



資料：平成27～31年「住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日）」
 令和2～6年「平成27～31年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に乗じて算出した人口（コーホート変化率法）」

18歳未満の子どもの人口についても減少傾向にあり、平成31年では14,306人となっています。平成27年に比べて1,126人減少しています。

■子ども人口の推移・推計

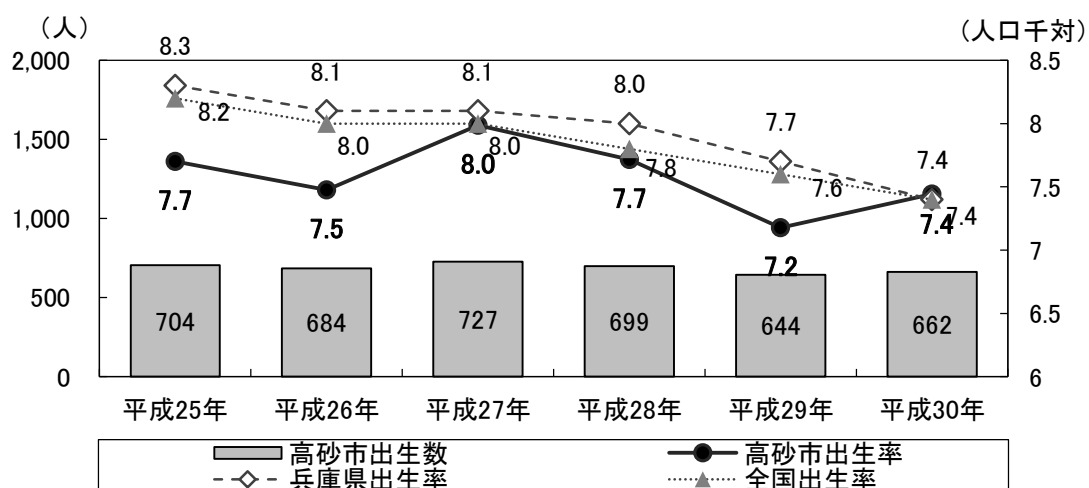


資料：平成27～31年「住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日）」
令和2～6年「平成27～31年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に乗じて算出した人口（コーホート変化率法）」

（2）出生数の推移

出生数については、減少と増加を繰り返しながら推移しており、平成30年は662人となっています。出生率については、平成27年を除いて、県や全国を下回って推移しており、平成30年においては、いずれも7.4となっています。

■出生数・出生率の推移

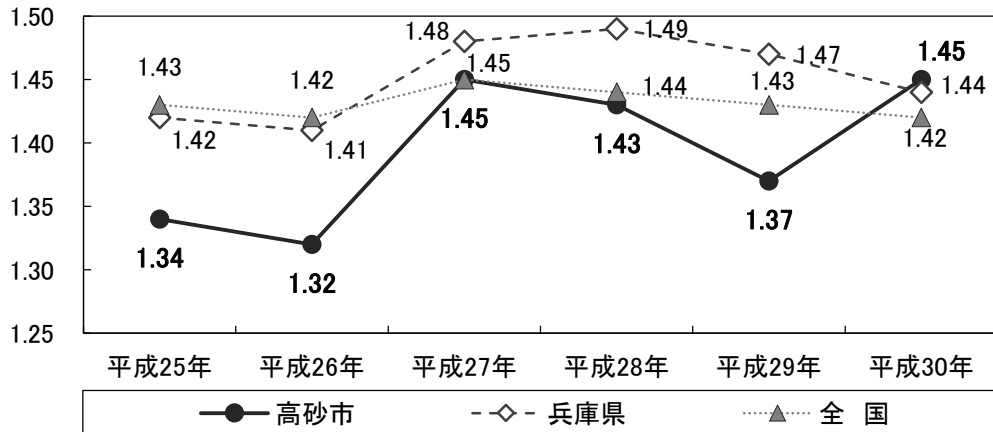


資料：全国・兵庫県「人口動態調査（厚生労働省）」
高砂市「人口動態調査（厚生労働省）」、
「兵庫県推計人口（各年10月1日から算出）」

(3)合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は平成 26 年から 27 年にかけて増加し、平成 29 年にかけて低下が続いています。平成 30 年は 1.45 となっており、県や全国より高い水準となっています。

■合計特殊出生率の推移

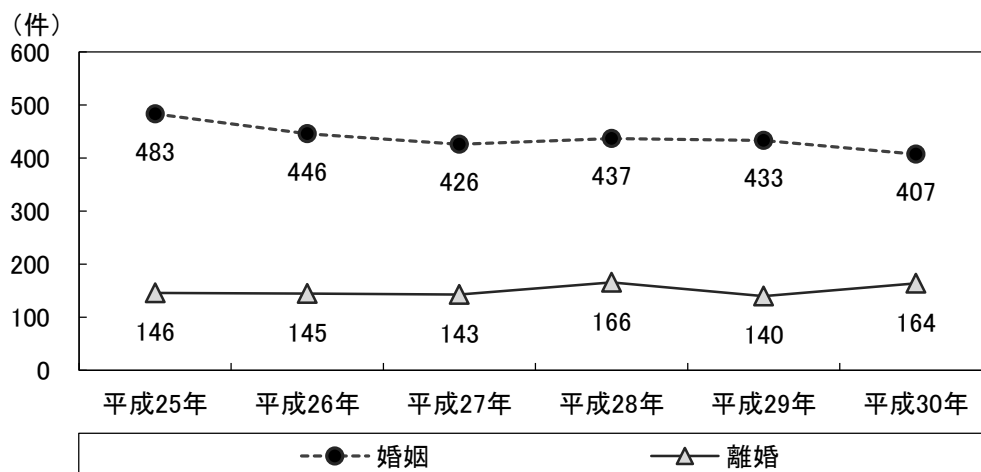


資料：全国・兵庫県「人口動態調査（厚生労働省）」
高砂市「母親の年齢5歳階級別出生数（人口動態調査）」、
「女性の年齢5歳階級別人口（住民基本台帳）」から算出

(4)婚姻状況

婚姻件数、離婚件数についてみると、ともに増減を繰り返しながら推移しており、平成 30 年における婚姻件数は 407 件、離婚件数は 164 件となっています。

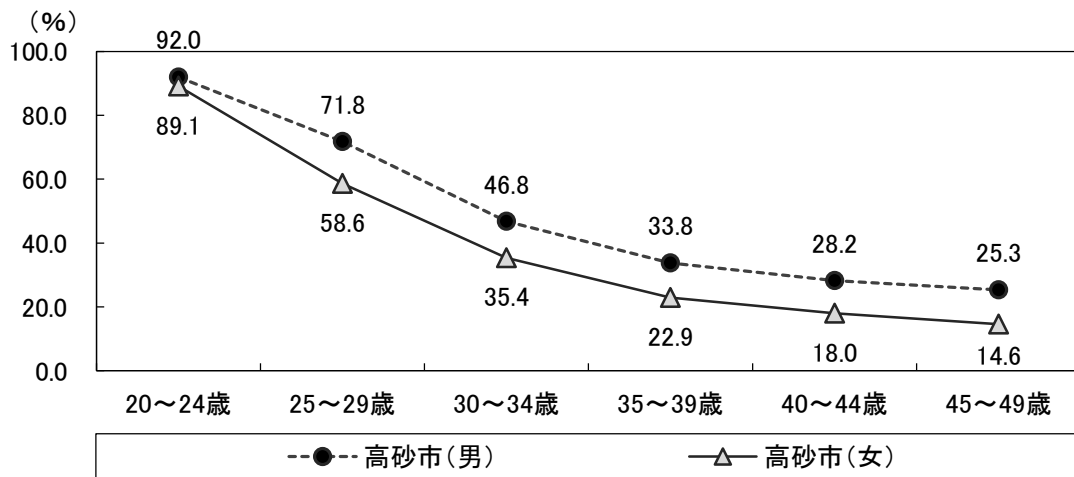
■婚姻件数と離婚件数の推移



資料：人口動態調査（厚生労働省）

平成27年国勢調査による未婚の状況を見ると、女性よりも男性の未婚率が高くなっています。45～49歳において、男性では4人に1人が未婚となっています。

■年齢階級別未婚率の状況

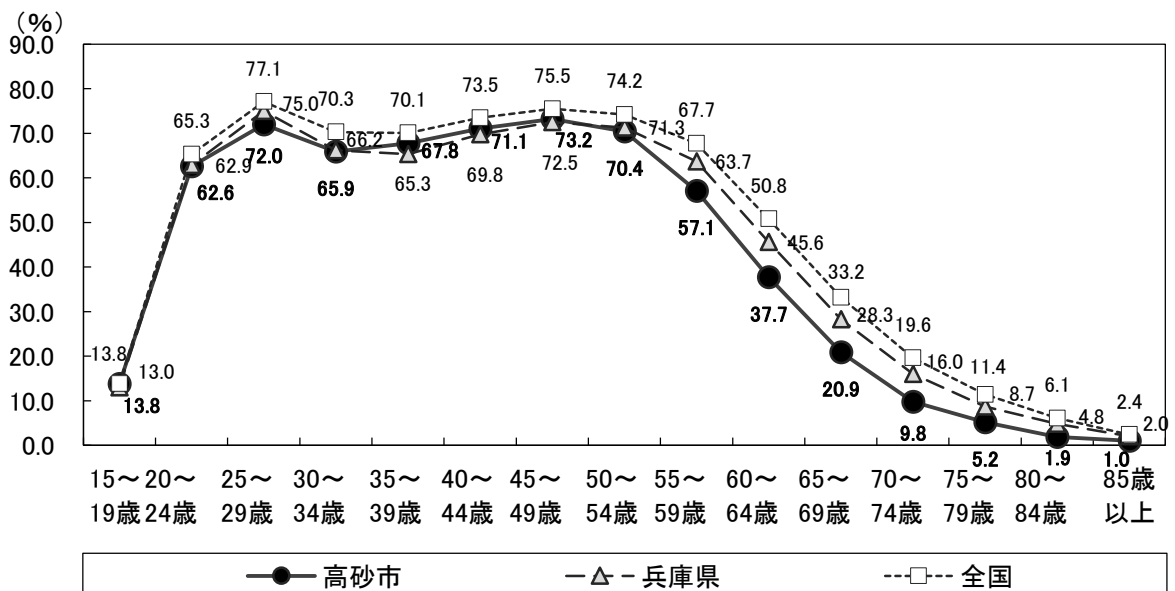


資料：平成27年国勢調査

(5)女性の年齢別就業率

女性の就業率はM字カーブを描いており、出産・育児期にあたる30～34歳で就業率が落ち込んでいます。

■年齢階級別就業率の状況



資料：平成27年国勢調査

(6)就学前児童の状況

就学前児童の状況を見ると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、3歳以上では認定こども園に通っている児童が最も多くなっています。

■就学前児童の状況

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所	18	55	83	133	127	109	525
幼稚園	-	-	-	0	74	109	183
認定こども園	63	208	283	468	481	472	1,975
認可外保育施設	3	8	11	9	17	8	56
在宅等	566	369	321	130	35	38	1,459
就学前児童数	650	640	698	740	734	736	4,198

資料：保育所・認定こども園「幼児保育課（平成31年4月1日）」

幼稚園「幼児保育課（平成31年4月1日）」

認可外保育施設「兵庫県（令和元年7月1日）」

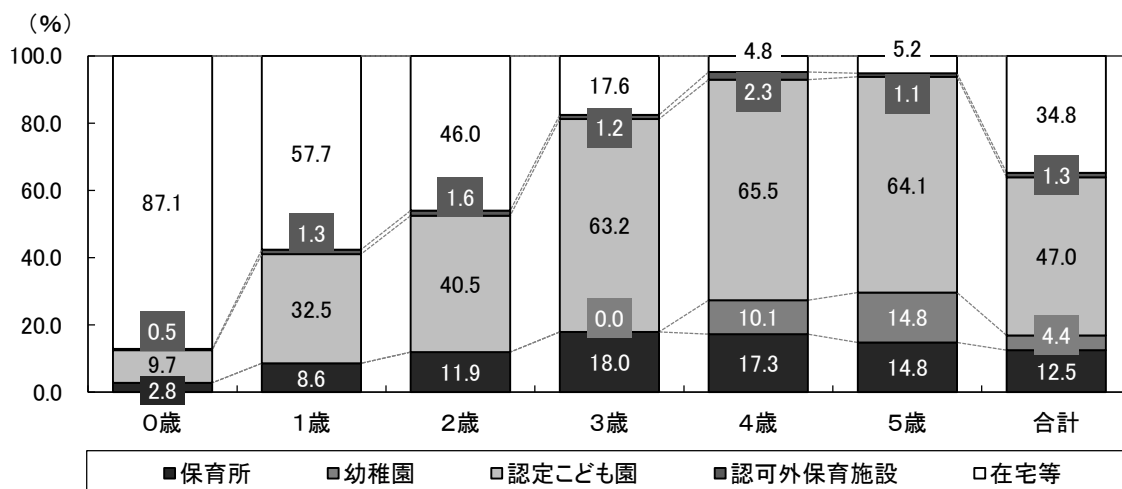
就学前児童数「住民基本台帳（平成31年4月1日）」

在宅等「就学前児童数から保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の児童数を差し引いた推計値」

注記：保育所及び認定こども園は、市内施設利用者のうち市内に居住する児童数と市外施設を利用する児童数の合計であるため、以降に示す児童数と異なります。

在宅等には、市外の国立及び私立幼稚園、特別支援学校（幼稚部）に通う児童が含まれます。

■就学前児童の状況

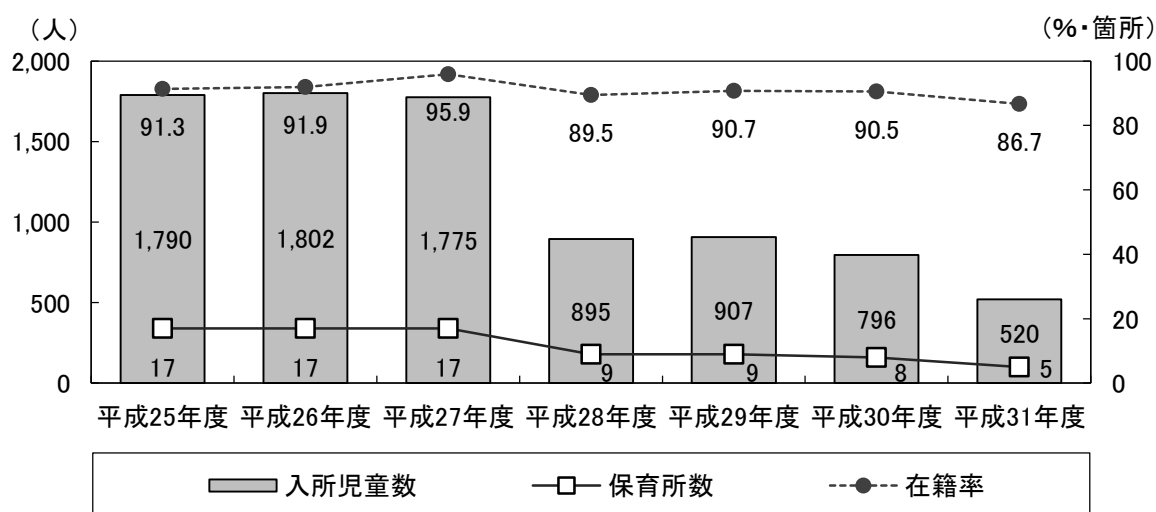


1-2. 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

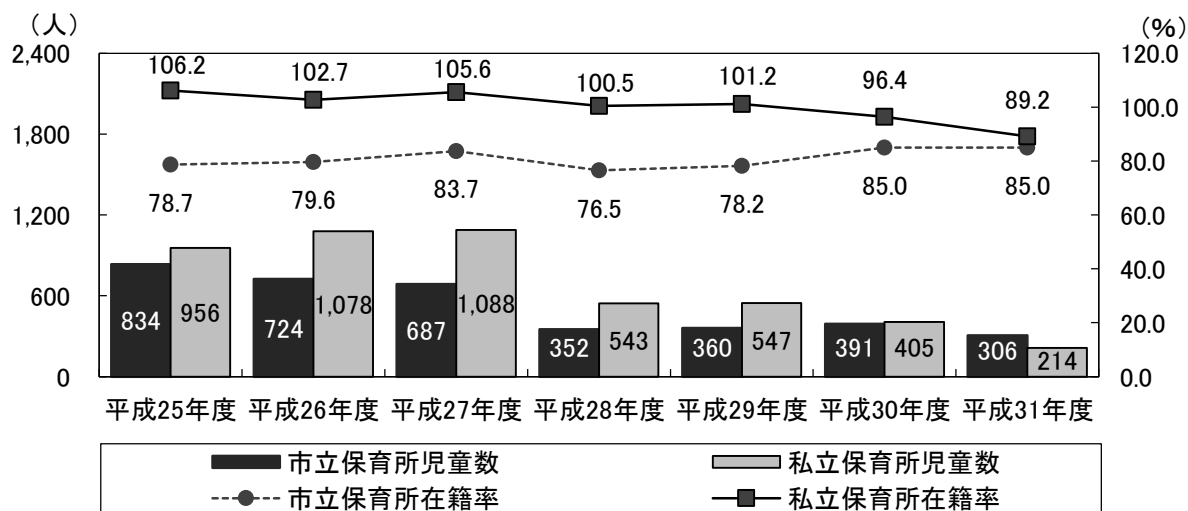
(1) 保育所の状況

本市には、平成31年4月1日現在、市立3箇所、私立2箇所の保育所があり、入所児童数は520人となっています。平成30年度に私立1箇所、平成31年度に市立1箇所、私立2箇所が認定こども園に移行したため、保育所数、入所児童数ともに減少しています。また、在籍率（定員に対する入所児童数の割合）も86.7%と低下しています。

■保育所入所児童数の推移



■私立・市立保育所入所児童数の推移



資料：幼児保育課（各年4月1日）

注記：在籍率＝入所児童数÷定員

入所児童数は市外からの入所児童を含みます。

■保育所別の年齢別入所児童数

(単位：人、%)

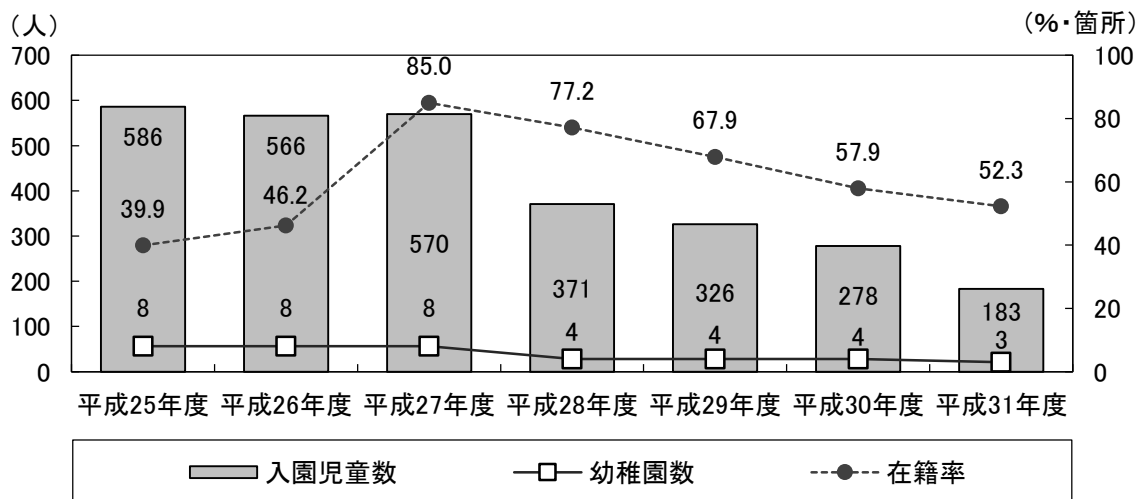
保育所名		定員	入所児童数							在籍率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
市立	荒井保育園	110	0	6	17	27	30	18	98	89.1
	曾根保育園	130	0	4	11	20	23	26	84	64.6
	米田保育園	120	2	12	18	34	29	29	124	103.3
	市立計	360	2	22	46	81	82	73	306	85.0
私立	白兔愛育園	90	7	11	14	25	17	18	92	102.2
	米田西保育園	150	6	18	22	30	29	17	122	81.3
	私立計	240	13	29	36	55	46	35	214	89.2
合 計		600	15	51	82	136	128	108	520	86.7

資料：幼児保育課（平成 31 年4月 1 日）

(2)幼稚園の状況

本市には、平成 31 年4月 1 日現在、市立幼稚園が3箇所あり、入園児童数は 183 人となっています。平成 31 年度に 1 箇所が認定こども園に移行したため減少しています。

■幼稚園入園児童数の推移



■幼稚園別の年齢別入園児童数

(単位：人、%)

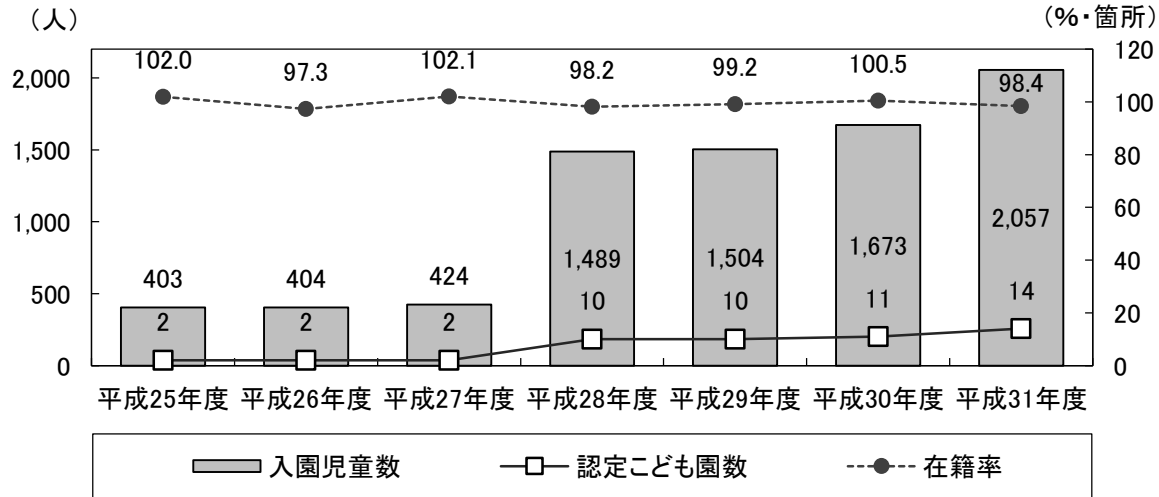
保育所名		定員	入園児数			在園児率
			4歳	5歳	合計	
市立	荒井幼稚園	130	18	43	61	46.9
	曾根幼稚園	70	19	25	44	62.9
	米田幼稚園	150	37	41	78	52
合 計		350	74	109	183	52.3

資料：幼児保育課（平成 31 年4月 1 日）

(3)認定こども園の状況

本市には、平成31年4月1日現在、市立5箇所、私立9箇所、合計14箇所の認定こども園があり、入園児童数はあわせて2,057人となっています。

■認定こども園児童数の推移



■認定こども園別年齢別入園児童数

(単位：人、%)

施設名		定員	入園児童数							在籍率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
市立	高砂こども園	160	1	11	16	33	40	44	145	90.6
	伊保こども園	190	0	16	15	37	36	45	149	78.4
	中筋こども園	100	5	8	12	19	14	22	80	80.0
	阿弥陀こども園	160	3	11	16	38	47	38	153	95.6
	北浜こども園	130	4	9	17	25	42	29	126	96.9
	市立計	740	13	55	76	152	179	178	653	88.2
私立	子供の園保育園	135	9	17	25	32	26	25	134	99.3
	真浄寺きくなみ保育園	70	5	11	12	19	11	13	71	101.4
	さいしゅうじこども園	225	5	19	30	45	49	50	198	88.0
	正蓮寺こども園	205	9	18	28	51	54	55	215	104.9
	真浄寺保育園	135	4	13	27	33	34	33	144	106.7
	美保里こども園	155	4	23	24	34	41	41	167	107.7
	聖パウロこども園	115	5	10	16	39	34	43	147	127.8
	みどり丘こども園	160	6	20	28	50	32	39	175	109.4
	中筋保育園	150	3	20	29	36	39	26	153	102.0
	私立計	1,350	50	151	219	339	320	325	1,404	104.0
合 計		2,090	63	206	295	491	499	503	2,057	98.4

資料：幼児保育課（平成31年4月1日）

(4)認可外保育施設の状況

本市には、令和元年 10 月 1 日現在、認可外保育施設は 7 箇所あります。

■認可外保育施設の概要

(単位：人)

	施設名	開所時間	定員
認可外保育施設	高砂市民病院 院内保育園ひまわり	7：30～18：00	20
	高砂西部病院 ひまわり保育園※	24 時間	20
	メリーGOLAND	8：00～17：00	69
	すくすくひろば	8：00～18：00	12
	ちびっこランド 高砂園	7：30～19：00	30
企業主導型保育施設	ちびっこランド 高砂北園	7：00～20：00	19
	わくわくキッズはんぎ	7：30～18：30	9

資料：兵庫県（令和元年9月1日）
※幼児保育課（令和元年 10 月 1 日）

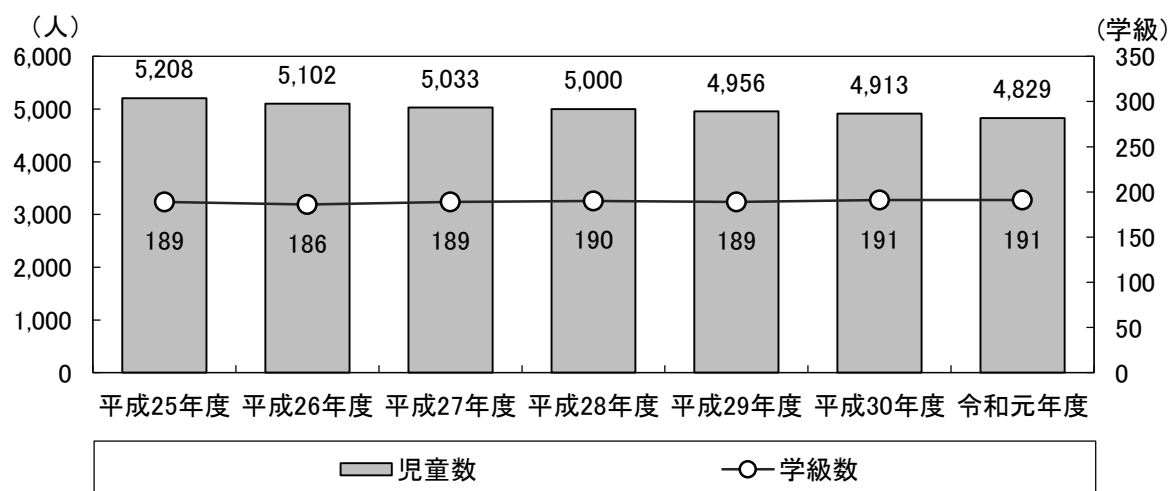
1－3. 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の児童数と学級数の状況

本市の小学校は、令和元年5月1日現在、市立が10校あります。

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年度で4,829人となっています。平成25年度と比較して379人（7.28％）減少しています。

■ 小学校児童数の推移



■ 小学校別学年別児童数

(単位：人)

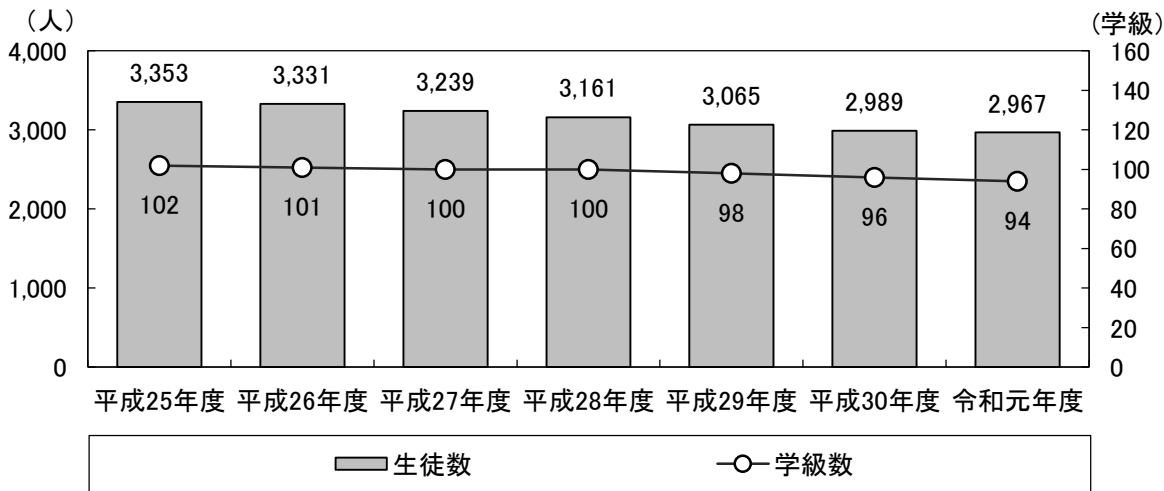
学校名		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
市立	高砂小学校	64	59	57	56	63	58	357
	荒井小学校	106	139	144	137	146	124	796
	伊保小学校	81	80	71	85	85	98	500
	伊保南小学校	49	53	54	42	48	54	300
	中筋小学校	43	38	46	49	43	44	263
	曽根小学校	90	108	98	100	119	116	631
	米田小学校	132	97	131	126	114	124	724
	米田西小学校	90	69	82	79	64	68	452
	阿弥陀小学校	80	99	95	89	94	90	547
	北浜小学校	29	38	53	37	47	55	259
合 計		764	780	831	800	823	831	4,829

資料：学務課（令和元年5月1日）

(2)中学校の生徒数と学級数の状況

本市の中学校は、令和元年5月1日現在、市立6校、私立1校、あわせて7校あります。
 中学校の生徒数も減少傾向にあり、令和元年度で 2,967 人となっています。平成 25 年度と比較して 386 人（11.5%）減少しています。

■中学校生徒数の推移



■中学校別学年別生徒数

(単位：人)

学校名		1年生	2年生	3年生	合計
市立	高砂中学校	66	64	54	184
	荒井中学校	151	161	158	470
	竜山中学校	102	96	99	297
	松陽中学校	158	163	165	486
	宝殿中学校	203	155	195	553
	鹿島中学校	137	148	123	408
	市立計	817	787	794	2,398
私立	白陵中学校	196	184	189	569
	私立計	196	184	189	569
合 計		1,013	971	983	2,967

資料：学務課（令和元年5月1日）

(3)小・中学校の不登校等の状況

平成 30 年度の不登校は、小学生で 37 人、中学生で 119 人となっています。

不登校について、平成 26 年度以降の推移をみると、小学校では平成 27 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 29 年度から 30 年度にかけて増加しています。中学校では平成 26 年度以降、減少傾向にありましたが、小学校と同様、平成 29 年度から 30 年度にかけて増加しています。

■不登校等の状況

(単位：人、件)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小 学 校	不登校	25	31	25	20	37
	長期欠席	40	43	47	63	59
	いじめの件数	133	113	80	270	460
	スクールカウンセリング 件数	478	389	410	502	313
中 学 校	不登校	98	92	89	87	119
	長期欠席	113	117	114	117	143
	いじめの件数	55	64	50	171	93
	スクールカウンセリング 件数	982	1,185	947	934	1,093

資料：学校教育課、青少年センター

注記①：いじめの件数について

平成 29 年度から、調査回数を年 1 回から 3 回に変更するとともに、平成 30 年度から、小学校について 1 年生から 3 年生までを調査対象に加えたことから、件数が増加しています。

注記②：不登校と長期欠席の定義について

■不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

■長期欠席

連続または断続して 30 日以上欠席した者。

1-4. その他の状況

(1) 相談事業の状況

本市の主な相談事業は、子育て支援課が実施している「家庭児童相談」及び「子育て相談」、健康増進課が実施している「子どものからだ・こころ・ことば相談」、高砂児童学園が実施している「マミーサポート」、教育委員会が実施している「高砂市教育相談（※「のびのび教室」を含む）」があります。

相談件数は、平成 30 年度で合計 5,720 件と、平成 26 年度と比べると大きく増加しています。また、虐待に関する相談件数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成 30 年度で 62 件となっており、内容としては「心理的虐待」が最も多くなっています。

■主な相談事業の概要と相談件数の推移

(単位：件)

事業名称または実施場所	内 容	相談件数				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭児童相談 (子育て支援課)	気軽な相談から、児童虐待に関する相談などに対応 月～金、8:30～17:00	1,844	2,802	4,533	5,526	5,003
子育て相談 (子育て支援課)	臨床心理士による個別相談 月 2 回 13:00～15:30	68	55	89	75	52
子どものからだ・ こころ・ことば相談 (健康増進課)	乳幼児発達相談 月 3 回	527	534	534	525	502
マミーサポート 幼児保育課 (高砂児童学園)	発達相談 月～金、9:00～16:00	35	30	32	80	81
高砂市教育相談 (教育委員会) ※「のびのび教室」を含む	教育全般にかかる相談 月～金、9:00～16:00	81	81	100	77	82
合 計		2,555	3,502	5,288	6,283	5,720

注記：上記事業以外に兵庫県が実施している相談事業があります。

■虐待相談新規取扱件数の推移

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ネグレクト	22	3	17	6	4
身体的虐待	19	12	10	31	24
性的虐待	1	2	1	0	1
心理的虐待	15	6	10	44	33
合 計	57	23	38	81	62

資料：子育て支援課

2 アンケート調査結果からみる市の現状

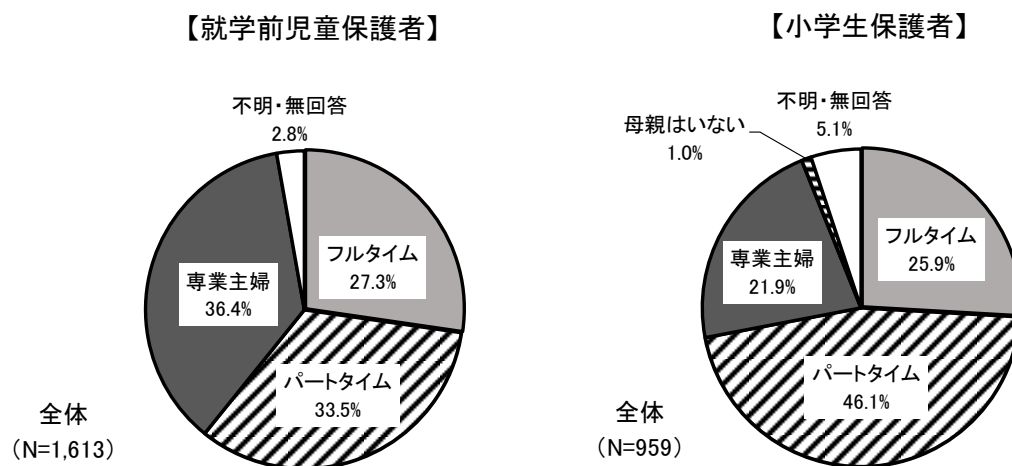
2-1. 母親の就労等の状況

(1) 母親の就労状況と就労希望

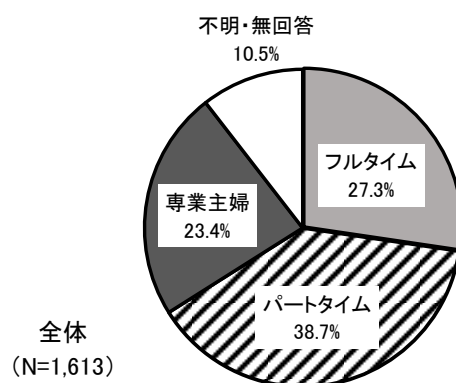
就学前児童保護者では「専業主婦」が36.4%と最も高く、次いで「パートタイム」が33.5%となっています。小学生保護者では「パートタイム」が46.1%と最も高く、次いで「フルタイム」が25.9%となっています。

就学前児童保護者の就労希望については、「パートタイム」が38.7%と最も高く、次いで「フルタイム」が27.3%となっています。

■ 母親の就労状況 (SA)



■ 母親の就労希望 (就学前児童保護者/SA)



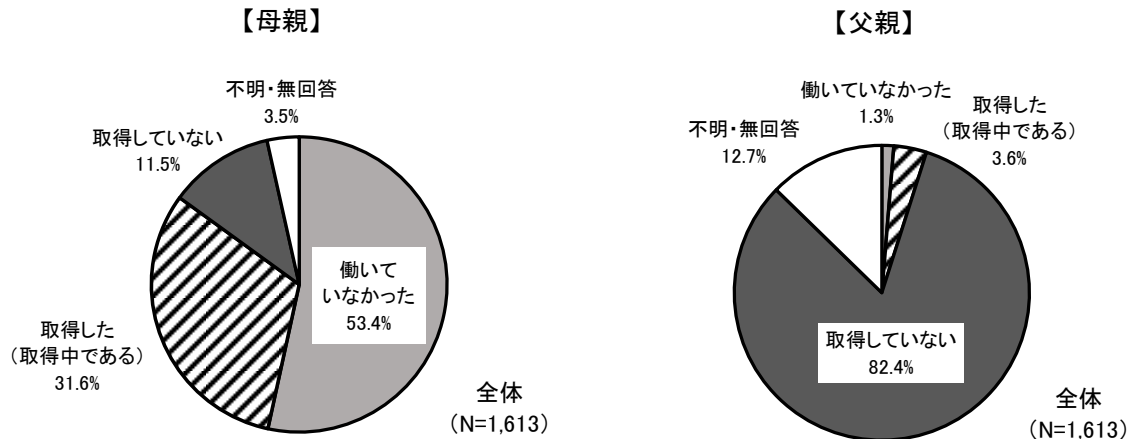
注記：グラフ中の「SA」は選択肢の中からあてはまるものを1つだけを選択する質問、「MA」はあてはまるものをすべて選択する質問、「N」は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

(2) 育児休業等の取得状況

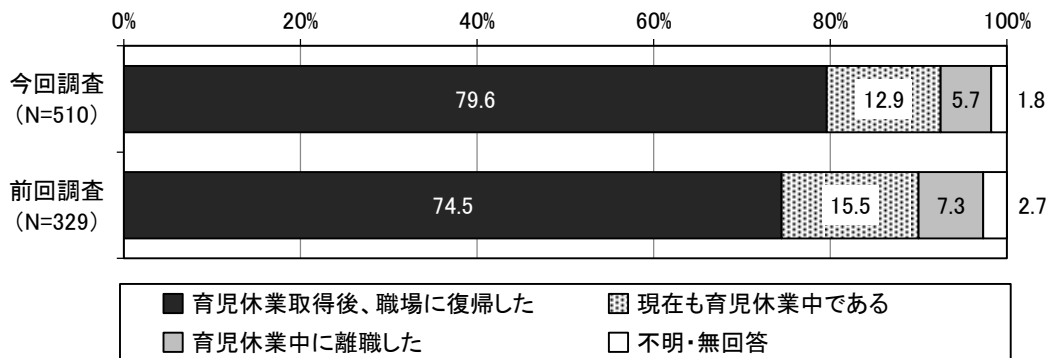
就学前児童保護者で育児休業を取得したのは、母親で31.6%、父親で3.6%です。

母親の育児休業取得後の職場への復帰については、「育児休業取得後、職場に復帰した」が8割となっていますが、「育児休業中に離職した」が5.7%みられます。また、「年度初めの入園に合わせたタイミングだった」が33.5%となっています。

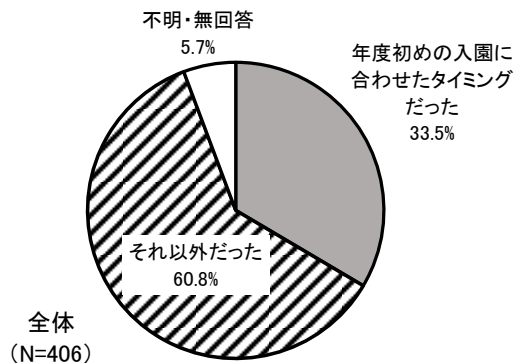
■ 育児休業の取得状況（就学前児童保護者／SA）



■ 母親の育児休業後の復帰状況（就学前児童保護者／SA）



■ 母親の育児休業後の復帰時期（就学前児童保護者／SA）

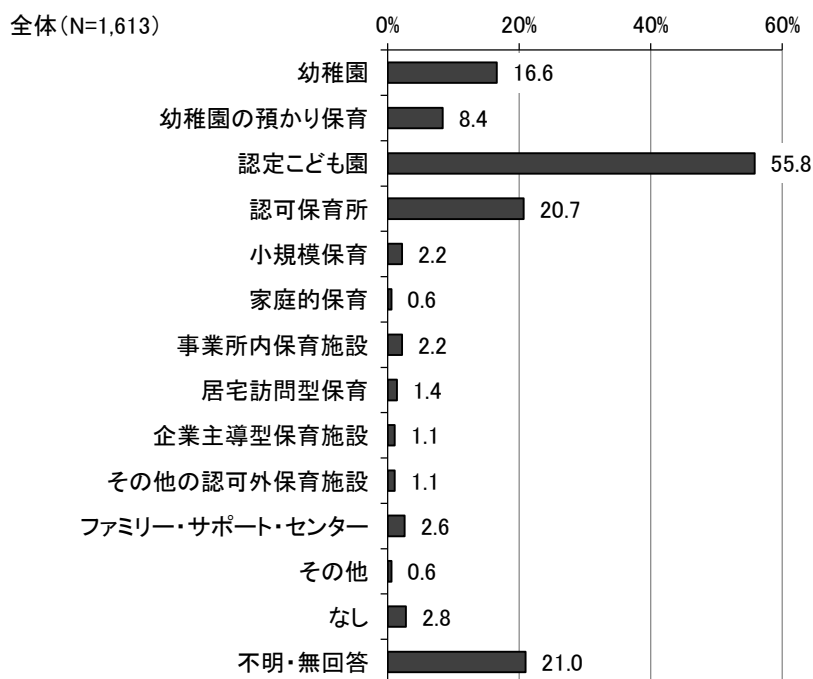


2-2. 子育て家庭の子育て等に関する意識

(1) 無償化された場合に利用したい定期的な教育・保育事業

今後、無償化された場合に利用したい教育・保育事業のサービスについては、「認定こども園」が55.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が20.7%となっています。

■無償化された場合に利用したい定期的な教育・保育事業（表：年齢別、地域別／いずれも MA）



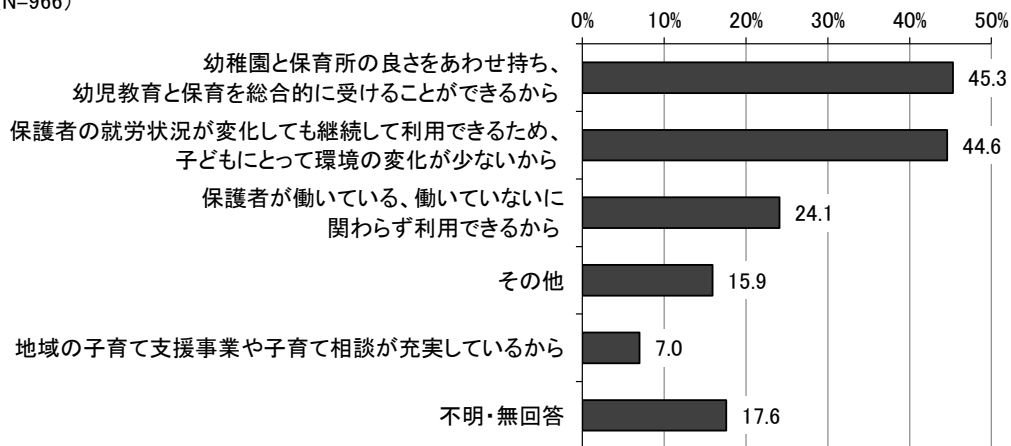
	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	その他の認可外保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	なし	不明・無回答	
全体 (N=1,613)	16.6	8.4	55.8	20.7	2.2	0.6	2.2	1.4	1.1	1.1	2.6	0.6	2.8	21.0	
年齢別	0歳児 (N=193)	25.9	14.0	62.7	34.2	3.1	0.5	4.1	1.0	1.6	0.5	3.1	—	5.2	7.8
	1歳児 (N=218)	21.1	9.6	71.6	24.3	4.1	0.5	1.8	0.5	0.9	1.4	1.4	0.5	0.9	13.8
	2歳児 (N=242)	14.5	6.2	66.1	24.4	1.2	0.8	2.1	2.5	1.2	2.1	3.7	0.4	0.8	16.1
	3歳児 (年少) (N=274)	13.9	4.7	54.7	19.7	1.8	0.7	1.5	1.5	0.7	1.8	3.3	1.5	0.7	20.4
	4歳児 (年中) (N=282)	16.3	9.2	52.8	14.5	1.4	1.1	1.4	0.4	0.7	0.7	2.8	0.4	0.4	23.0
	5歳児 (年長) (N=319)	13.5	8.5	36.7	13.5	1.3	0.3	2.2	1.3	1.3	0.6	1.3	0.6	7.2	35.7
地域別	高砂 (N=183)	14.2	9.3	57.4	19.1	1.1	—	1.1	1.1	1.1	0.5	3.8	0.5	1.6	24.0
	荒井 (N=259)	27.4	11.2	45.9	26.3	2.3	0.4	3.9	1.5	0.8	1.2	4.2	—	3.1	17.4
	伊保 (N=156)	14.7	7.7	64.1	10.3	—	—	1.3	1.3	0.6	0.6	1.9	0.6	1.9	20.5
	伊保南 (N=77)	7.8	3.9	57.1	14.3	1.3	—	1.3	—	—	—	—	—	6.5	23.4
	中筋 (N=75)	10.7	5.3	57.3	10.7	1.3	—	2.7	1.3	—	—	2.7	—	2.7	30.7
	曽根 (N=183)	23.5	10.4	45.9	32.2	2.7	2.2	1.6	2.2	1.1	2.2	2.7	—	2.2	17.5
	米田 (N=237)	13.1	6.8	56.1	25.3	1.3	0.8	1.7	1.3	1.7	0.8	3.0	0.4	3.0	21.1
	米田西 (N=136)	18.4	7.4	53.7	23.5	5.1	0.7	3.7	0.7	1.5	2.9	—	2.2	3.7	18.4
	阿弥陀 (N=167)	13.2	7.8	67.1	14.4	3.0	1.2	2.4	0.6	1.2	1.8	1.8	1.8	1.2	22.2
	北浜 (N=65)	10.8	9.2	70.8	4.6	1.5	—	—	—	—	—	1.5	—	1.5	24.6

(2)認定こども園の利用について

認定こども園を利用している（利用したい）理由については、「幼稚園と保育所の良さをあわせ持ち、幼児教育と保育を総合的に受けることができるから」が45.3%と最も高く、次いで「保護者の就労状況が変化しても継続して利用できるため、子どもにとって環境の変化が少ないから」が44.6%となっています。

■認定こども園を利用している（利用したい）理由（MA）

全体 (N=966)

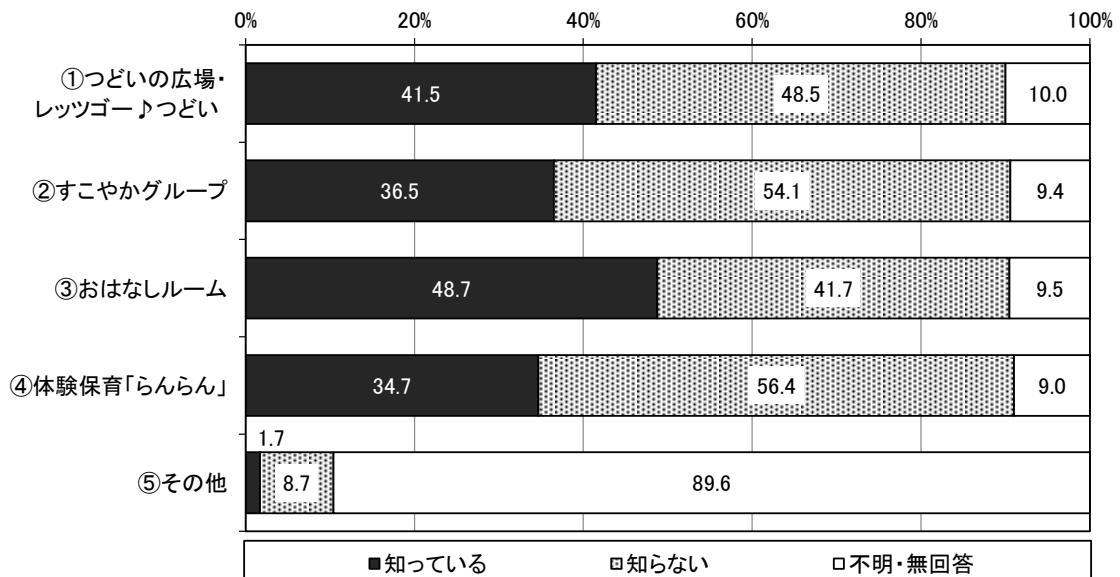


(3)地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度で「知っている」については、「③おはなしルーム」が48.7%と最も高く、次いで「①つどいの広場・レッツゴー♪つどい」が41.5%となっています。全体としては半数を下回る認知度となっています。

■地域の子育て支援事業の認知度（SA）

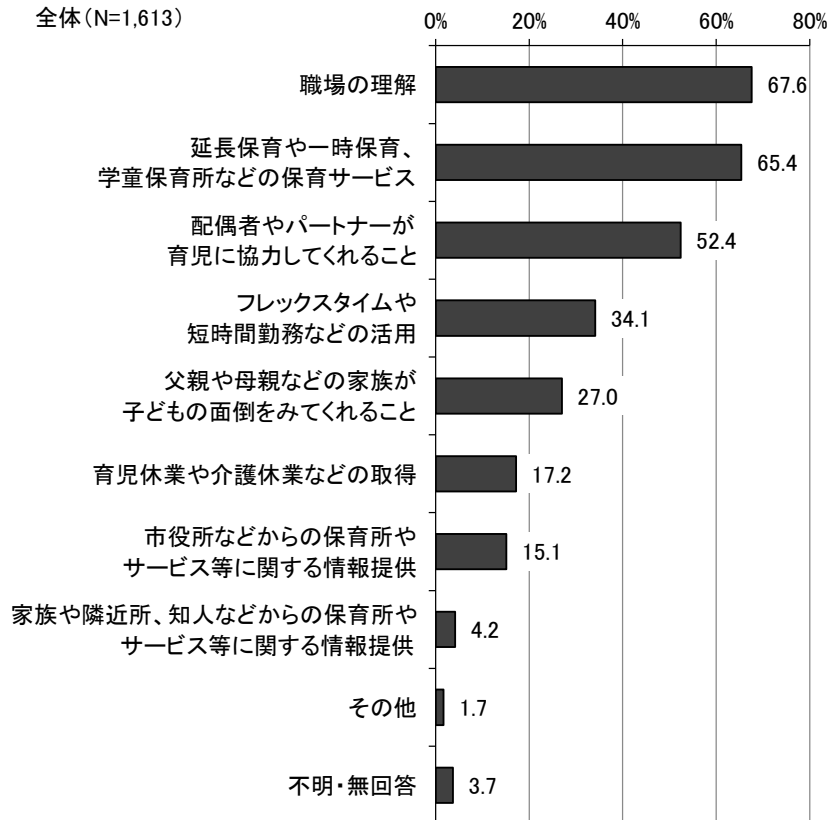
全体 (N=1,613)



(4)仕事と子育てを両立していくために有効な支援

仕事と子育てを両立していくために有効な支援については、「職場の理解」が67.6%と最も高く、次いで「延長保育や一時保育、学童保育所などの保育サービス」が65.4%となっています。

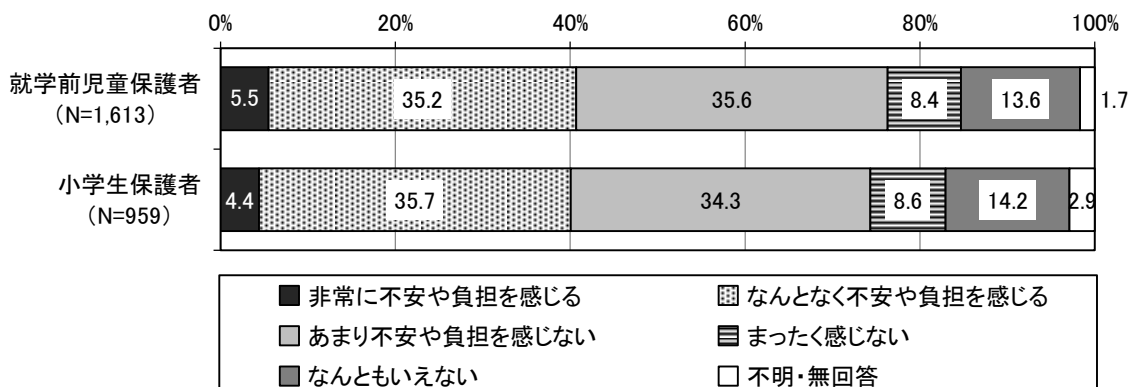
■仕事と子育てを両立していくために有効な支援（MA）



(5)子育ての感じ方

子育てに関する不安や負担感について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「あまり不安や負担を感じない」と「なんとなく不安や負担を感じる」が3割半ばで拮抗しています。「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じている』は、就学前児童保護者で40.7%、小学生保護者で40.1%となっています。

■子育てに関する不安や負担感（SA）

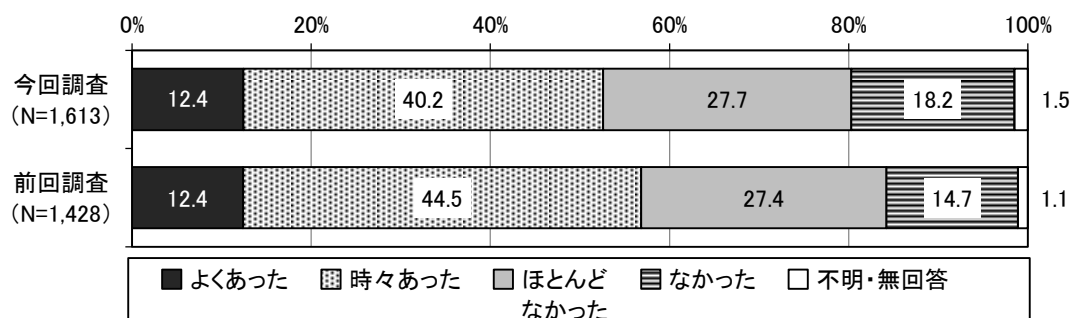


(6)妊娠中・出産後に母親が精神的に不安定になったこと

妊娠中・出産後に母親が精神的に不安定になったことの有無については、「時々あった」が40.2%と最も高く、次いで「ほとんどなかった」が27.7%となっています。

前回調査と比較すると、「よくあった」は前回と同様の割合となっていますが、「時々あった」は4.3ポイント低くなっています。

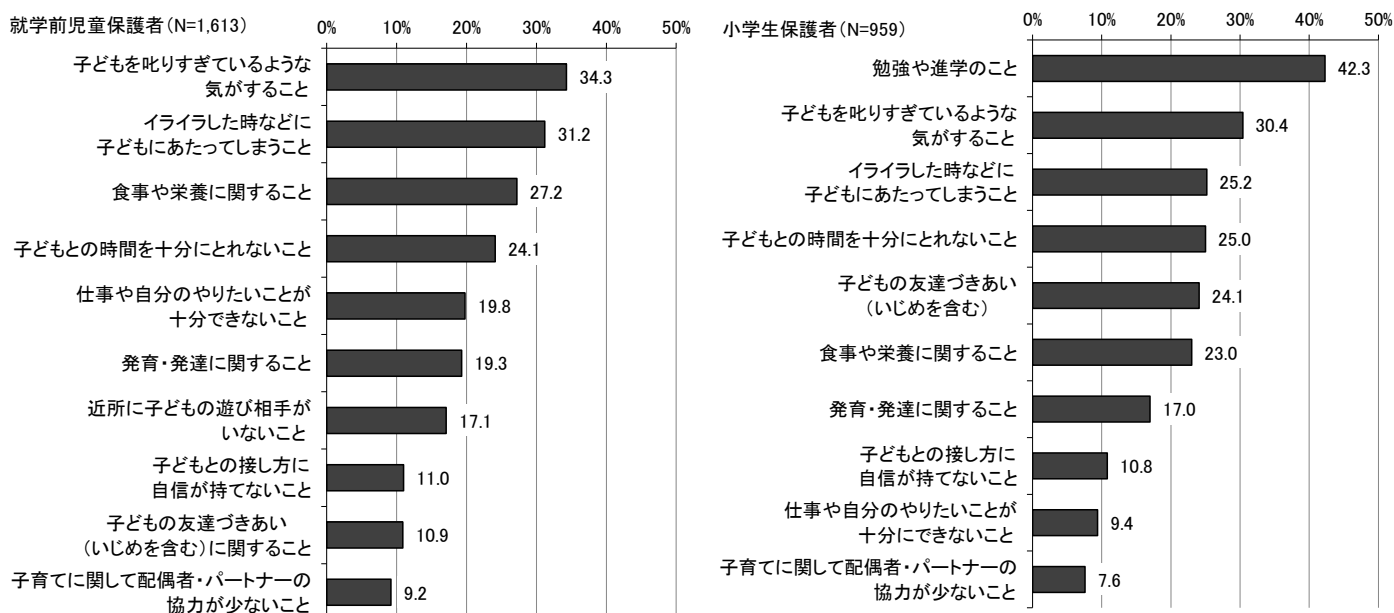
■妊娠中・出産後に母親が精神的に不安定になったことの有無（SA）



(7)日頃の悩み

子育てに関して日頃悩んでいることについて、就学前児童保護者では「子どもを叱りすぎているような気がする」と34.3%と最も高く、次いで「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」が31.2%となっています。小学生保護者では「勉強や進学のこと」が42.3%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と30.4%となっています。

■日頃悩んでいること（各上位10件/MA）

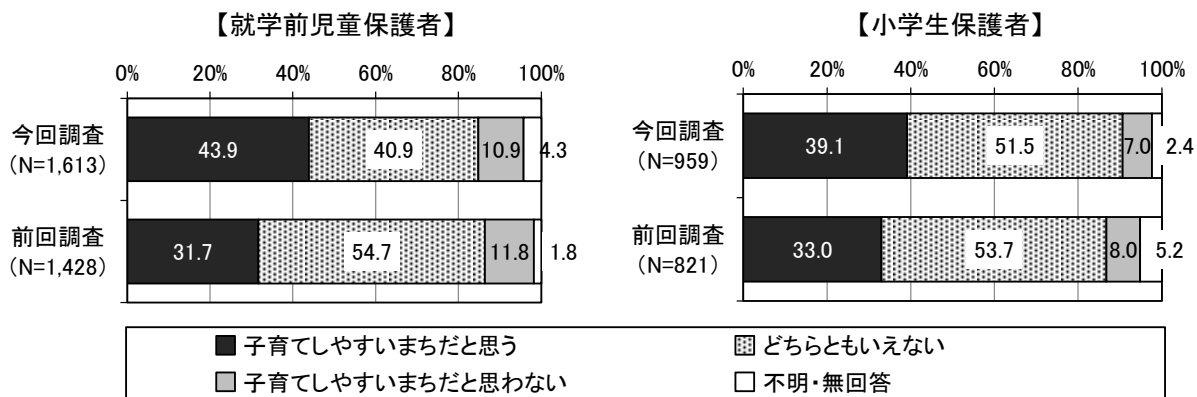


(8)子どもの育てやすさの評価

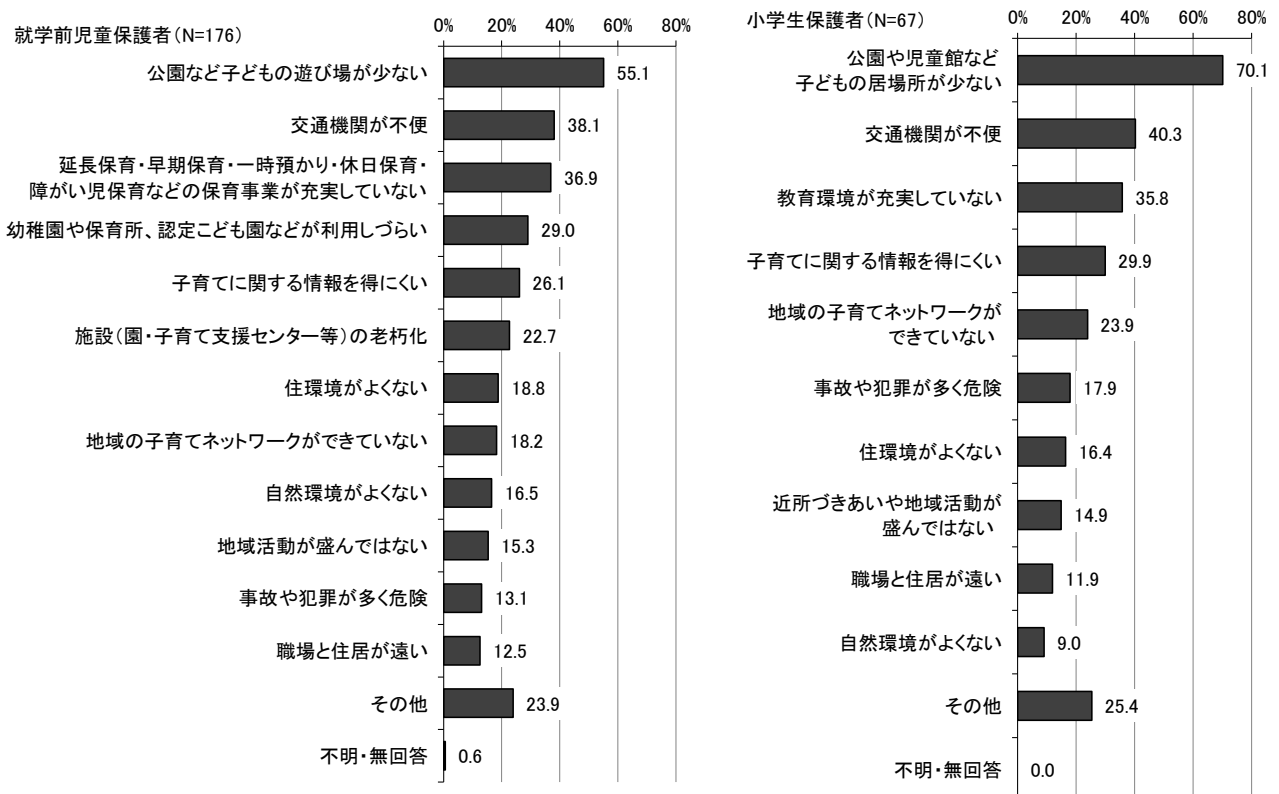
「子育てしやすいまちだと思う」については、就学前児童保護者で 43.9%（前回調査+12.2 ポイント）、小学生保護者で 39.1%（前回調査+6.1 ポイント）と、いずれも前回調査と比較して増加しています。一方、「子育てしやすいまちだと思わない」は就学前児童保護者で 10.9%、小学生保護者で 7.0%となっています。

子育てしやすいまちだと思わない人について理由をみると、就学前児童保護者では「公園など子どもの遊び場が少ない」が 55.1%、小学生保護者では「公園や児童館など子どもの居場所が少ない」が 70.1%と最も多くなっています。

■高砂市は子育てしやすいまちだと思うか（SA）



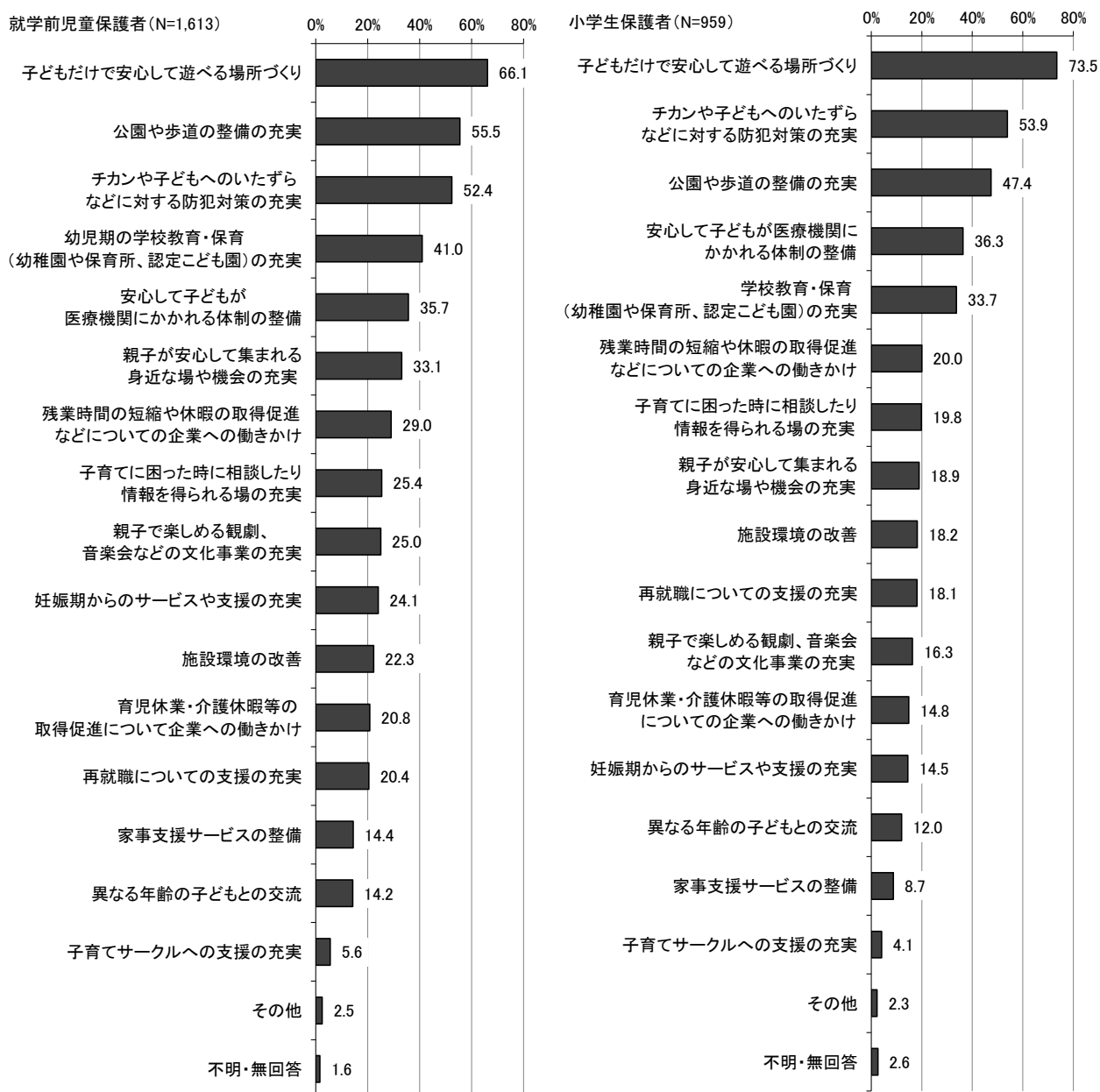
■子育てしやすいまちだと思わない理由（MA）



(9)力を入れてほしい子育て支援施策

子育て支援でもっと力を入れてほしいことについては、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が最も高くなっており、66.1%、73.5%となっています。次いで、就学前児童保護者では「公園や歩道の整備の充実」が55.5%、小学生保護者では「チカンや子どもへのいたずらなどに対する防犯対策の充実」が53.9%となっています。

■もっと力を入れてほしい子育て支援（MA）

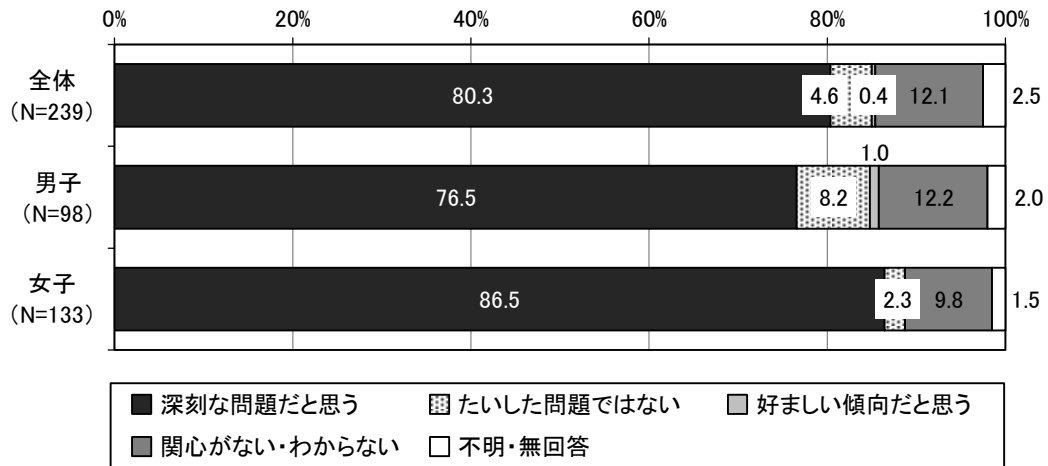


2-3. 高校生の結婚・子育て意識

(1) 少子化問題についての認識

少子化問題については、男女ともに「深刻な問題だと思う」が最も高く、男子より女子の方が10.0ポイント高くなっています。

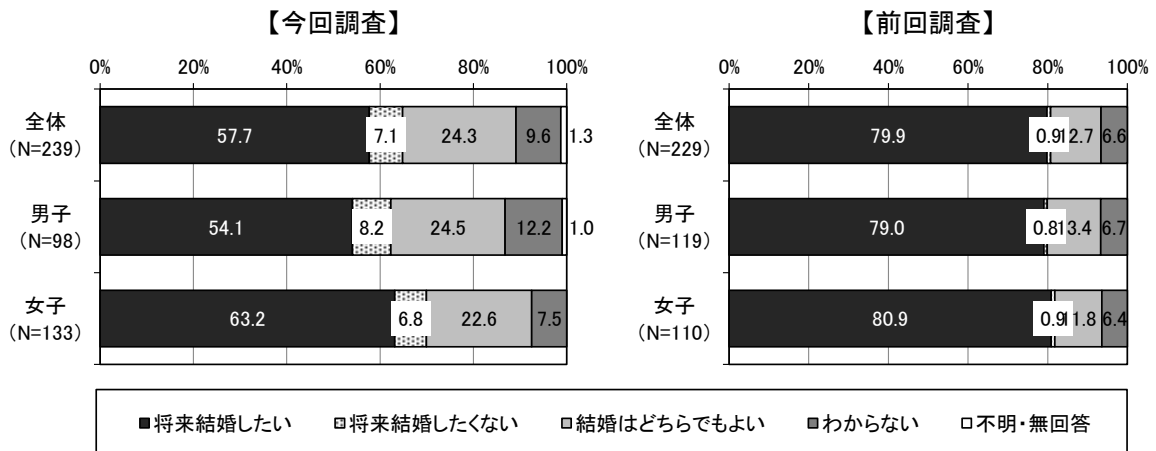
■少子化問題についての認識（SA）



(2) 結婚や子どもを持つことについて

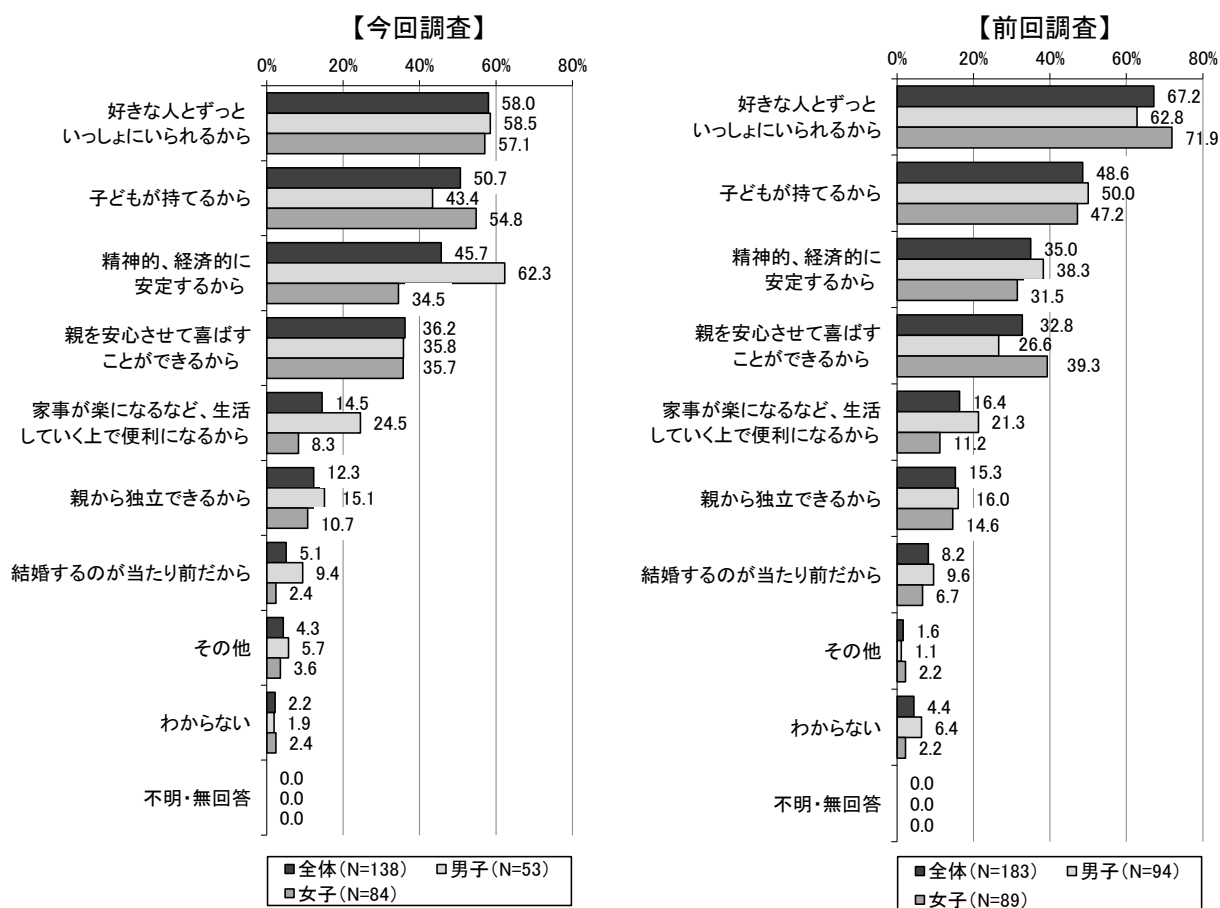
将来の結婚希望については、全体では「将来結婚したい」が57.7%と最も高く、次いで「結婚はどちらでもよい」が24.3%となっています。また、「将来結婚したい」について、男子より女子の方が9.1ポイント高くなっています。また、結婚観の変化もうかがえます。

■将来の結婚の希望（SA）



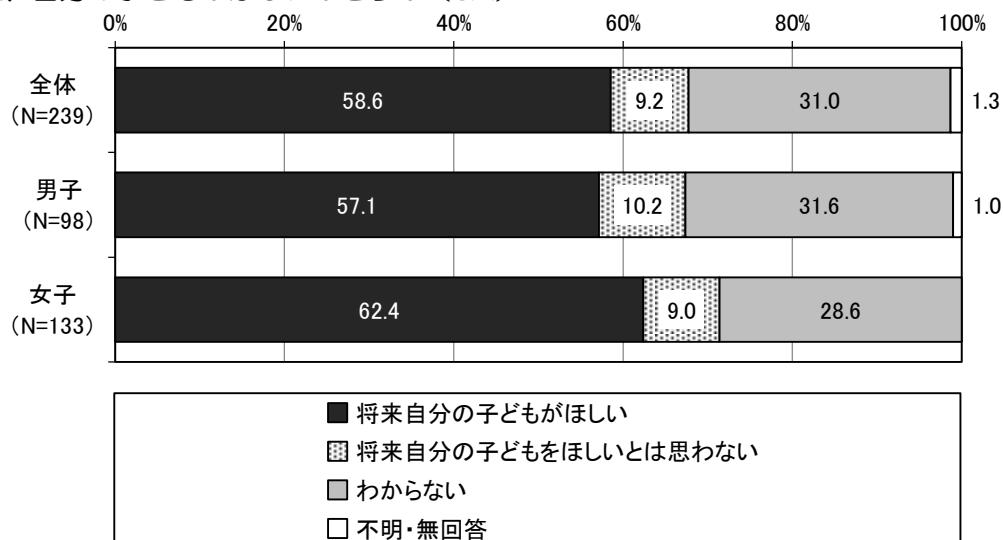
結婚したい理由については、男子では「精神的、経済的に安定するから」が62.3%と最も高く、次いで「好きな人とずっといっしょにいられるから」が58.5%となっています。女子では「好きな人とずっといっしょにいられるから」が57.1%と最も高く、次いで「子どもが持てるから」が54.8%となっています。

■結婚したい理由（MA）



将来子どもを欲しいかどうかについては、男女ともに「将来自分の子どもがほしい」が最も高くなっています。

■将来、自分の子どもがほしいかどうか（SA）

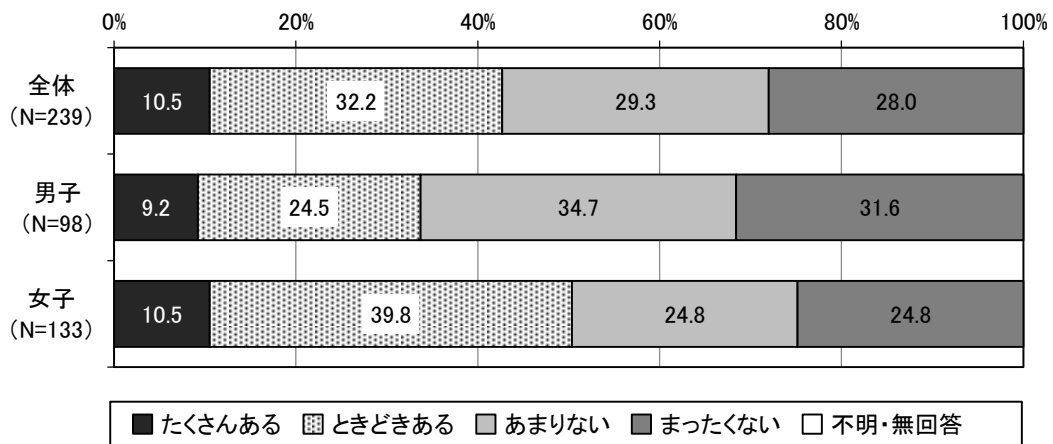


(3)乳幼児とふれあう機会の有無

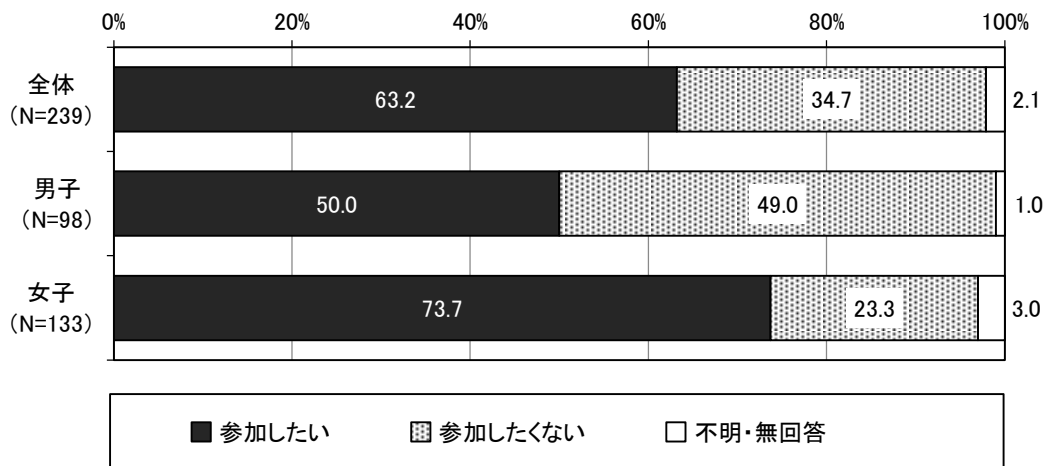
乳幼児とふれあう機会の有無については、男子では「あまりない」が34.7%と最も高く、次いで「まったくない」が31.6%となっています。女子では「ときどきある」が39.8%と最も高く、次いで「あまりない」「まったくない」が24.8%となっています。

また、乳幼児とふれあう機会への参加意向については、「参加したい」が男子では50.0%、女子では73.7%となっています。

■乳幼児とふれあう機会（SA）



■乳幼児とふれあう機会への参加意向（SA）



2-4. 調査結果のまとめ

(就労希望の実現に向けた受け皿の整備等)

- ・母親の就労状況については、就学前児童保護者で6割が就労している中、6割半ばが就労を希望していることから、一部では就労の希望が実現できていない実情がうかがえます。そのため、定期的な教育・保育事業の整備による保育サービスの充実が重要となりますが、それに伴う就労ニーズの喚起も想定されることから、ニーズの把握にあたっては注視が必要であると考えられます。

(育児休業の取得状況と復帰に向けた支援)

- ・就学前児童保護者では、母親の育児休業の復帰状況として、8割が「育児休業取得後、職場に復帰した」という結果でしたが、一部「育児休業中に離職した」母親もいることから、育児休業後、円滑に職場復帰できるようにするための支援も重要であると考えられます。

(幼児教育・保育の無償化に伴う教育・保育事業の利用について)

- ・幼児教育・保育が無償化された場合に利用したい定期的な教育・保育事業については、「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」となっています。利用している（利用したい）理由としては、「幼稚園と保育所の良さをあわせ持ち、幼児教育と保育を総合的に受けることができるから」、「保護者の就労状況が変化しても継続して利用できるため、子どもにとって環境の変化が少ないから」が4割半ばと高くなっており、質の高い幼児教育・保育と、保護者の就労状況に左右されない利便性がポイントであることがうかがえます。

(仕事と子育ての両立支援に向けて)

- ・仕事と子育てを両立していくために有効な支援については、「職場の理解」と「延長保育や一時保育、学童保育所などの保育サービス」が6割半ばを超えており、職場に対する理解促進や雰囲気醸成とともに、保育サービスの充実という両面の支援が重要であることがうかがえます。

(子育ての感じ方や日頃の悩みなど)

- ・4割ほどの保護者が、子育てに対して不安や負担感を感じています。そのような中、日頃の悩みとしては就学前児童保護者と小学生保護者では、その内容に一定の差があり、小学生保護者では「勉強や進学のこと」が4割以上となっていますが、「子どもを叱りすぎているような気がする」とや「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」については、いずれの保護者でも2割半ばから3割となっています。

(市の子育て支援について)

- ・本市の「子育てしやすいまちだ」と思うについての評価は、前回調査と比較して上昇していることから、一定の好意的な評価がうかがえます。しかし、子育てしやすいまちだと思わない人の理由が、いずれの保護者でも公園などの遊び場や居場所に関する意見であるとともに、保護者全体の意見として把握した、注力してほしい子育て支援施策についても「子どもだけで遊べる場所づくり」となっていることから、保護者の評価に関わらず、場づくりに対するニーズ・重要性がうかがえます。また、これらの充実により、子育て家庭の満足度の向上や、保護者のリフレッシュも期待できると考えられます。

(高校生の結婚・子育て意識)

- ・高校生における少子化問題についての認識としては、8割が深刻な問題だと捉えています。将来の結婚希望については、「将来結婚したい」が約6割となっており、前回調査と比較すると低くなっていることから、結婚観の変化や価値観の多様化が進んでいることがうかがえます。また、乳幼児とふれあう機会への参加意向については、男子で半数、女子で7割以上と男女差があります。

3 第1期計画の主な進捗状況

3-1. 基本目標別の達成状況

第1期計画で推進してきた事業について、事業担当課で達成度の自己評価を行いました。延べ188事業中186事業（98.9%）がSまたはAの評価となっています※。

基本目標別に平均点を算出すると、「5. 仕事と子育ての両立支援」が2.22と最も高くなっており、次いで「3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実」「6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援」が2.05で並んでいます。

※平成30年度の評価シートから、評価段階を5段階から4段階へ変更しました。

■第1期計画の達成状況（平成30年度）

基本目標	事業数	達成度別 事業数				平均点
		S	A	B	C	
1. 地域における子どもや子育て家庭への支援	37	1	36	0	0	2.03
2. 親と子の心と体の健康づくり	27	0	27	0	0	2.00
3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	42	3	38	1	0	2.05
4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備	27	0	26	1	0	1.96
5. 仕事と子育ての両立支援	18	4	14	0	0	2.22
6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	37	2	35	0	0	2.05
合 計 () 内は構成比	188 (100.0%)	10 (5.3%)	176 (93.6%)	2 (1.1%)	0	2.04

※評価内容 S：予定以上に進捗している（3点）
A：予定通り進捗している（2点）
B：遅れている（1点）
C：事業を廃止（0点）

3-2. 主な取り組みの評価

第1期計画において定めた数値目標の達成状況について、以下に示します。

■教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の目標値と実績値

項 目		第1期計画 目標値※1 令和元年度	実績値	
			平成30年度	令和元年度 見込み
教育・保育	幼稚園、認定こども園	874人	641人	630人
	合 計	2,130人	2,170人	2,050人
	保育所、 認定こども園	3～5歳	1,340人	1,343人
		1・2歳	675人	626人
		0歳	155人	81人
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	2箇所	3箇所	3箇所
	時間外保育事業	628人	23,503人	22,310人
	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	823人	844人	885人
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	81人日	67人日	80人日
	乳児家庭全戸訪問事業	663人	634人	607人
	養育支援訪問事業	80人	45人	57人
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	12,000人	10,359人	10,191人
	一時預かり事業(幼稚園型)	26,496人	25,710人	28,986人
	一時預かり事業(一般型)	1,696人	2,255人	2,038人
	病児保育事業	750人	944人	1,040人
	子育て援助活動事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1,260人	1,257人	1,308人
	妊婦健康診査	1,009人	1,014人	910人
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	生活保護世帯を対象に、特定教育保育施設等が徴収する保護者の実費負担に対して助成。		
	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	需要状況により対応。		

※1…計画期間の最終年度の量の見込みを記載。(中間年における見直しを行った事業は、見直し後の数値を記載。)

4 現状・課題のまとめと今後の方向性

基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援

子どもの成長・発達や食事、病気についてのことから、教育や友だちづきあいまで、子育ては日々悩みの連続です。

本市では、子育て支援センター（高砂）や北部子育て支援センターを子育て支援の拠点施設として位置づけ、相談・支援事業の充実を図るとともに、家庭児童相談や心理士等専門職による保育所等への巡回相談など、子育て家庭への相談の充実・情報機能の強化に取り組んできました。

その一方で、子育てを支援するための様々な取り組みについての認知度をアンケート調査でうかがったところ、その認知度は半数に満たないことが明らかになりました。

核家族化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化などにより、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられますが、支援の不十分な家庭では育児にストレスを感じたり、経済的な困難に直面したときにうまく対応できないといった事態にもつながります。地域の子育て支援拠点をはじめとする、本市の豊富な支援サービスの積極的な情報発信とその活用とともに、地域子ども・子育て支援事業による取り組みを充実させ、利用しやすいように拠点づくりを進めていくなど、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支え、子育て家庭が安心して子どもと向き合い、子どもがすくすくと育つことができる環境づくりを進めることが求められています。

基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり

本市では、平成 29 年度に高砂市子育て世代包括支援センターがオープンし、それに伴い、プレママサロンや利用者支援事業、10 か月児健康診査をはじめました。また、平成 27 年度から妊婦歯科健康診査、平成 28 年度には子どもを希望する人への支援として不妊・不育症治療費助成事業を開始しました。平成 27 年度、平成 30 年度と段階的に妊婦健康診査費の助成を増額し、妊婦健診の助成券がそのまま使用できる医療機関等を兵庫県内とすることで広域化を図りました。

さらに平成 30 年度、産後も安心して子育てができるよう支援する産後ケア事業をスタートするなど、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を進めています。

今回実施したアンケート調査からは、就学前児童の母親の半数以上が妊娠中あるいは出産後、精神的に不安定になったことがある（「よくあった」と「時々あった」の合計）と答えています。5 年前に実施した調査と比較すると 4.3 ポイント減少しています。

引き続き、親と子の心と体が健やかに育まれる環境づくりとともに、子どもを希望する人が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりが求められています。

基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

国においては「小1の壁」の打破が重点課題に掲げられており、幼児教育・保育の質の向上は重要な課題であるといえます。

本市では待機児童ゼロを堅持し、幼児教育・保育の一体的提供と質の向上に向け、市立幼稚園と市立保育所、私立保育所の認定こども園への移行促進に向けて取り組んでいます。また、認定こども園への移行に合わせて、3歳児教育を実施してきました。

そのような中、今回実施したアンケート調査からは、認定こども園を利用している保護者、利用を希望している保護者の中でも、半数近くが認定こども園のメリットを「幼児教育と保育を総合的に受けることができるから」と捉えています。また、保育士の確保や従事者の資質向上にも取り組み、充実を図りながら、多様化するニーズに対応するため幼児教育・保育の質のさらなる向上が求められます。

小学生児童の保護者のアンケートからは、4割以上が「勉強や進学のこと」で日頃悩んでいると回答しており、教育環境の充実は要望が高い問題であることがうかがえます。本市では平成30年度に小中学校の9年間を通した学びと育ちの連続性をめざした「高砂市小中一貫教育」をすべての小中学校に導入しました。

今後とも、学校教育のさらなる推進とともに、市の特色を生かした体験・交流活動を進めることにより、子どもの「生きる力」を育んでいくことが求められます。さらに、家庭の教育力の向上とともに、学校・家庭・地域社会の連携を進めていく必要があります。

基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっています。さらに、人為的な危険だけでなく、自然災害等の危険から子どもたちの身を守るための取り組みが求められており、行政に寄せられるニーズは複雑・多様化しています。

また、今回のアンケート調査からは、就学前・小学生保護者ともに「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして挙げられており、就学前の保護者で6割半ば、小学生の保護者で7割となっています。

本市では、次代を担う子どもたちの可能性を伸ばすべく、「まちの魅力アップ」による環境整備に取り組んでいることから、引き続き、子どもの安全確保をはじめ、公園・緑地の確保や歩道や公園等のバリアフリー化の実現に向けて取り組むなど、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

基本目標5. 仕事と子育ての両立支援

全国的に人口減少社会が到来するとともに、少子化の進行は深刻なものとなっています。少子化の歯止めとなりうるワーク・ライフ・バランスの実現が一つの課題となっている中、本市では、男性の子育てへの参加を促すべく、男女平等意識の啓発を進めるとともに、男性の意識改革を図るための各種講座を展開するなどの取り組みを進めてきました。また、子育てしやすい雇用環境の整備に向け、市ホームページを活用した情報提供や職場環境の改善に向けた啓発を行っており、継続的な取り組みが重要になってきます。

今回のアンケート調査では、仕事と子育てを両立していくために有効な支援として、6割半ばの保護者が「延長保育や一時保育、学童保育所などの保育サービス」を回答しています。今後の共働き家庭の増加を勘案すると、地域の状況も踏まえながら、教育・保育の量的拡充や学童保育の二歳に対応した整備や質の確保を図っていく必要があります。

また、仕事と子育ての両立支援については、母親のみを支援の対象として捉えるのではなく、父親が積極的に子育てに携わることのできる環境づくりを並行して考えることが重要です。さらに、ひとり親家庭に向けたきめ細やかな支援も重要です。

基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

家庭や地域を取り巻く状況は変化し続けており、児童虐待や子どもの貧困などに端を発する事件・事故が後を絶ちません。児童虐待については近年、全国的な相談対応件数の増加がうかがえ、年度ごとに過去最多を記録しています。

本市では、児童虐待防止対策を推進するため、子どもの人権尊重に関する普及・啓発を進めながら、発生予防と早期発見に向けた取り組みやネットワークの整備を進めてきました。また、子どもの貧困対策として、「子ども食堂」に関わる団体への支援や生活困窮者の自立支援の検討を進めてきました。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する観点から、虐待や貧困など家族の状況、障がい等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、それぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

子どもは地域・社会の宝であるとともに、高砂市の未来を創造する希望でもあります。一人ひとりの子どもが、性別・国籍・障がいの有無・生まれ育った環境に関わらず、自己の可能性を最大限に発揮して、明るくのびのび育つことができるまちづくりが、今後さらに求められます。

人口減少や核家族化の進展、子育てニーズの複雑・多様化など、子育てを取り巻く状況はめまぐるしく変化し続けています。そのような中、家庭だけでなく、地域や学校、企業等がそれぞれの役割を認識し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支え、育んでいく必要があります。

子どもの最善の利益を第一に考えた協働を推進することにより、子どもが健やかに育っていける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみを地域と分かち合いながら、子どもを安心して育てることができるまちの実現をめざします。

**子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして**

2 基本的な視点

本計画は、次の4つの基本的な視点に基づき策定しました。

1

一人ひとりの子どもを尊重し、すべての子どもと家庭を支援する視点

「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも謳われているように、子ども・子育て支援は、大人の視点だけで捉えるのではなく、子どもの利益や子ども自身の意思を最大限に尊重して、取り組みを推進する必要があります。

障がい、疾病、虐待、貧困など、様々な困難を抱えた子どもや子育て家庭がある中で、子ども一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと家庭を支援する取り組みを推進します。

2

安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現する視点

危機的な少子化傾向を食い止めるためには、ワーク・ライフ・バランスが実現され、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要です。

そのため、結婚、妊娠・出産、子育てのそれぞれのライフステージのニーズに応じた切れ目のない支援を推進するとともに、仕事と子育ての両立ができるよう、男女の働き方の見直しを進め、国や県、関係者と連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

3

未来の親の育成、親としての成長・成熟を支援する視点

子どもは、次の時代の社会を創造するとともに、未来の親になるという認識のもとで、一人ひとりの豊かな人間性を育み、自立して家庭を持ち、さらに次の時代の子どもを育てることができるよう、総合的な取り組みを推進します。

また、すべての親が孤立することなく、子どもの成長に喜び、生きがいを感じながら親として成長・成熟し、子育てに責任を果たすことができるようにするための取り組みを推進します。

4

社会全体で子育てを支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来を創造する力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我がまちの担い手の育成の基礎となります。

地域や家庭、事業者、行政等、社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任を果たしながら、社会全体が協働して、子どもや子育て家庭への支援に取り組みます。

3 基本目標

計画の基本理念に基づいて、次の6つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援にかかる施策及び事業の総合的かつ効果的な展開を図ります。

基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援

家庭の育児負担が増大する中、子どもや保護者、子育て家庭が孤立することなく自立した生活が送れるよう、子育て相談の充実とともに、情報提供機能の強化を図ります。

また、子育てを支える地域コミュニティの育成はもとより、子育て支援拠点を核とした子育て支援の充実を図るなど、地域ぐるみで支援を行います。

基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策を講じることで、継続した心と体の健康づくりを進めます。また、次の社会を支える児童・生徒に対して、成人期に向けた保健対策の充実を図ります。さらに、地域全体で「食育」に関する啓発・学習の推進に取り組みます。それに加えて、地域医療の充実や救急医療体制の整備といった小児医療体制の充実に努めます。

基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

幼児教育・保育の一体的な提供を図るとともに、その質の向上に努めます。また、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進することにより、一人ひとりの健やかな成長を支えます。さらに、地域の特色や多様性を生かした体験・交流活動の推進に取り組むことで、市への愛着を育みつつ、家庭における教育力の向上を図るなど、あらゆる視点から教育・保育の充実を図ります。

基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもや子育て世代が安心して高砂市で暮らし、活動できるよう、ゆとりある住環境や子どもや親子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを推進します。

基本目標5. 仕事と子育ての両立支援

男女ともに家庭での責任を果たしながら仕事と家庭の両立が図れるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、国や県と連携した働き方改革の推進などによる労働環境の改善・整備を進めます。

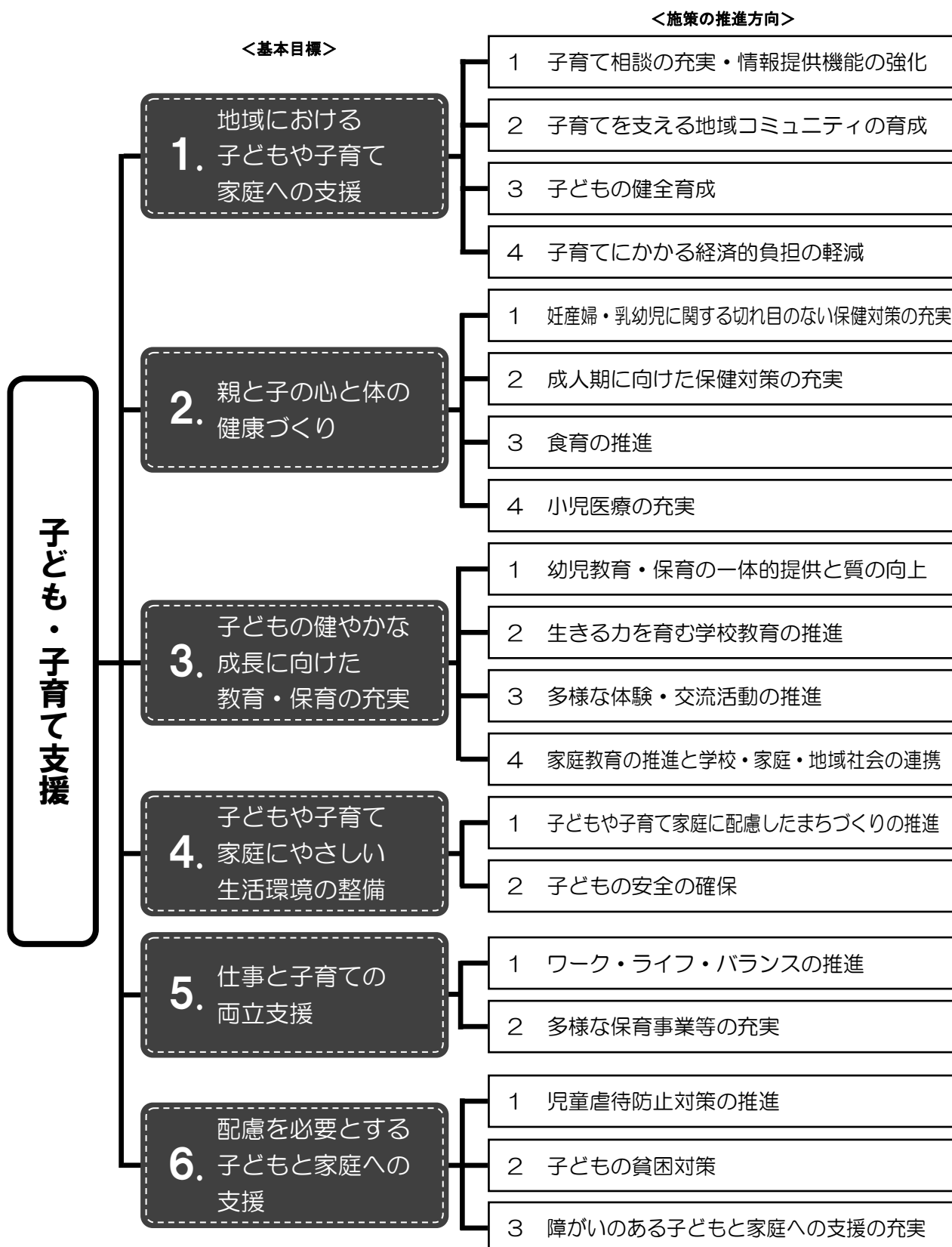
基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障がいや虐待等によりケアを必要とする子どもやひとり親家庭に向けた支援とともに、総合的な子どもの貧困対策を推進するなど、配慮を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援を行います。

4 子ども・子育て支援の施策の体系

〈趣旨〉

子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして



第3章 分野別施策の推進

基本目標1. 地域における子どもや子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行などを背景に、家庭の育児負担が大きくなっています。保護者にとって日々、連続する悩みをきめ細やかに解消すべく、子育て相談の充実・情報提供機能の強化を図るとともに、子育てを支える地域コミュニティの育成を進めることにより、地域で子育てを支える体制の充実を図ります。また、子どもの居場所づくりや有害環境対策の充実に努めるなど、子どもの健全育成に取り組みます。さらに、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化や市独自の副食費の無償化をはじめとして、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子どもや子育て家庭への充実した支援を展開します。

1 子育て相談の充実・情報提供機能の強化

(1) 子育てに関する相談支援体制の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-1-1-1	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センター（高砂・北部）を子育て支援の拠点施設として市民に周知するとともに、相談・支援事業の充実を図ります。	子育て支援課 （子育て支援センター）
1-1-1-2 【2部再掲】 (6-2-1-1)	家庭児童相談室の充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実を図るとともに、利用者支援事業との連携を図ります。	子育て支援課
1-1-1-3 【2部再掲】 (6-3-1-3)	保育所等巡回相談の充実	心理士等が保育所等を巡回し、発達検査・相談、職員等への相談・助言、環境整備、関係機関との連携を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課
1-1-1-4	青少年相談の充実	児童・生徒の暴力、非行、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、関係機関との連携を密にして対応するよう相談体制の充実に努めます。	未来戦略推進室 （青少年センター）
1-1-1-5 【2部再掲】 (6-2-1-2)	利用者支援事業の充実	利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。	子育て支援課 幼児保育課 健康増進課
1-1-1-6 【2部再掲】 (6-1-2-4)	子ども家庭総合支援拠点の設置【新規】	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

(2)子育て親子の仲間づくりへの支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-1-2-1	子育てサークルの育成	保育園・認定こども園での体験保育事業「らんらん」、公民館等での「すこやかグループ」活動を実施し、子育てサークルの育成を図ります。また、サークル支援として、活動場所の確保や遊びのキャラバンの開催、サークル間の情報交換や連携を深めるための交流会を実施します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
1-1-2-2	つどいの広場の活用	子育て支援センターにおいて、乳幼児を持つ親の子育ての不安や負担感を軽減するため、「つどいの広場」を開催します。また、子育て支援センターへ参加しにくい親子のため、地域の公民館等で「レッツゴーつどい」を実施します。	子育て支援課 (子育て支援センター)

(3)子育て関連情報の提供体制の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-1-3-1	情報誌等による情報の継続的な提供	子育てに関する情報誌「すこやか」「あそぼ」「子育てサークル紹介」等を継続して発行します。	子育て支援課 (子育て支援センター)
1-1-3-2	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	市ホームページや高砂市公式アプリ等、あらゆる媒体を活用しながら子育て支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援課 健康増進課

2 子育てを支える地域コミュニティの育成

(1)子育てを支える地域コミュニティの育成

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-2-1-1	地域子育てネットワーク事業の推進	声かけ運動や見守り運動を通して、地域の支援体制の充実に取り組みます。	生涯学習課
1-2-1-2	安全・安心のまちづくり活動の促進	P T Aや自治会等の地域組織等が自主的に行う「子どもの登下校の見守り」や「青色防犯パトロール」など、子どもの安全・安心を確保するためのまちづくり活動等を推進します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当) 生涯学習課 危機管理室
1-2-1-3 【2部再掲】 (5-2-1-6)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-2-1-4	地域における子育て支援を担う人材育成	子育て支援センターが中心となり、子育てサークルの育成、支援の充実を図ります。また、ママボランティア講座を開催し、子育て支援を担う人材を育成するなど、地域の子育て力の向上に努めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)

(2)子育て支援拠点を核とした子育て支援の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-2-2-1	子育て支援センターを核とした子育て支援の充実	子育て相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。 拠点となる子育て支援センターを核として、子育て家庭に関する支援の充実について、関係機関との連絡・調整を行います。	子育て支援課 (子育て支援センター)
1-2-2-2	認定こども園・幼稚園・保育所を活用した地域支援の展開	認定こども園や幼稚園において、地域に開かれた子育て支援拠点として子育て支援事業やふれあい保育を行い、子育て相談や仲間づくり・交流事業を実施しながら子育て支援の充実を図ります。	幼児保育課 学校教育課

3 子どもの健全育成

(1)子どもの居場所づくり

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-3-1-1 【2部再掲】 (6-2-2-1)	放課後子ども総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的かつ分野横断的な取り組みを推進します。	生涯学習課 教育総務課 子育て支援課
1-3-1-2	青少年仲間づくり事業の推進	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業をはじめ、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
1-3-1-3	子ども会活動の活性化	子ども会が円滑に運営できるよう、活動への助成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)
1-3-1-4 【3部再掲】 (2-6-1)	「子ども食堂」に関わる団体への支援	「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	子育て支援課

(2)有害環境対策の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-3-2-1	インターネット上の有害情報対策の推進	子どもがインターネット被害に遭ったり、巻き込まれたりすることのないよう、子どもが利用する携帯電話等にはフィルタリングを保護者に勧めるよう、携帯インターネット接続役務提供事業者に依頼を行います。 また、サイバーパトロールの実施に努めます。	未来戦略推進室 (青少年センター)
1-3-2-2	情報モラル教育の推進	SNSやインターネット等に係るトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	学校教育課

(3)地域における非行防止活動の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-3-3-1	非行防止啓発活動の推進	広報車による呼びかけやパトロール、広報「みちびき」の発行、広域街頭補導時に啓発資料の配布を行うなど、非行防止のための啓発に努めます。	未来戦略推進室 (青少年センター)
1-3-3-2	青少年補導委員協議会活動の促進	各地区において、非行防止のために補導委員が定期的に巡回を実施するなど、活動の充実に努めます。また、補導委員の資質向上を図るため、計画的に研修会を実施します。	未来戦略推進室 (青少年センター)

◇たかさご放課後子ども総合プラン行動計画◇

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担うべき自主性、社会性等をさらに備えた人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、教育委員会と市長部局が連携し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下、「学童保育所」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下、「放課後子ども教室」という。）の計画的な整備を、引き続き進めます。

<取り組みの内容>

- 放課後の児童の居場所づくりとして、小学生の様々な学習や体験活動を行う放課後子ども教室を、全小学校区で引き続き開設します。
- 学校施設の有効活用を図り、放課後子ども教室と学童保育所の一体的及び連携による実施を行います。
- 行政関係（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、地域住民、事業実施事業者、学識経験者等からなる「たかさご放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、放課後児童対策の取り組みを円滑に進めるための体制を構築します。また、子どもの自主性、社会性のさらなる向上を図るための学童保育所の役割を果たす観点から、育成支援の内容について利用者や地域住民への周知を推進します。
- 運営委員会にて、放課後子ども教室と学童保育所の一体的及び連携による実施に関する方策について検討します。また、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する検討を、継続的に進めます。
- 学童保育所は、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実を図ります。

<目標事業量>

	実績 平成30年度	目標 令和5年度
放課後子ども教室の実施箇所数	10 小学校	10 小学校
学童保育所（放課後児童クラブ） の実施箇所数	10 小学校区	10 小学校区
放課後子ども教室と学童保育所の 一体的な実施箇所数	9 小学校区	9 小学校区
放課後子ども教室と学童保育所の 連携による実施箇所数	1 小学校区	1 小学校区

4 子育てにかかる経済的負担の軽減

(1) 各種制度の普及

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-4-1-1	児童手当の給付	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給します。	子育て支援課
1-4-1-2 【2部再掲】 (6-2-3-1)	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	国保医療課
1-4-1-3	養育医療費の助成	入院による養育が必要な未熟児を対象として、医療費の一部負担金及び入院時食事療養費の給付を行います。	健康増進課
1-4-1-4 【2部再掲】 (6-2-3-2)	就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	幼児保育課
1-4-1-5 【2部再掲】 (6-2-3-3)	学童保育所保育料の軽減	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	子育て支援課
1-4-1-6 【2部再掲】 (6-2-2-2)	小・中学校就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助し、就学を支援します。	学務課
1-4-1-7 【2部再掲】 (6-2-2-3)	高等学校奨学金の給付	経済的理由により、修学が困難な高等学校等在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行います。	学務課
1-4-1-8 【2部再掲】 (6-2-2-5)	幼児教育・保育の無償化【新規】	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課
1-4-1-9 【2部再掲】 (6-2-3-4)	給食費（副食費）の無償化【新規】	給食費（副食費）の無償化について、国が定める範囲を拡充し、特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を行います。	幼児保育課

基本目標2. 親と子の心と体の健康づくり

晩婚化の進展とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている中、妊娠・出産・子育てに安心して取り組めるよう、切れ目のない支援体制が求められています。そのため、安心して妊娠・出産ができる包括的な支援体制の整備とともに、乳幼児等の健康保持と育児不安の解消に取り組むなど、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を図ります。さらに、未来の親を育てるという視点から、成人期に向けた保健対策の充実を図るとともに、食育に関する啓発・学習の推進に努めます。さらに、地域医療の充実とともに、救急医療体制の整備を図ることにより、小児医療の充実を図ります。未来の親子をも見据えた、“いま”の親子の総合的な心身の健康づくりに取り組みます。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

(1) 安心して妊娠・出産ができる体制の整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-1-1-1	子育て世代包括支援センターの運営	子育て世代包括支援センターの運営により、母子保健や育児に関する問題や課題を一体的かつ円滑に対応するとともに、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。	健康増進課
2-1-1-2	利用者支援事業（母子保健型）	妊婦全員に保健師、助産師が面接を行い、ハイリスク者には支援プランを作成し、必要に応じて関係機関と連携を図り切れ目のない支援を行います。	健康増進課
2-1-1-3	妊婦健康診査費助成事業の推進	疾病及び異常の早期発見、疾病の予防や支援により妊婦の健康増進を図るため、妊娠全期間を対象として規定の回数、妊婦健康診査費の一部を助成します。	健康増進課
2-1-1-4	妊娠・出産に関する安全性の確保	医療と保健が連携した「養育支援ネット」の体制を充実し、安心して妊娠・出産できるように支援します。	健康増進課
2-1-1-5	不妊・不育への支援	特定・一般不妊及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また不妊相談については県の不妊専門総合相談や県実施の特定不妊治療費助成事業を案内します。	健康増進課
2-1-1-6	プレママサロンの開催	妊婦を対象に妊娠中の不安や心配を解消するため保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理士等による相談支援、ミニ健康教育、妊婦同士の交流、仲間づくりを行います。	健康増進課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-1-1-7	産後ケア事業の実施 【新規】	宿泊型・通所型は出産後に家族等からの支援を受けられず、育児や健康上の不安がある方を、訪問型は出産後に助産師による乳房ケアや育児相談を必要とする方を対象とし、お母さんと赤ちゃんの新生活を支援します。	健康増進課

(2)乳幼児等の健康保持と育児不安の解消

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-1-2-1	乳児家庭全戸訪問事業の充実	母子保健推進員などが生後4か月未満児の家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳等を提供し、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげます。	健康増進課
2-1-2-2	ひだまりサロンの充実	1歳未満の乳児と保護者を対象に、親の不安や心配を解消するため、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士等による相談支援、ミニ健康教育、保護者の交流・仲間づくりを行います。	健康増進課
2-1-2-3	乳児保健相談、10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施	定期的に実施している健康診査への受診を促進し、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳児保健相談、10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。	健康増進課
2-1-2-4	乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）の充実	妊婦や乳幼児の保護者の不安や心配を解消するため、相談や訪問指導の体制を充実します。	健康増進課
2-1-2-5	5歳児相談の実施	年度中に5歳を迎える子どもの保護者を対象に相談支援を行い、安心して就学を迎えることができるよう支援し、必要に応じて専門相談機関を紹介します。	健康増進課

2 成人期に向けた保健対策の充実

(1)保健・健康に関する啓発・学習の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-2-1-1	児童・生徒に対する保健・健康教育の推進	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。	学校教育課
2-2-1-2	未成年の喫煙・飲酒防止のための啓発	未成年や妊婦の喫煙防止、飲酒防止に向けた啓発を行います。	健康増進課

(2)こころの問題に関する相談支援の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-2-2-1 【2部再掲】 (6-2-1-3)	教育相談の充実	子どもや保護者の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーによる相談を実施するとともに、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携するなど、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課

3 食育の推進

(1)「食育」に関する啓発・学習の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-3-1-1	食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食実習（もぐもぐの会）や親子での幼児食実習（とんとんコトコトの会）など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	健康増進課
2-3-1-2	学校・園における「食」に関する学習や体験の推進	認定こども園・幼稚園・保育所・学校において、発達段階に応じた、調理実習や食に関する学習、情報提供を推進します。また、「命」あるものへの理解を深める取り組みを進めます。	幼児保育課 学校教育課
2-3-1-3	「食育」の推進	認定こども園・幼稚園・保育所の給食や学校給食に、地産地消、伝統料理・行事食を取り入れることにより、「食育」の推進を図ります。また、保護者への資料配布により、子どもや各家庭へ「食育」の重要性について普及・啓発を図ります。	幼児保育課 学務課 学校教育課

4 小児医療の充実

(1)地域医療の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-4-1-1	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	乳児死亡や不慮の事故死亡が起こらないよう事故防止の健康教育を実施します。また、「子どもの急病対応ガイドブック」を配布し、軽症患者の安易な時間外受診の抑制を図ります。	健康増進課
2-4-1-2	かかりつけ医の体制整備	日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる「かかりつけ医師、歯科医師」をもつよう啓発します。	健康増進課

(2)救急医療体制の整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-4-2-1	一次救急医療の充実	医師会等の協力を得て、夜間急病センター、休日・祝日等の救急医療体制を整備・充実します。	健康増進課
2-4-2-2	二次救急医療の充実	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う二次救急体制、施策を充実します。	健康増進課

基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

本市においては、従来より待機児童ゼロが続いている中、その堅持と、質の高い教育・保育の充実が求められています。今後も継続して幼児教育・保育の一体的提供と質の向上に取り組むとともに、生きる力を育む学校教育の推進に努めます。さらに、本市ならではの多様な体験・交流活動の推進、家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携の強化に努め、子どもの健やかな成長に寄与する教育・保育の展開を図ります。

1 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上

(1) 認定こども園への移行促進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-1-1-1	市立幼稚園・保育所の認定こども園への移行	市立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園への移行を推進します。	幼児保育課 学校教育課
3-1-1-2	私立保育所の認定こども園への移行促進	私立保育所に対して、保育所型認定こども園や幼保連携型認定こども園への移行を促進します。	幼児保育課

(2) 幼児教育・保育の質の向上

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-1-2-1	保育士の確保	兵庫県保育士・保育所支援センターや県の保育士人材確保研修等事業、ハローワークの潜在保育士マッチング事業等を通じ、また、保育士就職相談会等を開催し、保育士資格を持つ人材の確保に向けた取り組みを強化します。	幼児保育課
3-1-2-2	幼児教育・保育従事者の資質の向上	年間の研修計画を作成し、資質の向上につながるような各種研修を実施し、人材の育成に努めます。 また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進します。	幼児保育課 学校教育課
3-1-2-3	地域とともにある幼児教育・保育環境の充実	地域の人々や団体等と連携を図り、工夫をしながら、地域に開かれた特色ある幼児教育・保育環境づくりを推進します。	幼児保育課 学校教育課
3-1-2-4	幼児教育・保育施設の改善・整備	老朽化した幼稚園・保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育施設を整備します。	幼児保育課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-1-2-5	幼児教育アドバイザーによる巡回指導【新規】	幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育についての専門性を持つ幼児教育アドバイザー等を配置し、各園へ巡回を行い、研修等により助言・指導を行います。	幼児保育課 学校教育課
3-1-2-6	外国人幼児等への支援・配慮【新規】	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などに対して、適切な支援・配慮を行います。	幼児保育課 学校教育課

2 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 認幼保小中の連携、「高砂市小中一貫教育」の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-2-1-1	幼児教育・保育と小中学校の連携	認定こども園、幼稚園、保育所と小中学校との円滑な接続のため、ジョイントカリキュラムを活用するとともに交流行事を行うなど、積極的な連携を図ります。	幼児保育課 学校教育課
3-2-1-2	小中一貫教育・連携教育の推進	全市的に「高砂市小中一貫教育」に取り組み、子どもたちの「まなぶ力」「あたためる心」の育成に取り組めます。	学校教育課

(2) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む学校教育の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-2-2-1	確かな学力の育成	指導方法の工夫や改善を行いながら、すべての子ども一人ひとりに「わかる・できる喜びと学ぶ楽しさ」を実感させる学習指導を行うとともに、主体的に取り組む態度を育み、「確かな学力」を育成します。	学校教育課
3-2-2-2	道徳教育の推進	生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けられるよう、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
3-2-2-3	体験活動の推進	環境体験学習、自然学校、野外活動、社会奉仕体験、福祉体験、トライやる・ウィーク等、子どもの発達段階に応じた体験活動を取り入れ、様々な体験を通して、豊かな感性や創造性、社会性などを育成します。	学校教育課
3-2-2-4	規範意識の醸成	学校・家庭及び警察等の関係機関と緊密な連携のもと、暴力行為、万引き等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を図り、生徒指導・教育相談の充実に努めます。	学校教育課 未来戦略推進室 (青少年センター)

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-2-2-5	いじめへの対応の充実	「悩み相談シート」や「生活アンケート」を活用して早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に従って、インターネットやソーシャルメディアにおけるトラブルも含め、いじめ防止対策を推進します。	学校教育課 未来戦略推進室 (青少年センター)
3-2-2-6	不登校対策の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、関係機関が連携して、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努め、不登校問題の解消をめざします。	学校教育課
3-2-2-7	体力・運動能力向上の取り組みの推進	運動・スポーツ活動の楽しさや喜びを実際に体験することにより、子どもたちが積極的に運動に親しむ意欲を養い、体力・運動能力の向上を図ります。	学校教育課
3-2-2-8	職業教育・キャリア教育の充実	トライやる・ウィークや総合的な学習の時間等の体験を生かし、中学生が乳幼児とのふれ合う時間を充実させ、将来の親としての意識を高めます。	学校教育課
3-2-2-9	外国人児童生徒等への支援【新規】	すべての教育活動の中で外国人児童生徒の自尊感情を促すとともに、自己実現が図れるように支援します。	学校教育課

(3)地域とともにある学校づくりの推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-2-3-1	学校評価システムの導入	学校評議員制度を活用し、教育活動の実施状況やその成果を情報提供し、意見等を取り入れて、教育活動の改善を図ります。	学校教育課
3-2-3-2	家庭、地域と連携した特色ある教育活動の推進	オープンスクールや行事等で、地域人材や保護者等をゲストティーチャーとして学校に招いて授業を行う等、特色ある教育活動を推進します。	学校教育課

3 多様な体験・交流活動の推進

(1)体験・交流活動の機会や場の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-3-1-1	みのり会館事業の推進	人権が大切にされる地域づくりと子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の書道講座を通じての交流事業、自主学習のため図書室の開放など隣保館の有効な活用に努めます。	みのり会館

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-3-1-2	スポーツ・レクリエーション活動の推進	地域や各種団体等と連携・協働し、多くの子どもが運動、遊びを楽しむことのできる機会の充実に努めます。	文化スポーツ課
3-3-1-3	姉妹都市との交流事業の推進	ラトローブ市との交流事業を実施し、友好親善を深めるとともに、青少年の国際理解を深め、国際交流協力を貢献できる人材の育成を図ります。	文化スポーツ課 (国際交流協会)
3-3-1-4	工場見学・ものづくり体験情報の提供	子どもの「ものづくり」に対する意識向上と理解を深めるため、歴史や文化を学びながら、ものづくり体験、見学ができる工場の見学情報を提供します。	産業振興課
3-3-1-5	料理教室の実施	漁村ならではの家庭料理や郷土料理などを知ってもらうため、市内で水揚げされた魚・海産物を使用した料理教室の場を提供します。また併せて市内の漁業と地球環境保全に関する講習を行います。	産業振興課
3-3-1-6	エコ教室事業の推進	第2次高砂市環境基本計画に示す、環境学習分野における基本目標達成のため、今後も環境意識の醸成に資する取り組みを継続して行います。	環境政策課
3-3-1-7	生ごみの資源化等のごみ減量化教室の開催	小学校（4年生を対象）において、ダンボールコンポストを使った給食調理くずのリサイクル（堆肥化）をクラスごとに体験してもらい、体験を通じて地球環境やリサイクル等についての知識・理解を深める環境学習を実施します。	計画管理課
3-3-1-8	インターンシップの受け入れ	次代を担う子どもたちの勤労観・職業観を形成するため、高校生を対象としたインターンシップの受け入れ体制を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	人事課 関係課
3-3-1-9	歴史体験の充実	学校と連携して民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習や親子で古代の道具作りを通して、歴史体験ができる機会を提供します。また、小学校教員を対象に民具講習会を実施するとともに、各小学校に向けた民具の貸出や、歴史民俗資料室の見学を実施します。	生涯学習課
3-3-1-10	高砂の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実	謡曲「高砂」をはじめ、ふるさとの歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。	文化スポーツ課
3-3-1-11	世代間交流事業の推進	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、世代間交流に向け、小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを実施します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当)

4 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携

(1) 家庭における教育力の向上

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-4-1-1	子育て学習活動の推進	子育てに関わる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	子育て支援課 (子育て支援センター)
3-4-1-2	図書館事業の推進	学校や他部局の協力を仰ぎ、高砂市子ども読書活動推進計画に基づいた取り組みを推進します。	生涯学習課
3-4-1-3	児童福祉週間事業の推進	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	子育て支援課

(2) 学校・家庭・地域の連携

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-4-2-1	学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流の場を提供するため、教室や体育館及び運動場を開放し、地域の交流促進に努めます。	教育総務課
3-4-2-2	学校・家庭・地域の連携・協力による健全育成の取り組みの推進	情報モラル教育、食育、不登校対策、非行・いじめ防止、児童虐待防止等について、より一層、連携・協力して対応していく体制を確立します。	学校教育課 子育て支援課

基本目標4. 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっている中、子どもや子育て家庭が本市で安心して暮らし続けられる環境整備と、子どもの遊び場等の確保が求められています。子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進を行い、防犯・防災対策の充実や交通安全対策の推進に取り組むなど、子どもの安全の確保に努めます。

1 子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

(1)安心して外出できる環境整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
4-1-1-1	道路や交通施設のバリアフリーの推進	歩道と通路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	建設課 都市政策課
4-1-1-2	マタニティマークの普及啓発	妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、母子健康手帳の交付時にマタニティマークキーホルダーとステッカーを配布します。	健康増進課

(2)子どもの遊び場等の確保

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
4-1-2-1	公園・緑地の整備	市民の身近なレクリエーションの場として、公園・緑地の整備を進めます。また、同時に災害発生時には避難場所として利用できるよう、施設や設備の充実を進めます。さらに、経年劣化した公園施設の修繕を計画的に行うなどの取り組みを通して、安全性や防災性の向上を図ります。	建設課 都市政策課
4-1-2-2	自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境を整備します。	産業振興課
4-1-2-3	遊び場の充実	子どもから高齢者まで気軽に休める憩いの場として公園を整備し、居住環境の向上を図ります。	建設課 都市政策課

2 子どもの安全の確保

(1)防犯・防災対策の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
4-2-1-1	学校・園における安全対策と危機管理体制の確立	不審者対策や安全教育について訓練も含め年間計画に位置づけ、計画的に実施します。また、緊急通報システムを活用し、防犯体制の充実を図ります。また、危機対応ハンドブックを活用した教職員の安全への意識向上を図ります。	幼児保育課 教育総務課 学校教育課
4-2-1-2	見守り活動の推進	P T Aや地域の団体が自主的に実施する「登下校の見守り」等の活動を支援するとともに、市民の防犯意識の向上、参加者の増加に向けた取り組みを推進します。	未来戦略推進室 (若者・青少年支援担当) 危機管理室
4-2-1-3	防犯・防災出前講座の実施	学校・園に出向いて、子どもたちや教職員の防犯・防災意識の向上を図るための出前講座を継続的に実施します。	危機管理室
4-2-1-4	不審者情報の提供	不審者情報を、学校・園にF A Xで配信します。また、「見守りネット」登録者にはメールで情報を配信します。 「ひょうご防犯ネット」を通じて、登録者にメールで情報を配信します。今後は、登録者の拡大に努めます。	未来戦略推進室 (青少年センター) 危機管理室
4-2-1-5	子ども見守り放送の実施	小学校低学年児童の下校時間に合わせて、防災無線を通じて音楽を流し、地域住民に下校の見守りを促します。	未来戦略推進室 (青少年センター)
4-2-1-6	パトロールの実施	子どもたちの安全を確保するため、公用車により、通学路及び認定こども園・幼稚園・保育所・学校周辺のパトロールを実施します。	未来戦略推進室 (青少年センター)
4-2-1-7	防犯灯の設置	要望等により、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を行います。	建設課
4-2-1-8	防犯カメラの設置補助	地域団体が行う見守り活動を防犯カメラ設置面から支援する取り組みを推進します。	危機管理室
4-2-1-9	総合防災訓練	地震による大規模災害に対応するため、各防災関係機関や消防団、自治会など地域住民と合同で防災訓練を継続的に行い、防災力の強化を図ります。	危機管理室

(2)交通安全対策の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
4-2-2-1	交通安全教室の開催	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子ども及び保護者の交通安全意識の向上に努めます。	まちづくり部管理課
4-2-2-2	交通安全の普及・啓発事業の推進	チャイルドシート及び全席シートベルトの着用徹底についての啓発等に努め、自転車乗車時のヘルメット着用の促進と合わせ、交通安全意識の高揚を図ります。	まちづくり部管理課
4-2-2-3	通行の安全確保	歩道やカーブミラーを設置し、通行の安全確保に努めます。	建設課
4-2-2-4	通学路の安全確保	学校・関係機関と連携し、通学路の交通安全合同点検を実施し、必要な対策について協議します。	学務課 まちづくり部管理課 建設課

(3)子どもの事故防止に関する啓発

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
4-2-3-1	子どもの事故防止に関する普及・啓発	乳幼児健診などのあらゆる機会を捉え、家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	健康増進課
4-2-3-2	警告立看板の設置推進	ため池などの危険箇所を点検・調査し、危険箇所には警告立看板を設置します。	未来戦略推進室 (青少年センター)

基本目標5. 仕事と子育ての両立支援

全国的な人口減少社会の到来を背景として、少子化の歯止めとなりうるワーク・ライフ・バランスの実現が一つの課題となっています。そのため、本市では、男性の子育てへの参加促進とともに、再就職への支援の充実、子育てしやすい雇用環境の整備に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、多様化する保育事業のニーズに対応し、仕事と子育ての両立支援を進めます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男性の子育てへの参加促進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-1-1-1	発達段階に応じた人権教育の推進	各発達段階において男女平等や相互理解、協力について、個性や能力に応じた学習を実施します。	学校教育課
5-1-1-2	男性の家事・育児への参加の促進	男性の意識改革を図るための講座を継続的に実施します。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター) 子育て支援課 (子育て支援センター)
5-1-1-3	子育て体験集の発行	子育ての体験談や子育て家庭の様子を募集し、まとめ、公表します。	子育て支援課 (子育て支援センター)

(2) 再就職への支援の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-1-2-1	職業能力開発と技術・資格取得のための情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得の情報提供を充実するとともに、就業機会の拡大のための支援を行います。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)
5-1-2-2	女性の再就職支援事業の推進	出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどにチャレンジしたいと考えている女性への支援を行います。また、ハローワークと連携し、チャレンジするための情報提供に努めます。	未来戦略推進室 (男女共同参画センター)

(3) 子育てしやすい雇用環境の整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-1-3-1	ホームページを活用した情報提供	市ホームページ内のおしごとステーションサイトに「マザーズ情報」を継続掲載します。	産業振興課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-1-3-2	働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	母性保護の観点や健康に関する相談を随時受け付けます。	健康増進課
5-1-3-3	職場環境の改善に向けた事業者への啓発	労働時間の短縮や、パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、チラシの配布や広報誌の活用などを通じて啓発を行います。また、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化について、パンフレット等を用いて普及・啓発を行います。	産業振興課

2 多様な保育事業等の充実

(1)多様な保育ニーズへの対応

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-2-1-1	乳児保育事業の充実	保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、供給体制の充実を図ります。	幼児保育課
5-2-1-2	時間外保育事業（延長保育事業）の充実	保護者の多様な勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて保育を行います。	幼児保育課
5-2-1-3	一時預かり事業の充実	保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に、保育所等において実施する一時預かり事業や幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の充実を図ります。	幼児保育課 学校教育課
5-2-1-4 【2部再掲】 (6-1-2-3)	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
5-2-1-5	病児保育事業の充実	病気の児童について、保護者が勤務等の都合により家庭で育児することが困難な場合、医療機関に併設された施設等で一時的に預かる事業の充実を図ります。 また、保育所等から病児保育所への送迎サービスの周知に努めます。	子育て支援課
5-2-1-6 【2部再掲】 (1-2-1-3)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発活動を強化し、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、援助活動を充実します。	子育て支援課

(2)放課後児童対策の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
5-2-2-1	学童保育所の充実	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため、施設環境の整備に努めます。	子育て支援課

基本目標6. 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

家庭や地域を取り巻く状況は変化を続けており、児童虐待や子どもの貧困に端を発する事件・事故が後を絶ちません。そのため、本市においても児童虐待防止対策の推進とともに、あらゆる子どもの貧困対策に取り組みます。さらに、療育相談・指導の充実や障がい児への教育・保育の充実、福祉サービスや経済的支援の充実に取り組むなど、障がいのある子どもと家庭への継続的な支援の充実を図ります。

1 児童虐待防止対策の推進

(1) 子どもの人権尊重に関する普及・啓発

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-1-1	「児童の権利に関する条約」の啓発	リーフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。暴力によって子どもの「安心」「安全」「自信」の権利が侵害されそうになった時に何ができるかを、子ども自身や保護者をはじめ、周囲の大人に伝えていきます。	人権推進室 子育て支援課

(2) 児童虐待の発生予防と早期発見の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-2-1	育児不安を軽減する相談支援や仲間づくりの推進	つどいの広場や遊びのキャラバンを実施し、遊びの提供や子育てについて話し合える場を設け、孤立しがちな子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課 (子育て支援センター)
6-1-2-2 【2部再掲】 (6-2-4-2)	養育支援訪問事業の推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣(家事及び育児等の援助)により児童虐待の発生を予防します。	子育て支援課 健康増進課
6-1-2-3 【2部再掲】 (5-2-1-4)	子育て短期支援事業の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
6-1-2-4 【2部再掲】 (1-1-1-6)	子ども家庭総合支援拠点の設置【新規】	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-2-5	児童虐待の発生予防に関する啓発【新規】	児童の保護者や児童向けに児童虐待に関するリーフレットの配布や地域の方々向けに出前講座を開催します。また、虐待防止推進月間に啓発グッズを配布する等、虐待発生の予防に関する啓発活動に努めます。	子育て支援課
6-1-2-6	児童虐待防止講習会の充実	保育士や学校教諭を対象に研修会を行い、児童虐待発生時の対応力向上を図り、関係機関との連携強化に努めます。	子育て支援課

(3)地域における児童虐待防止等ネットワークの整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-3-1	要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関と密接な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、児童虐待の予防、早期発見に努めます。また、実務者会議を中心に関係機関との連絡・調整を行い、児童状況確認票により園、学校等と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	子育て支援課
6-1-3-2	児童虐待防止のための県等との連携強化	児童虐待防止のため関係機関と密接な連携を図るとともに、要保護児童ケース等については中央こども家庭センターと連携を図ります。また、警察との情報共有の強化に努めます。	子育て支援課

(4)虐待被害児童の立ち直り支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-4-1	被虐待児童のケアと立ち直り支援	中央こども家庭センターでの家庭復帰等評価委員会に参加し、親子の再統合に向け、中央こども家庭センターと連携して被虐待児童のケアを図ります。また、家庭復帰後の支援体制を確実なものとするため、施設入所中から保護者や児と支援関係の構築に努めます。	子育て支援課

(5)児童養護施設及び関係機関との連携・調整

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-1-5-1	児童養護施設及び関係機関との連携・調整	家庭において養育が困難な子どもを保護・養育するとともに、地域の子育て支援機能を担う児童養護施設及び関係機関との連携・調整に努めます。	子育て支援課

2 子どもの貧困対策

子どもの貧困は経済的な問題だけでなく、様々な要因が複雑に絡み合っていて発生している問題です。相対的な貧困による問題は外見的なところからだけでは気づきにくく、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあるなど、適切な支援に結び付かないことが多くあります。そのため、子どもの貧困の実態を適切に把握し、その実態を踏まえた取り組みを進めることが重要です。本市では、相談体制の充実や関係機関の連携強化など、支援体制の構築に取り組みながら、総合的な教育支援とともに、経済的支援の充実に努めます。さらに、「子ども食堂」に関する取り組みを推進するとともに、保護者の就労支援に取り組めます。世代を超えた貧困の連鎖により、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、すべての子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに努めます。

(1) 支援体制の構築

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-1-1 【2部再掲】 (1-1-1-2)	家庭児童相談室の 充実	子育て支援室に家庭児童相談室を設置し、子育て支援の窓口として、各関係機関と連携して子育て相談支援の充実に努めるとともに、利用者支援事業との連携を図ります。	子育て支援課
6-2-1-2 【2部再掲】 (1-1-1-5)	利用者支援事業の 充実	利用者支援事業の基本型（子育て支援課）、特定型（幼児保育課）、母子保健型（健康増進課）が一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。	子育て支援課 幼児保育課 健康増進課
6-2-1-3 【2部再掲】 (2-2-2-1)	教育相談の充実	子どもや保護者の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーによる相談を実施するとともに、6中学校区に配置したスクールソーシャルワーカーや市、県の関係機関と連携するなど、教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課
6-2-1-4	ネットワークの 機能強化【新規】	子ども家庭総合支援拠点を開設し、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の連携を強化し、経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。	子育て支援課 健康増進課

(2) 教育支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-2-1 【2部再掲】 (1-3-1-1)	放課後子ども 総合プランの推進	「たかさご放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室・学童保育所の充実と、一体的かつ分野横断的な取り組みを推進します。	生涯学習課 教育総務課 子育て支援課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-2-2 【2部再掲】 (1-4-1-6)	小・中学校就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助し、就学を支援します。	学務課
6-2-2-3 【2部再掲】 (1-4-1-7)	高等学校奨学金の給付	経済的理由により、修学が困難な高等学校等在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行います。	学務課
6-2-2-4	適応指導教室 【新規】	精神的・身体的理由で「学校に行きたくても行けない」児童・生徒を対象に、より良い生活習慣を身につけ、集団への適応能力を伸ばし、基礎学力の定着を支援しながら、児童・生徒の社会的な自立をめざします。	学校教育課
6-2-2-5 【2部再掲】 (1-4-1-8)	幼児教育・保育の無償化【新規】	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	幼児保育課

(3)経済的支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-3-1 【2部再掲】 (1-4-1-2)	子どもに関する医療費の助成	中学3年生までの児童の医療費と高校生世代の入院時一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	国保医療課
6-2-3-2 【2部再掲】 (1-4-1-4)	就学前教育・保育施設利用者負担の軽減	低所得世帯等や多子世帯の認定こども園・幼稚園・保育所の利用者負担の軽減を行います。	幼児保育課
6-2-3-3 【2部再掲】 (1-4-1-5)	学童保育所保育料の軽減	低所得世帯を対象に保育料の軽減を行います。また、制度の啓発に努めます。	子育て支援課
6-2-3-4 【2部再掲】 (1-4-1-9)	給食費（副食費）の無償化【新規】	給食費（副食費）の無償化について、国が定める範囲を拡充し、特定教育・保育施設等を利用する高砂市在住の3歳児から5歳児の子どもを対象として、給食費（副食費）の無償化を行い、子育て世帯の経済的負担軽減を行います。	幼児保育課
6-2-3-5 【3部再掲】 (2-1-1)	児童扶養手当に関する情報提供及び給付	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供、申請手続きの周知を行い、手当を支給します。	子育て支援課
6-2-3-6 【3部再掲】 (2-2-1)	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童（18歳到達後最初の年度末まで。高等学校等に在学中の児童については20歳の誕生月の末日まで）とその児童を養育する母（父）等の保険医療にかかる自己負担分の一部を助成し、費用負担を軽減します。	国保医療課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-3-7 【3部再掲】 (2-3-1)	母子父子寡婦 福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定とその子どもの福祉の向上を図るために、無利子または低利で各種貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行います。	子育て支援課

(4)生活支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-4-1 【2部再掲】 (5-2-1-4)	子育て短期支援事業 の充実	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に子どもを預かります。	子育て支援課
6-2-4-2 【2部再掲】 (6-1-2-2)	養育支援訪問事業の 推進	支援が特に必要と認められる妊婦や乳幼児健診等で育児不安が高く、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、相談、助言等の養育支援（専門的支援）を行います。また、育児支援ヘルパーの派遣(家事及び育児等の援助)により児童虐待の発生を予防します。	子育て支援課 健康増進課
6-2-4-3 【3部再掲】 (2-6-1)	「子ども食堂」に関 わる団体への支援	「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	子育て支援課
6-2-4-4 【3部再掲】 (2-6-2)	生活困窮者自立支援 の検討	経済的な問題等生活上の困難に直面している人に対し、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。また、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	障がい・地域福祉課

(5)就労支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-5-1 【3部再掲】 (1-1-1)	高等職業訓練促進 給付金等事業の推進	ひとり親家庭の父母の就業に有利な資格を取得するため1年以上の養成機関で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、修学中の一定期間、給付金を支給し、生活の経済的負担の軽減を図り、安定した就業に結びつくための支援の拡充を行います。	子育て支援課
6-2-5-2 【3部再掲】 (1-1-2)	自立支援教育訓練 給付金事業の推進	ひとり親家庭の父母を対象に、就業促進と自立支援を目的として、就業に必要な資格を取得するために教育施設に入学し、その課程（厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座）を修了した者に対して、受講料の一部を支給します。	子育て支援課

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-2-5-3 【3部再掲】 (1-2-3)	就業支援相談会、 休日相談会の実施	ひとり親家庭等において、就職・転職希望、就業に不安を持つ者等を対象に、ハローワークと連携し、個別相談会及び自立支援セミナーを開催し、就業・自立支援制度に関する基礎知識の習得など就業にかかる支援を実施します。また、休日相談会を実施し、個々のニーズにあった相談に応じます。	子育て支援課

3 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

(1)療育相談・指導の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-3-1-1	療育相談の充実	子どもの発達検査・相談、保育所等の職員や保護者からの相談、関係機関との連絡・調整を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課 幼児保育課 (高砂児童学園)
6-3-1-2	マミーサポートの 充実	子どもの言葉の遅れや発達面が気になる保護者への相談支援を行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
6-3-1-3 【2部再掲】 (1-1-1-3)	保育所等巡回相談の 充実	心理士等が保育所等を巡回し、発達検査・相談、職員等への相談・助言、環境整備、関係機関との連携を行うことで、発達が気になる子どもへの支援を行います。	健康増進課
6-3-1-4	サポートファイルの 活用	高砂児童学園で実施するマミーサポートや家庭療育支援講座の利用者に対し、サポートファイルの利活用の方法など説明を行います。また、健康増進課で実施する育児教室等の事業で活用します。	幼児保育課 (高砂児童学園) 健康増進課
6-3-1-5	子どものからだ・こころ・ことばの相談 の充実	小児科医の診察及び助言、保健・栄養・心理・理学療法相談、教育相談等を継続することにより、保護者の育児を支援します。	健康増進課
6-3-1-6	こどもサポートの 充実【新規】	発達が気になる子どもが、どのように集団生活を過ごしていけばよいのかといった相談に対応すべく、市内各園からの依頼により訪問し、専門的な支援を行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)
6-3-1-7	保育所等訪問支援の 充実【新規】	保育所や小学校等の中で自分らしく過ごしながら、集団生活を送ることができるよう、保護者からの依頼により訪問し、個々の発達の特性に配慮する点などについて保護者及び担当職員へアドバイスを行います。	幼児保育課 (高砂児童学園)

(2)障がい児への教育・保育の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-3-2-1	障がい児保育事業の充実	児童の発達段階に応じて、障がい加配保育士を継続的に配置し、就労する保護者の支援を行います。	幼児保育課
6-3-2-2	特別支援教育の推進	支援を必要としている児童・生徒に対して、スクールアシスタント・介助員を配置します。	学校教育課
6-3-2-3	施設の改善・整備	障がいのある子どもが利用しやすい環境に向けて、必要に応じて設備や施設の充実を図ります。	教育総務課
6-3-2-4	児童発達支援センターの充実	言語・知的面に療育支援の必要な子どもに、日常生活における基本的動作の向上、コミュニケーションや表現力、及び豊かな情操の獲得、集団生活への適応のための通所支援やその家族の相談・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援の充実を図ります。	幼児保育課 (高砂児童学園)

(3)福祉サービスや経済的支援の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-3-3-1	障害児通所支援等の支援	障害児福祉計画に基づき、障がいのある児童が個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の支給を行います。	障がい・地域福祉課 幼児保育課 (高砂児童学園)
6-3-3-2	その他の障害福祉サービスの支給	障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイ）や地域生活支援事業（日常生活用具の給付や移動支援）を支給し、障がいのある子どもを持つ家族の負担を軽減します。	障がい・地域福祉課
6-3-3-3	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に障がいのある児童を養育している保護者に手当を給付します。	子育て支援課
6-3-3-4	障害児福祉手当等の給付	日常生活に常時介護を必要とする在宅障がい児等に手当を給付します。	障がい・地域福祉課
6-3-3-5	障害者医療費の助成	重度障がい児を対象に、医療費に係る一部負担金の助成を行います。	国保医療課
6-3-3-6	育成医療費の給付	18歳未満の身体障がい児が、その障害を除去または軽減し生活能力を得るための治療に要する医療の給付を行います。	障がい・地域福祉課

(4)総合的な支援体制の整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
6-3-4-1	療育会議	障がいの予防及び早期発見、医療、保育、リハビリに至る各サービスを乳幼児期から成人期まで一貫して提供できる療育システムを協議します。また、未就学児の支援と就学後の支援、就学後と進学時の支援の連携体制を構築するため、情報の共有を図るなど、療育に関する対策を効果的に展開します。	障がい・地域福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康増進課 幼児保育課 (高砂児童学園)

第4章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本市では、これまで、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきたことから、教育・保育提供区域（放課後児童健全育成事業を除く。）を将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、第1期計画に引き続き1区域（全市）とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現在の利用状況を勘案し、小学校区の10区域とします。

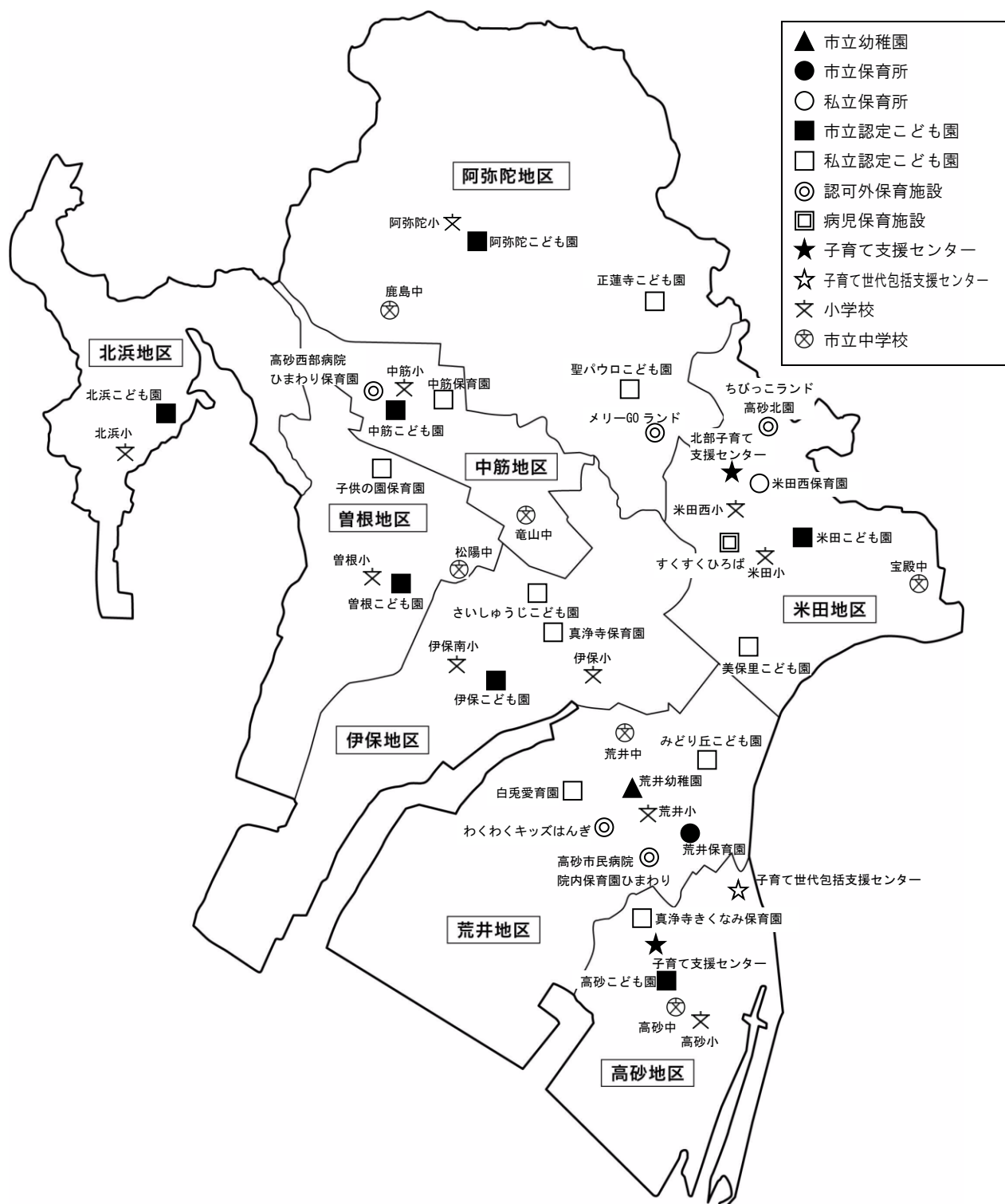
ただし、本市が進めている「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」の検討において、基礎単位は8地区となっていることから、8地区での動向を念頭において、量の見込みや確保方策について検討することとします。

2 子どもの人口の推計

平成27年～平成31年（各年4月1日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、次のとおりとなっています。

■年齢別子どもの人口推計					(人)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	638	620	604	590	574
1歳	672	659	641	625	610
2歳	644	676	663	645	628
3歳	704	649	682	669	651
4歳	746	709	654	687	674
5歳	733	745	709	653	687
就学前児童計	4,137	4,058	3,953	3,869	3,824
6歳	733	730	742	706	651
7歳	769	734	731	743	707
8歳	776	768	733	730	742
9歳	840	778	770	735	732
10歳	810	841	779	770	735
11歳	831	812	843	781	773
小学生計	4,759	4,663	4,598	4,465	4,340
総計	8,896	8,721	8,551	8,334	8,164

■教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業実施施設一覧



3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

3—1. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされています。次の表のように、1号認定から3号認定まで、それぞれ見込みます。なお、3号認定（満3歳未満で保育を必要とする子ども）については、0歳と1・2歳で分けて量を見込みます。職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なるためです。

■量を見込む区分

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども（2号(教育希望)と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (3号(0歳)・3号(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

なお、本市においては、「保育の必要な事由」のうち「就労」について月48時間以上とする。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計は、第1期計画の実績やアンケート調査の結果を活用するとともに、施設整備が予定されていることなどを勘案し、総合的に算出を行っています。また、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」という。）」についても踏まえているものです。

(3) 提供体制の確保方策の検討

提供体制の確保は、現状の提供体制や事業者への意向調査（ヒアリング調査）等を踏まえ、上記で算出した「量の見込み」に対応するかたちで、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

3-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策について

<量の見込みと確保方策>

(人)

	平成 30 年度（実績）					平成 31 / 令和元年度（見込）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
計画値 (平成 29 年度見直し後)	714	123	1,326	167	608	730	123	1,329	164	589
実績値		641	1,340	155	675		630	1,343	81	626

	令和 2 年度					令和 3 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		853	1,327	162	618		842	1,278	161	626
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	130					130			
	保育所 (特定教育・保育施設)		160	18	82			160	18	82
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	815	1,189	160	546		815	1,189	160	546
②-①		92	22	16	10		103	71	17	2
確保方策	・ 曽根保育園と曽根幼稚園を一体化し、認定こども園へ ・ 米田保育園と米田幼稚園を一体化し、認定こども園へ ・ 白兔愛育園を認定こども園へ									

	令和 4 年度					令和 5 年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		827	1,246	157	623		811	1,222	153	606
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	130					130			
	保育所 (特定教育・保育施設)		160	18	92			160	18	92
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	815	1,178	160	547		815	1,178	160	547
②-①		123	92	21	16		134	116	25	33
確保方策										

	令和 6 年度				
	1号	2号		3号	
		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		813	1,229	149	591
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	130			
	保育所 (特定教育・保育施設)		160	18	92
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	815	1,178	160	547
②-①		132	109	29	48
確保方策					

<今後の方向>

- ・曾根保育園と曾根幼稚園、米田保育園と米田幼稚園は一体化のうえ、令和2年度に認定こども園に移行します。また、荒井保育園と荒井幼稚園を一体化のうえ、認定こども園に移行する予定です。
- ・令和2年度より、白兔愛育園は認定こども園へ移行します。
- ・私立施設の整備に伴い、ニーズが多い3号の定員を増加し、待機児童ゼロの堅持に取り組めます。

【実施施設：幼稚園等】令和2年度 利用定員総数：945人

市 立		私 立	
施設名	利用定員	施設名	利用定員
荒井幼稚園	130	さいしゅうじこども園	45
高砂こども園	40	正蓮寺こども園	105
伊保こども園	90	真浄寺保育園	15
中筋こども園	40	美保里こども園	15
曾根こども園※ ¹	75	聖パウロこども園	15
米田こども園※ ¹	175	みどり丘こども園	25
阿弥陀こども園	70	中筋保育園	30
北浜こども園	40	子供の園保育園	15
		真浄寺きくなみ保育園	10
		白兔愛育園※ ¹	10
合 計	660	合 計	285

※¹ 令和2年度より認定こども園化

【実施施設：保育所等】令和2年度 利用定員総数：2,155人

市 立		私 立	
施設名	利用定員	施設名	利用定員
荒井保育園	110	米田西保育園	150
高砂こども園	120	さいしゅうじこども園	180
伊保こども園	100	正蓮寺こども園	100
中筋こども園	60	真浄寺保育園	120
曾根こども園※ ²	130	美保里こども園	140
米田こども園※ ²	120	聖パウロこども園	120
阿弥陀こども園	90	みどり丘こども園	135
北浜こども園	90	中筋保育園	120
		子供の園保育園	120
		真浄寺きくなみ保育園	60
		白兔愛育園※ ²	90
合 計	820	合 計	1,335

※² 令和2年度より認定こども園化

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)対象事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2)量の見込みの算出方法

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、第1期計画の実績やアンケート調査の結果を活用するなど、総合的に算出を行っています。また、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「国の手引き」という。）」についても踏まえているものです。

(3)提供体制の確保方策の検討

提供体制の確保は、現状の提供体制や事業者への意向調査等を踏まえ、上記で算出した「量の見込み」に対応するかたちで、提供体制の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

4—1. 利用者支援事業

<事業内容と現状>

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。主に待機児童の解消のため、保育等の施設・事業の中から個々のニーズに応じて、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが重要とされている制度ですが、現在、本市においては待機児童がゼロであるため、国の制度と本市の現状・ニーズを考慮しながら制度運用を図る必要があります。

「基本型」と「特定型」と「母子保健型」があります。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(箇所)

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	2	2	3	3	3	3	3
②確保の内容	3 (実績値)	3 (見込値)	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1	1	1
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- 子育て支援センターや関係機関と連携し、気軽に子育て相談ができる体制を強化し、虐待防止に努めます。(基本型)
- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。(特定型)
- 利用者の育児に対する様々な悩みや不安等に円滑に対応するため保健師・助産師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築します。(母子保健型)
- それぞれ専任職員を配置し、一体的に連携して相談体制の充実に努めます。また、利用者支援事業担当者連絡会を実施することにより、円滑な利用につなげます。

4ー2. 時間外保育事業

<事業内容と現状>

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。平成31年4月現在、私立の認定こども園及び保育所11箇所を実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人/年)

	平成30年度	平成31/令和元年度(見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要量)	632	628	19,911	19,514	19,146	18,720	18,607
②確保の内容	23,503 (実績値)	22,310 (見込値)	19,911	19,514	19,146	18,720	18,607
②ー①	—	—	0	0	0	0	0

- ・私立の認定こども園及び保育所11箇所を実施し、必要量を確保します。

4ー3. 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

<事業内容と現状>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。平成31年4月現在、10小学校区で実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(全市)

(人/年)

		平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 み	全学年	817	823	901	924	956	978	983
	低学年	611	614	658	677	704	724	723
	1 年生	—	—	267	280	299	298	289
	2 年生	—	—	218	218	227	241	239
	3 年生	—	—	173	179	178	185	195
	高学年	206	209	243	247	252	254	260
	4 年生	—	—	144	142	148	148	155
	5 年生	—	—	69	75	73	75	75
	6 年生	—	—	30	30	31	31	30
②確保の内容		844 (実績値)	885 (見込値)	901	924	956	978	983
②－①		—	—	0	0	0	0	0

- ・待機児童ゼロを堅持し、面積基準におけるスペースの確保と受け皿の整備に努め、必要量を確保します。

<小学校区別 量の見込み>

(高砂小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	64	66	67	68
②確保量	62	64	66	67	68
②－①	0	0	0	0	0

(荒井小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	157	161	166	170	171
②確保量	157	161	166	170	171
②－①	0	0	0	0	0

(伊保小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	76	78	81	83	83
②確保量	76	78	81	83	83
②－①	0	0	0	0	0

(伊保南小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	46	48	49	49
②確保量	45	46	48	49	49
②－①	0	0	0	0	0

(中筋小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	65	67	69	71	71
②確保量	65	67	69	71	71
②－①	0	0	0	0	0

(曾根小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	131	135	139	143	143
②確保量	131	135	139	143	143
②－①	0	0	0	0	0

(米田小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	126	129	134	137	138
②確保量	126	129	134	137	138
②－①	0	0	0	0	0

(米田西小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	90	92	95	97	98
②確保量	90	92	95	97	98
②－①	0	0	0	0	0

(阿弥陀小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	123	128	130	131
②確保量	120	123	128	130	131
②－①	0	0	0	0	0

(北浜小学校)

(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	29	29	30	31	31
②確保量	29	29	30	31	31
②－①	0	0	0	0	0

4-4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<事業内容と現状>

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。平成31年4月1日現在、2歳未満は乳児院4施設、2歳以上は児童養護施設7施設に委託して、事業を実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人日/年)

	平成30年度	平成31/令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要量)	83	81	84	87	91	94	98
②確保の内容	67 (実績値)	80 (見込値)	84	87	91	94	98
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- ・委託施設11箇所から1箇所増やし12箇所で実施し、必要量を確保することで、児童虐待防止に努めます。

【委託施設】

児童施設	施設名			
児童養護施設	播磨同仁学院 (加古川市)	立正学園 (加古川市)	広畑学園 (姫路市)	二葉園 (姫路市)
	東光園 (姫路市)	信和学園 (姫路市)	カーサ汐彩 (明石市)	ルピナス高砂 (高砂市)
乳児院	明石乳児院 (明石市)	ピューパホール (姫路市)	るり (姫路市)	くれよん (朝来市)

4—5. 乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容と現状>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成21年度から実施しており、保健師・助産師・母子保健推進員の訪問スタッフが予防接種手帳等を持って訪問しています。事業の周知も徐々に進んでいます。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人/年)

	平成30年度	平成31/令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要量)	673	663	638	620	604	590	574
②確保の内容	634 (実績値)	607 (見込値)	638	620	604	590	574
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- ・現状で提供体制を確保できています。
- ・保健師・助産師・母子保健推進員が訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握し、支援できる体制を整えていきます。
- ・訪問拒否する家庭については、地区担当保健師がフォローし、会えるまで訪問する体制を整えていきます。
- ・年1回、研修会を実施し、訪問スタッフの資質の向上に努めます。

4—6. 養育支援訪問事業

<事業内容と現状>

支援が特に必要な家庭に対して、その養育が適切に行われるよう保健師・助産師が居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行う事業です。子育て支援課と健康増進課が密に連携を図り、支援を行っています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人回/年)

		平成30年度	平成31/令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要量)	対象者数	80	80	90	92	95	98	100
	延べ訪問回数	510	510	421	469	522	570	623
②確保の内容	対象者数	45 (実績値)	57 (見込値)	90	92	95	98	100
	延べ訪問回数	321 (実績値)	360 (見込値)	421	469	522	570	623
②－①		—	—	0	0	0	0	0

- ・現状で提供体制を確保できています。
- ・専門的相談支援では、保健師・助産師が養育上の問題を抱える家庭を訪問し、育児不安のある保護者への育児支援の充実を図ります。
- ・育児・家事支援では、子育てに不安を抱えている家庭に対して、支援ヘルパーを派遣し家事及び育児等の援助を行うことにより、児童虐待の発生を予防します。
- ・年8回要保護児童地域対策協議会の乳幼児部会を子育て支援課と健康増進課で開催し（実務者会のない月に開催予定）、要保護児童家庭への支援等を協議し対応していきます。

4ー7. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

<事業内容と現状>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供、子育てサークル等への支援、園庭の開放、育児講座等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。「高砂市子育て支援センター」と「高砂市北部子育て支援センター」の2箇所を市直営で運営しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人回/年)

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	12,000	12,000	10,255	10,306	10,358	10,409	10,461
②確保の内容 (実績値)	10,359	10,191 (見込値)	10,255	10,306	10,358	10,409	10,461
②ー①	—	—	0	0	0	0	0

- ・子育て相談の案内や子育て支援センター事業の情報を、市公式アプリ等により情報提供・発信することで必要量の増加が見込まれますが、支援体制の充実に努め、必要量を確保します。
- ・利用者支援事業と連携を図りながら、子育て支援の充実に努めます。

【実施施設】

高砂市子育て支援センター・高砂市北部子育て支援センター

4ー8. 一時預かり事業

①【一時預かり事業（幼稚園型）】

<事業内容と現状>

幼稚園や認定こども園において1号認定を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中などに教育を行う事業です。平成31年4月現在、私立認定こども園7箇所、公立認定こども園5箇所、公立幼稚園3箇所を実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人日/年)

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	25,996	26,496	29,684	29,302	28,780	28,223	28,292
②確保の内容 (実績値)	25,710	28,986 (見込値)	29,684	29,302	28,780	28,223	28,292
②ー①	—	—	0	0	0	0	0

- ・認定こども園と市立幼稚園で実施し、必要量を確保します。

②【一時預かり事業（一般型）】

<事業内容と現状>

保護者の病気等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で保育する事業です。平成 31 年 4 月現在、私立認定こども園及び保育所 9 箇所で実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人日/年)

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	1,781	1,696	1,680	1,649	1,583	1,543	1,506
②確保の内容 (実績値)	2,255	2,038	1,680	1,649	1,583	1,543	1,506
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- ・私立保育所・認定こども園 9 箇所で実施し、必要量を確保します。

4－9. 病児保育事業

<事業内容と現状>

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。医療機関併設型施設 1 箇所で実施しており、さらに平成 30 年度からは、病児保育所への送迎サービスを実施しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

(人日/年)

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	750	750	1,053	1,105	1,160	1,218	1,278
②確保の内容 (実績値)	944	1,040	1,053	1,105	1,160	1,218	1,278
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- ・多様な保育ニーズの増加に伴い、利用量が増える見込みとなるため、医療機関への協力を依頼し、事業の充実を図り必要量を確保します。

【実施施設】

すくすくひろば（定員 12 人）

4—10. 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容と現状>

援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）が会員登録し、会員相互間の援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。普及活動を積極的に行い、平成31年4月現在、依頼会員 627 人、提供会員 100 人、両方会員 42 人が登録し、会員相互間の援助活動を行っています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

（人日／年）

		平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	合計	1,240	1,260	1,330	1,370	1,411	1,453	1,497
	就学前児童	550	560	380	391	403	415	428
	小学生	690	700	950	979	1,008	1,038	1,069
②確保の内容		1,257 (実績値)	1,308 (見込値)	1,330	1,370	1,411	1,453	1,497
②－①		—	—	0	0	0	0	0

- ・情報提供や普及活動を充実させ、提供会員・依頼会員の登録数の増加を図ることにより、提供体制を確保します。多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。

4—11. 妊婦健康診査事業

<事業内容と現状>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市では、1 回につき上限 5,000 円を 12 回、上限 12,000 円を 2 回の妊婦健康診査費助成券と、上限 1,000 円を 12 回の補助券を交付しています。

<量の見込みと確保方策、今後の方向>

（人日／年）

	平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (必要量)	1,033	1,009	957	930	906	885	861
②確保の内容	1,014 (実績値)	910 (見込値)	957	930	906	885	861
②－①	—	—	0	0	0	0	0

- ・現状で提供体制を確保できています。
- ・妊婦に妊婦健康診査費助成券を交付し、助成券 14 枚、補助券 12 枚を有効に利用してもらうことで妊婦の健康増進や経済的負担の軽減を図ります。
- ・保健センターだよりやホームページなどで周知し、助成券交付時には全妊婦に面接し、利用方法を説明し促進を図っています。

4—12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業内容>

世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<第1期計画実績>

(人)

	平成30年度		平成31/ 令和元年度(見込み)	
	対象者数 (副食材料費)	対象者数 (教材費等)	対象者数 (副食材料費)	対象者数 (教材費等)
量の見込み	—	—	—	—
確保量	—	—	—	—
1号	4	1	—	—
2号	—	7	—	—
3号	—	5	—	—

<今後の方向>

- ・低所得者を対象として、特定教育・保育施設等が徴収する保護者の実費負担に対して助成していきます。

4—13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業内容>

(1)巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

(2)特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

<確保方策、今後の方向>

- ・新規参入施設等の事業者への支援を行う事業については、教育・保育の量の確保は充分行えているため、現状において事業の実施予定はありません。特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる際の補助については、需要状況により対応します。

第 3 部

ひとり親家庭等自立促進

(高砂市ひとり親家庭等自立促進計画)

◇平成 29 年度に策定された「高砂市ひとり親家庭等自立促進計画」を
維持・継続して掲載するものです。

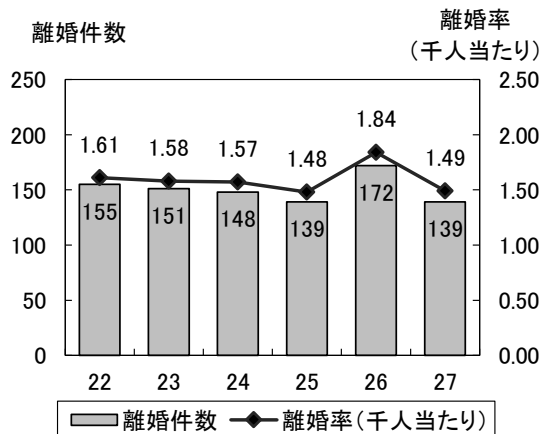
第1章 現状と課題

1 統計からみる市の現状

(1) 離婚件数と離婚率

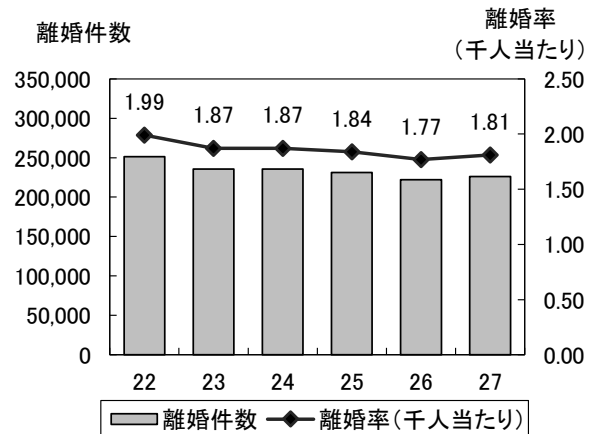
高砂市における離婚件数は平成26年に増加したものの、長期的にみると減少の傾向にあります。離婚率（平成27年）においても、全国（1.81%）に比べると、高砂市は1.49%と下回っています。

■高砂市の離婚件数・離婚率の推移



資料：市民課

■全国の離婚件数・離婚率の推移



資料：人口動態調査（厚生労働省）

(2) ひとり親家庭の世帯数の推移

高砂市の母子家庭・父子家庭が総世帯に占める割合は、全国や兵庫県と比較すると非常に高く、平成27年では全国、兵庫県の1.6%に対して、高砂市は2.2%となっています。

■ひとり親家庭の世帯数の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	総世帯	46,782,383	49,062,530	51,842,307	53,331,797
	母子世帯	625,904	749,048	755,972	754,724
	父子世帯	87,373	92,285	88,689	84,003
	総世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6
兵庫県	総世帯	2,035,097	2,128,963	2,252,522	2,312,284
	母子世帯	27,398	34,692	34,912	33,927
	父子世帯	3,873	4,079	3,785	3,515
	総世帯に占める割合	1.5	1.8	1.7	1.6
高砂市	総世帯	32,565	33,670	35,712	36,313
	母子世帯	579	681	744	737
	父子世帯	79	91	96	76
	総世帯に占める割合	2	2.3	2.4	2.2

資料：国勢調査

(3)児童扶養手当の受給者状況

高砂市の児童扶養手当の受給者数は横ばいであり、父子家庭の受給者は全国に比べ非常に低い割合となっています。

ひとり親家庭になった理由は、母子家庭、父子家庭ともに「離婚」が最も多く占めています。

■高砂市の児童扶養手当受給者の推移

年度	受給権者数	対前年比	受給権者数内訳		
			全部支給	一部支給	全部停止
22	912	101.6	491	333	88
23	916	100.4	488	328	100
24	911	99.5	450	342	119
25	917	100.7	467	351	99
26	899	98.0	452	351	96
27	875	97.3	413	363	99
28	875	100.0	400	373	102

受給者数		世帯類型別											
		母子世帯						父子世帯					
		生別母子世帯	死別	未婚の	障害者	遺棄		生別父子世帯	死別	未婚の	障害者	遺棄	
		離婚	その他	母子世帯	母子世帯	世帯	世帯	離婚	その他	父子世帯	世帯	世帯	世帯
全 国	1,058,231	848,224	942	7,315	96,938	5,184	2,490	54,988	36	5,808	640	1,611	186
		80.2%	0.1%	0.7%	9.2%	0.5%	0.2%	5.2%	0.0%	0.5%	0.1%	0.2%	0.0%
兵庫県	45,935	38,223	85	301	3,649	209	86	1,934	3	230	21	34	5
		83.2%	0.2%	0.7%	7.9%	0.5%	0.2%	4.2%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%
高砂市	875	647	0	5	62	5	1	27	0	3	1	0	0
		73.9%	0%	0.5%	7.1%	0.5%	0.1%	3.1%	0%	0.3%	0.1%	0%	0%

資料：厚生労働省福祉行政報告、子育て支援課

注記：全国、高砂市は平成 27 年 3 月末現在

兵庫県は平成 26 年 3 月末現在

(4)生活保護受給母子世帯数

高砂市における生活保護世帯のうち母子世帯の占める割合は年々増加していましたが、平成 22 年度から少しずつ減少傾向にあり、平成 27 年度では、全体の 5.7%となっています。

■世帯類型別被保護世帯数の年次推移（1 か月平均）

年度	総数		高齢者世帯		障害者世帯・ 傷病者世帯		母子世帯		その他の世帯	
	全国	高砂市	全国	高砂市	全国	高砂市	全国	高砂市	全国	高砂市
22	1,410,049	714	603,540	314	465,540	270	108,794	57	227,407	73
		100.0%	42.8%	44.0%	33.0%	37.8%	7.7%	8.0%	16.1%	10.2%
23	1,498,375	756	636,469	321	488,864	303	113,323	60	253,740	72
		100.0%	42.5%	42.5%	32.6%	40.1%	7.6%	7.9%	16.9%	9.5%
24	1,558,510	767	677,577	333	475,106	286	114,122	55	284,902	93
		100.0%	43.5%	43.4%	30.5%	37.3%	7.3%	7.2%	18.3%	12.1%
25	1,591,846	786	719,625	357	464,719	259	111,520	48	288,055	122
		100.0%	45.2%	45.5%	29.2%	32.9%	7.0%	6.1%	18.1%	15.5%
26	1,612,340	817	761,179	387	453,959	247	108,333	53	280,612	130
		100.0%	47.2%	47.3%	28.2%	30.3%	6.7%	6.5%	17.4%	15.9%
27	1,629,743	842	802,811	414	442,369	247	104,343	48	271,833	133
		100.0%	49.3%	49.2	27.1%	29.3%	6.4%	5.7%	16.7%	15.8%

資料：被保護者調査、生活福祉課

注記：全国の総数には保護停止中の世帯も含む（各世帯類型別の世帯数に保護停止中は含まれない）

(5)母子父子自立支援員による相談件数

生活一般の相談のなかでは、自立支援にかかる相談が多く、自立支援制度の周知や利用を促進し、またハローワーク等と連携し、就労や訓練の相談について個々のニーズに添った支援を行っています。そのほか、経済的支援・生活支援の相談も増加しており、経済的負担の軽減につながる制度等の情報提供を行っています。

■世帯類型別被保護世帯数の年次推移（1か月平均）

相談内容 年度	生活一般 (住宅・就労等)		児童 (養育・教育等)	経済的支援・ 生活支援 (貸付・生活保護等)	その他 (売店・母子福 祉施設利用等)	合計
22	母子	565	9	142	0	724
	父子	6	0	2	0	
23	母子	560	32	232	0	830
	父子	4	1	1	0	
24	母子	738	19	160	0	920
	父子	1	0	2	0	
25	母子	598	35	192	0	839
	父子	9	0	5	0	
26	母子	494	31	149	0	694
	父子	13	0	7	0	
27	母子	702	66	315	0	1,135
	父子	27	2	23	0	
28	母子	680	80	350	0	1,125
	父子	0	0	15	0	

資料：子育て支援課

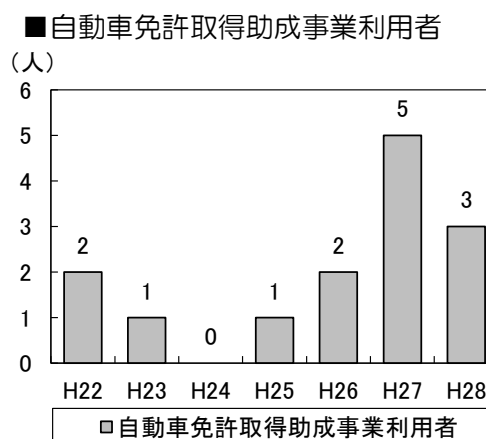
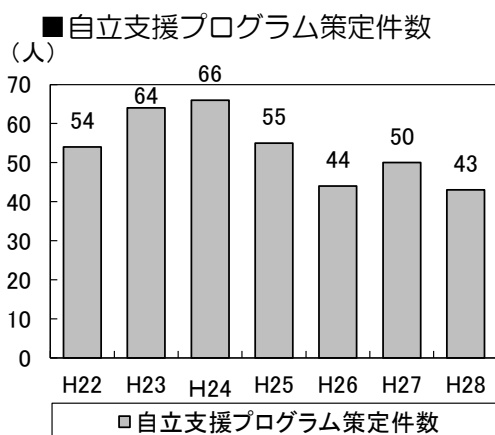
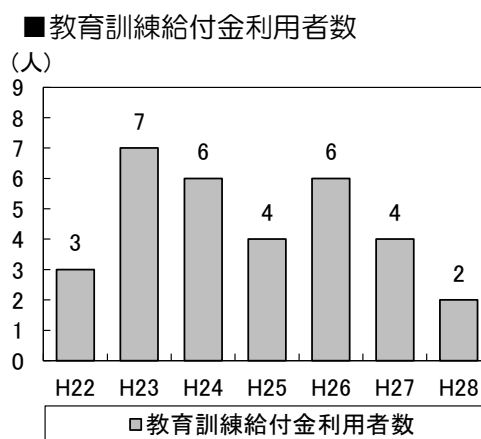
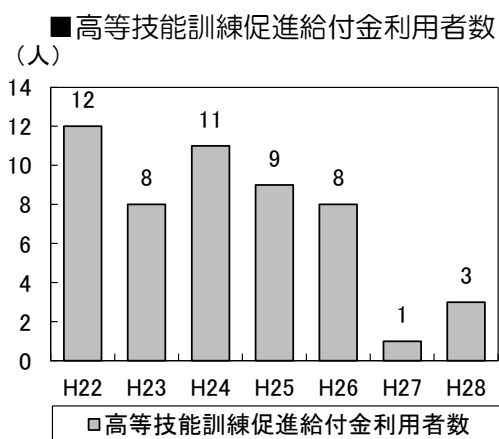
2 計画の主な進捗状況

2-1. 事業の実績及び評価

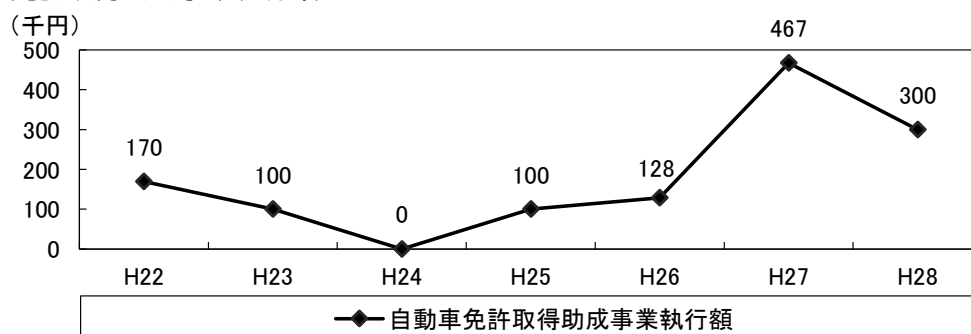
(1) 就業支援の充実

平成 22 年度より自立支援制度についてのセミナーや就労相談会を開催しており、周知や利用促進を行っていますが、制度の利用者数は増減を繰り返しています。アンケートでは自立支援制度の認知度が低いことから、今後も継続して積極的に周知を行い、ハローワークと連携して就業支援の充実を図る必要があります。

自動車免許等取得費助成事業の利用者数は、平成 22 年から 0 人から 5 人の間で増減を繰り返しており、平成 28 年度の利用者数は 3 人となっています。執行額でみると、平成 27 年度が約 47 万円と最も多く、平成 28 年度は 30 万円となっています。

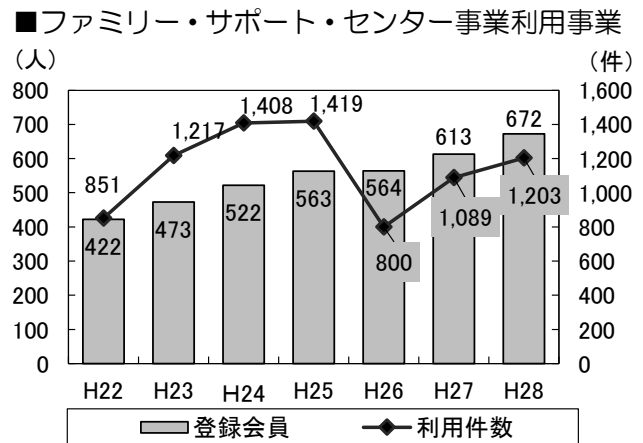
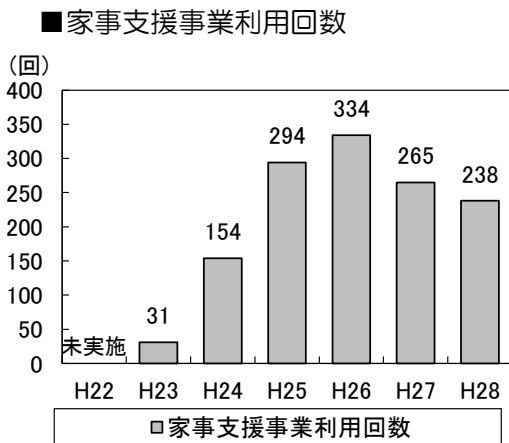


■ 自動車免許取得助成事業執行額



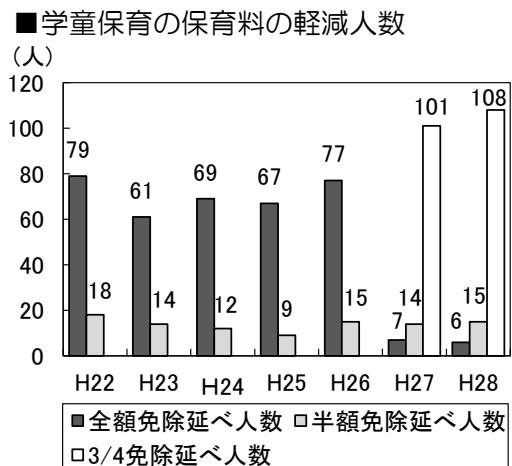
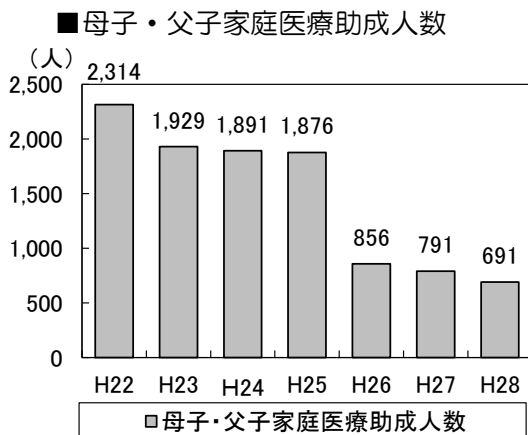
(2)子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の父や母は、子育てと就業の両立が困難であることから平成 23 年度より家事支援事業を立ち上げました。家事支援制度の利用回数は平成 26 年度にピークになり、その後は減少しています。今後は、より利用しやすくするため、制度の充実を図る必要があります。ファミリー・サポート・センター事業の利用件数は平成 26 年度に一旦減少し、その後は増加傾向となっています。ひとり親家庭の父や母が安定した就業を確保し、継続するための支援が引き続き必要であると考えられます。



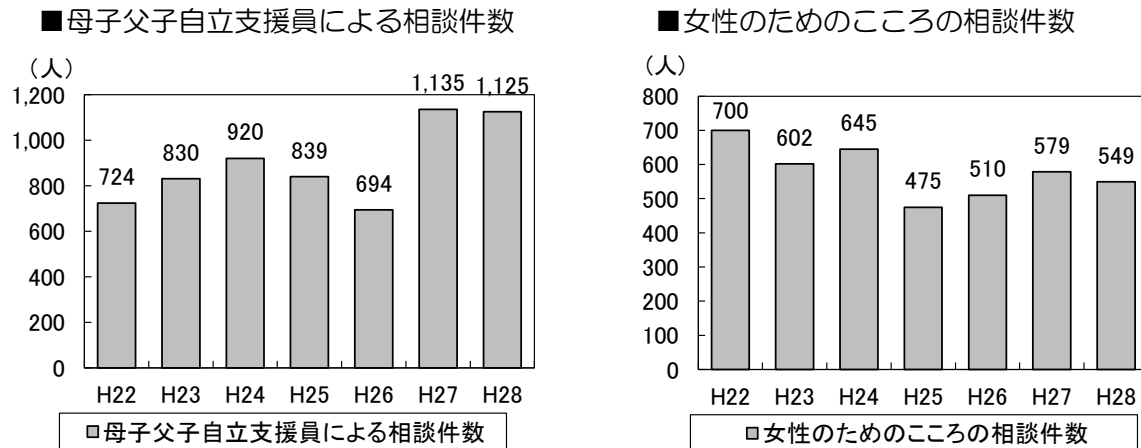
(3)経済的支援の充実

医療費の助成について、平成 25 年度までは市単独事業として県基準から対象外となる一定の所得者に対して医療費の助成を行うなど支援していましたが、平成 26 年 7 月よりこども医療の充実に伴い、支給要件が変更になりました。また、保育所・学童保育の保育料の軽減を行っています。ひとり親家庭の不安を少しでも解消できるよう、引き続き他の経済的支援についても広く情報収集を行いながら、支援の提供をしていく必要があります。



(4)相談・情報提供体制の充実

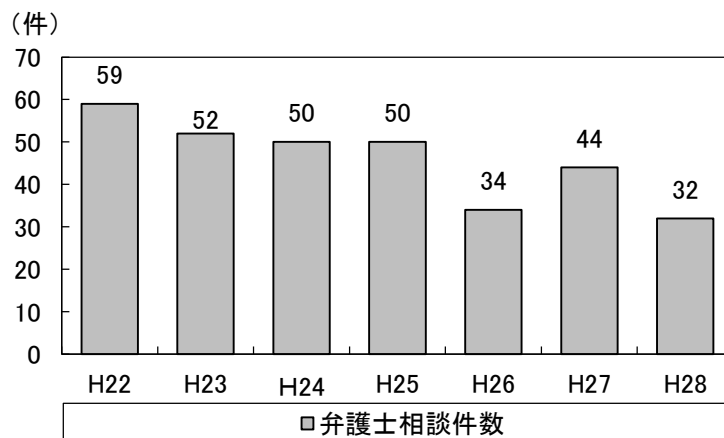
平成 22 年度より母子父子自立支援員を増員し、夜間相談（予約制）にも対応しています。総合的な相談を受けるなかで、必要であれば専門機関へのつなぎ役となり、多様化する問題に対応できるよう、引き続き関係機関と連携を図り、個々に寄り添った支援、情報提供の充実を図る必要があります。



(5)養育費確保の推進

法的解釈が必要な生活上の問題については、弁護士による法律相談により支援を行っています。アンケートでは、養育費に関して「誰にも相談しなかった」という回答が減り、「弁護士への相談」が増えています。養育費に関する情報提供を引き続き積極的に行っていくことが重要です。

■弁護士相談件数



2-2. 現状からみた課題

(1) アンケート調査からみるひとり親家庭の現状

①調査の目的

この調査は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定するひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、事前に対象者の実態及び意向を把握するため行ったものである。

②調査の設計

	母子世帯調査	父子世帯調査	
調査地域	高砂市全域		
調査対象	母子世帯	父子世帯	
配布数	844	32	50
調査対象	児童扶養手当受給者	児童扶養手当受給者	児童手当受給者で 父子家庭
調査方法	現況届と合わせ郵送・現 況届時に回収	現況届と合わせ郵送・現 況届時に回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで		

③回収結果

	母子世帯調査	父子世帯調査	合計
配布数	844	82	926
有効回収数	461	25	486
有効回収率	54.6%	30.5%	52.5%

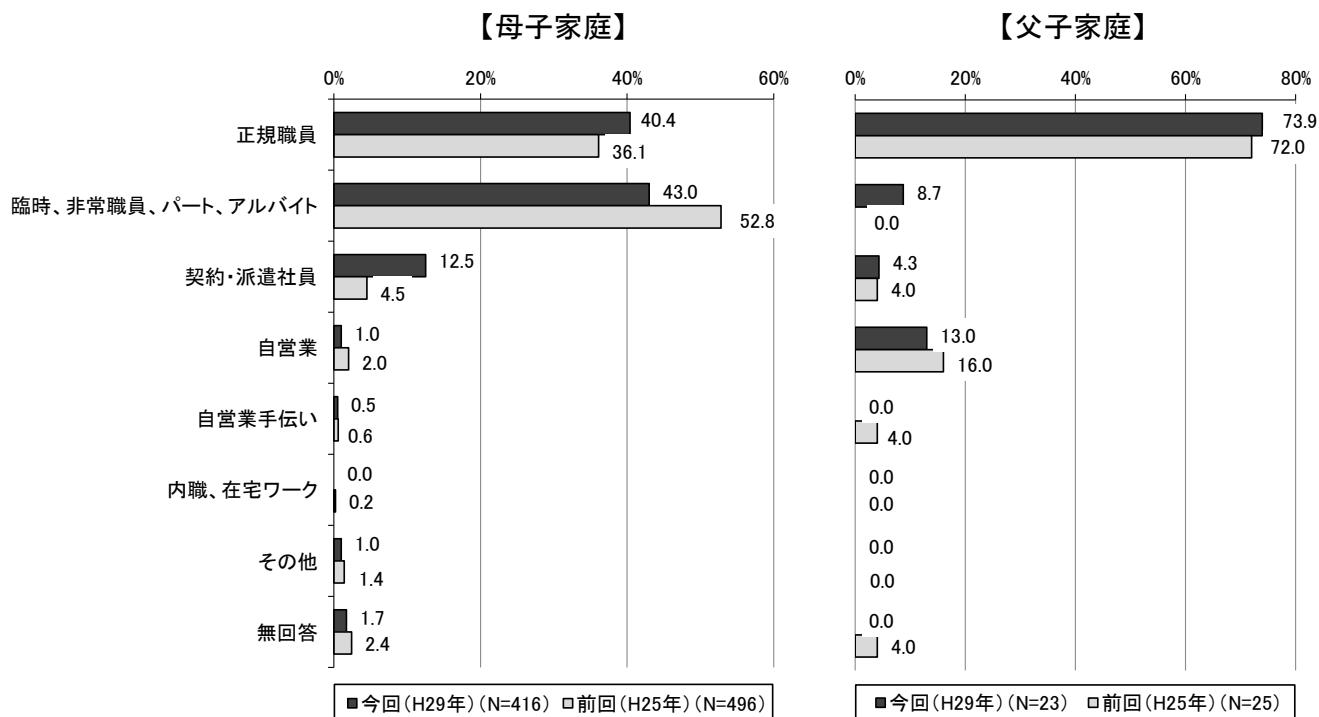
④報告書の見方

- 図表中の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表している。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものである。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合がある。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示している。そのため、合計が100.0%を超える場合がある。

(2)就業に関する課題

高砂市におけるひとり親家庭の就業状況においては、母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就労しており、母子家庭では「正規職員」、「臨時・非常勤職員、パート、アルバイト」がともに4割、父子家庭では7割以上が「正規職員」となっています。前回の調査と比較すると、母子家庭、父子家庭ともに正規職員が若干増加、母子家庭においては、「臨時、非常勤職員、パート、アルバイト」が減少、逆に「契約・派遣社員」が増加していますが、とくに小さな子どもを持つ母子家庭においては、依然としてフルタイムでの就業が困難な場合が多く、非正規職員の割合も多くなっており、安定した高収入の職業に結びつくことが難しい状況が伺えます。安定した職業に就くための十分な教育を受ける機会がなくひとり親となっているケースも多いと考えられ、また、資格取得や職業訓練などの支援制度を具体的に知らない回答が多いことから、制度を周知する機会をさらに提供していく必要があります。

■問5 雇用形態 (SA)



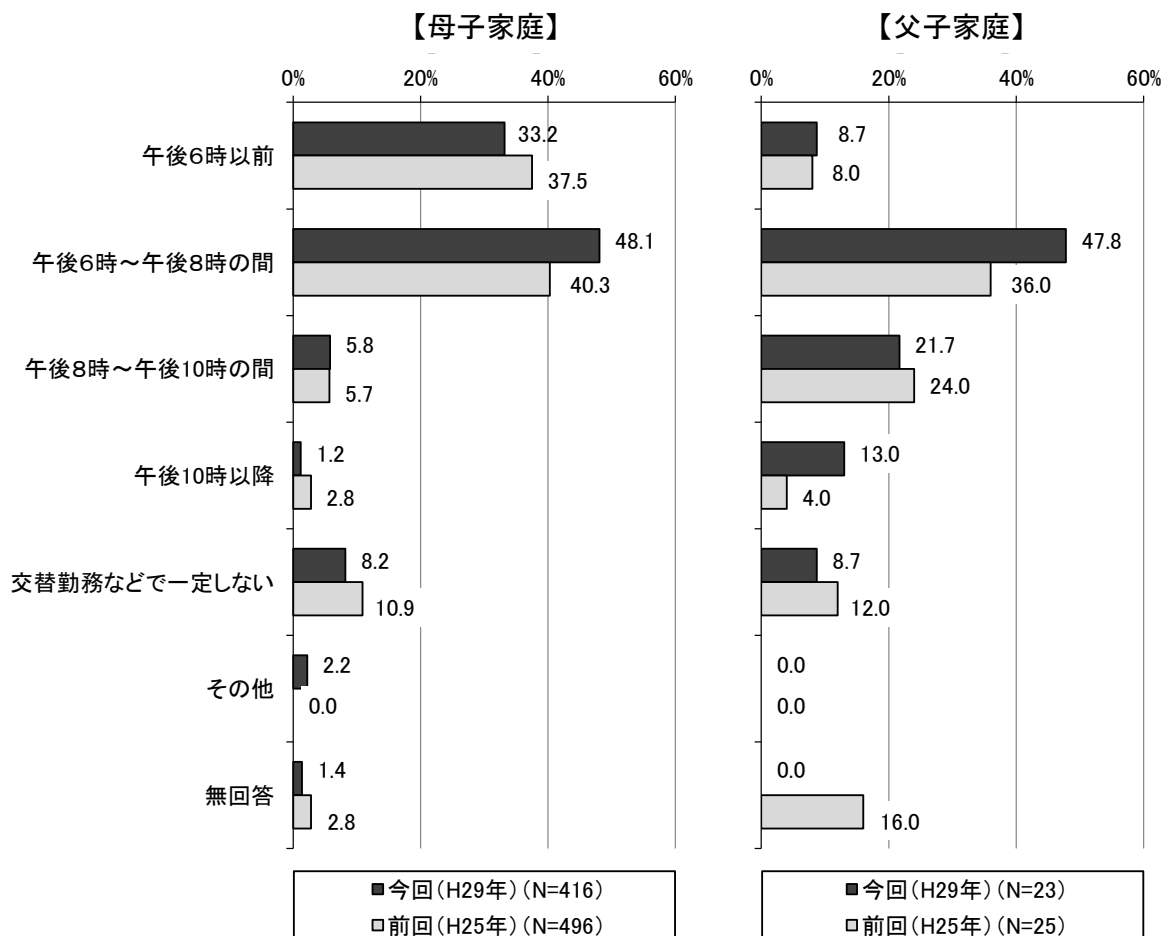
注記：グラフ中の「SA」は選択肢の中からあてはまるものを1つだけを選択する質問、「MA」はあてはまるものをすべて選択する質問、「N」は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

(3)生活・子育てに関する課題

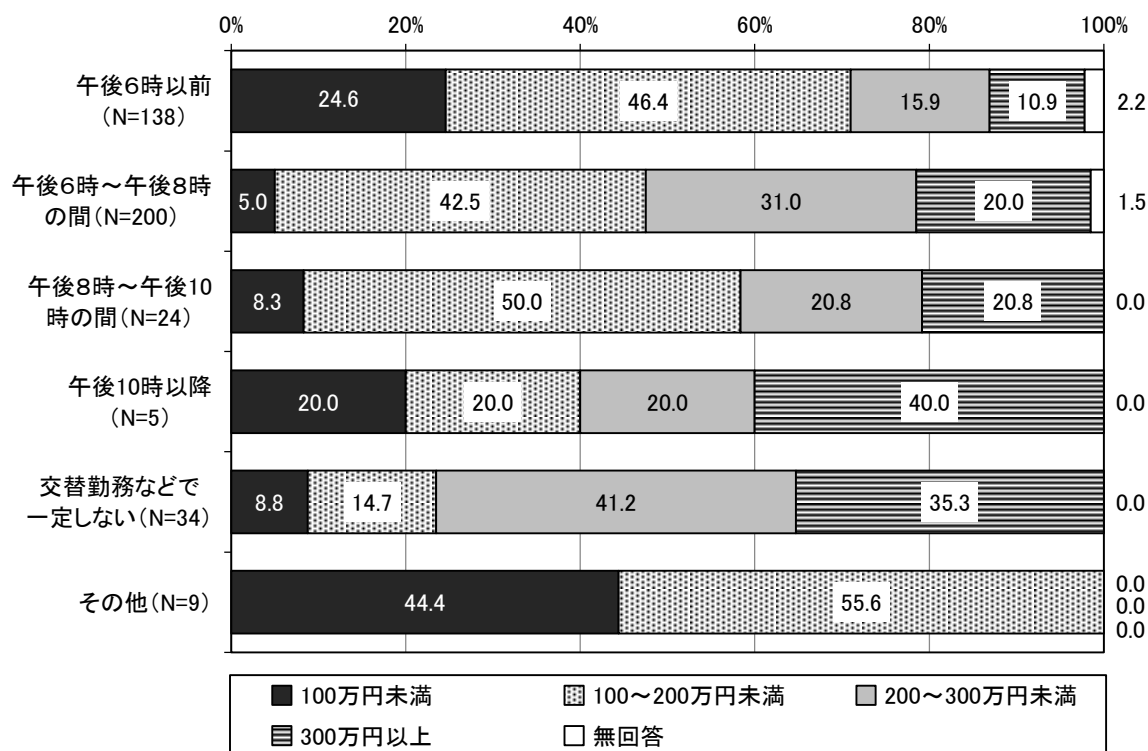
高砂市におけるひとり親家庭の大半は、子どもを抱えながら働いており、母子家庭は 55.1%、父子家庭の 82.5%が、帰宅時間が午後6時以降となっています。午後 10 時以降に帰宅する母親の収入は高くなっている傾向にありますが、それ以前に帰宅する母親の収入は低い傾向にあります。

また、子どもの心配や悩み事では、母子家庭では、「子どもの学習・進路」が 51.6%と突出しており、父子家庭では「子どもの学習・進路」が 44%、次いで「食事や栄養」「子どもの団らんや話合いの時間がもてない」が 32%となっています。また、子どもだけで夕食を食べることが「よくある」「ときどきある」と答えた人は母子家庭で 34%、父子家庭で 40%となっており、孤食の状況が顕著になっています。とくに父子家庭では子どもの栄養面での配慮を必要としている場合も多く、栄養に配慮した食事の継続的な提供などが求められます。希望する自立支援についても、母子家庭では、「子どもの学習支援事業」が 44.7%と最も多く、次いで「子ども食堂」が 37.3%となっています。父子家庭では「子ども食堂」が 40%と最も多くなっています。経済的な負担のない「子ども食堂」や学習支援等子どもの居場所づくりを進めていく必要があると考えます。

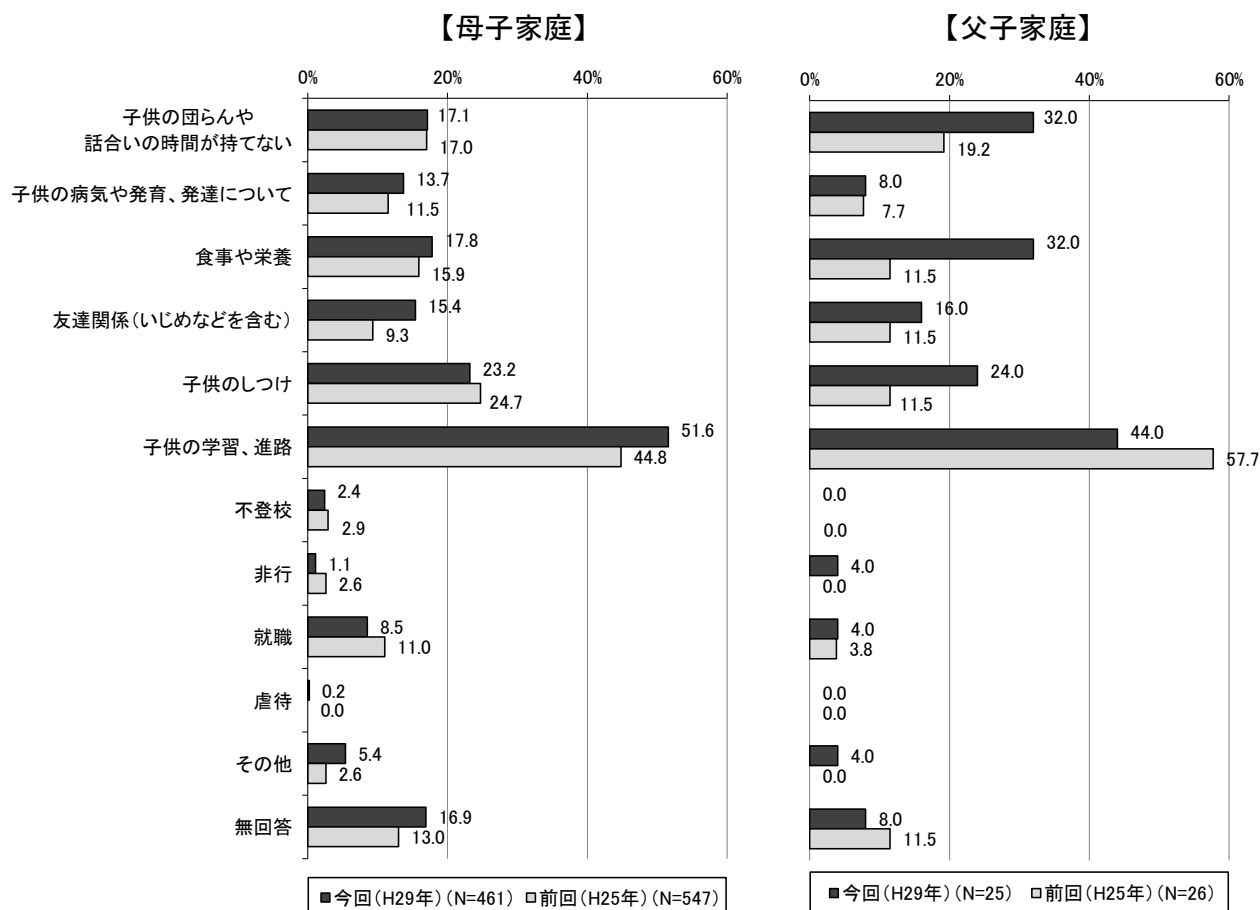
■問7 帰宅時間 (SA)



■帰宅時間別 年間の就労収入（母子家庭／SA）



■問 19 子どもの心配や悩み（MA）



(4)経済的状況に関する課題

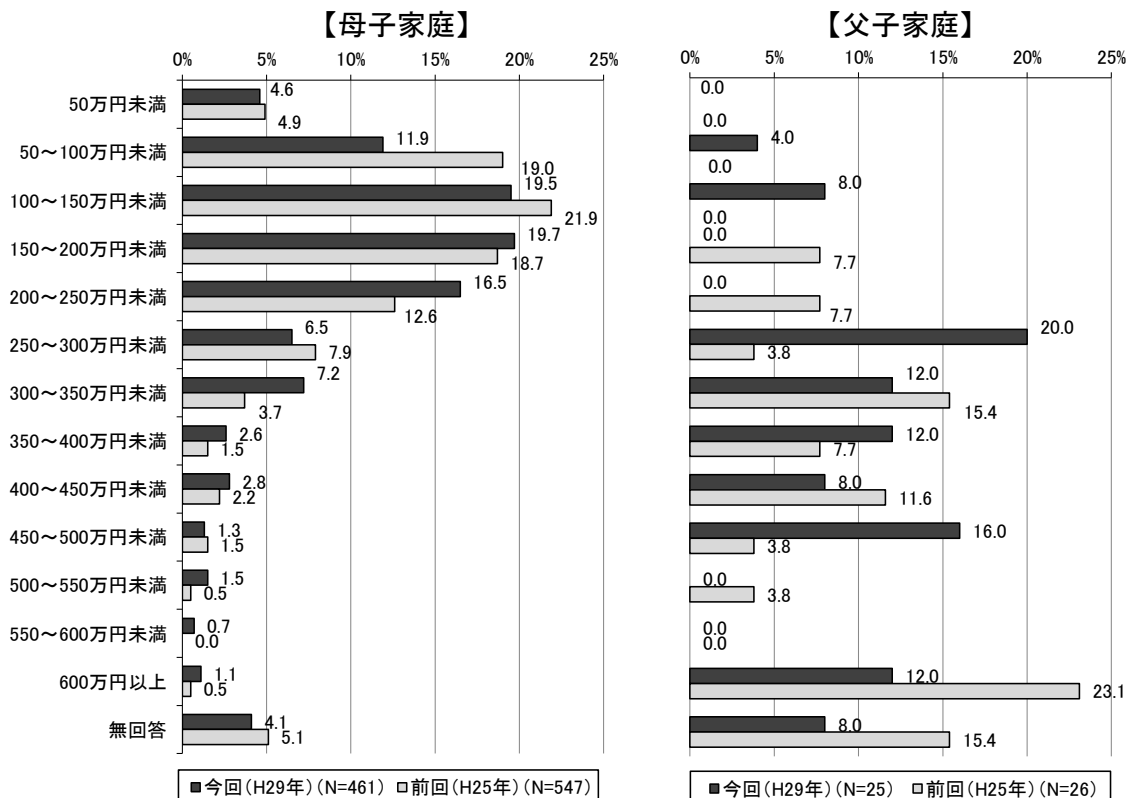
「ひとり親になったときに困ったこと」の質問のなかで最も多かった回答が母子家庭では「家計」であり、全体の62.7%となっています。

また、現在の年収については、母子家庭は「100～150万円未満」、「150～200万円未満」がそれぞれ2割で最も多く、前回と傾向は大きく変わっていませんが、就労収入年間200万円未満が前回64.5%のところ今回は55.7%に下がっています。父子家庭は「250～300万円未満」が20%と最も多く、次いで「450～500万円未満」が16%となっています。

一カ月の生活費については、「10～15万円未満」が最も多く、母子家庭で34.1%、父子家庭で28%となっており、主に食費、教育費、住居費の負担が大きく、父子家庭においてはローンの負担も大きくなっています。生活費と収入を比べると、母子家庭、父子家庭ともに6割ほどが「おおむね同じくらい」と回答していますが、「生活費の方が多い」も2割ほど見られ、母子家庭では「1～3万円未満」、父子家庭では「3～5万円未満」不足している人がそれぞれ4割みられます。母子家庭では、5万円以上不足が2割以上見られます。経済的理由のためできなかったことは、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの習い事や塾など」が約5割、次いで「家族のレクリエーション（旅行・帰省など）」が多くなっています。

ひとり親家庭に対しては児童扶養手当の支給や母子家庭等医療費助成などの経済的支援を実施していますが、依然として経済的に厳しい状況を抱えた家庭が多いと考えられ、より自立した生活につなげるための自立支援制度の充実が求められます。また、経済的に厳しい状況が子どもの貧困につながっている可能性もあります。このようなケースでは、子どもが貧困の連鎖に陥らないよう、学習の機会をはじめ、進学のための経済的支援を含めた子どもへの支援に配慮する必要があります。

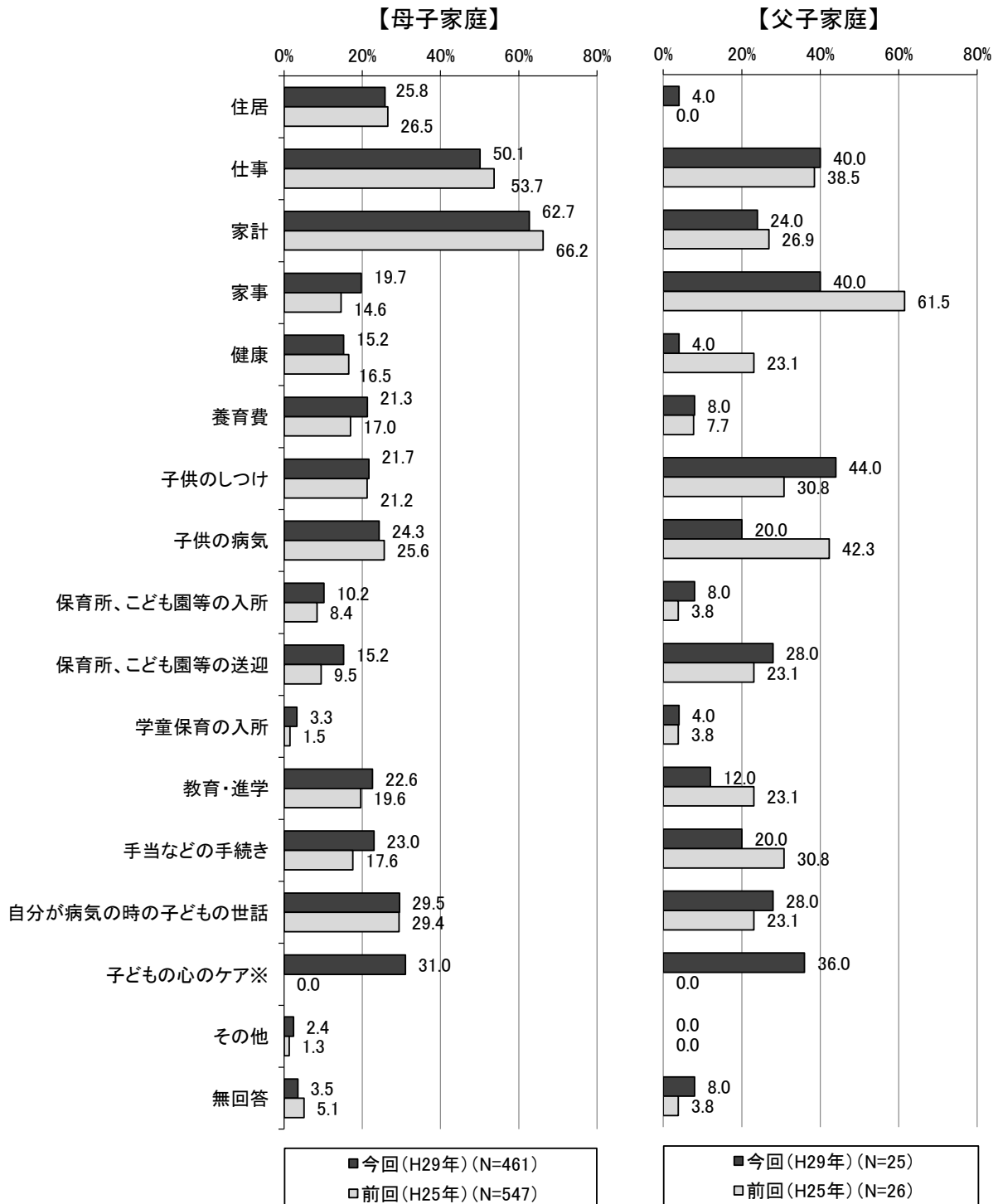
■問 13 年間の就労収入（SA）



(5)相談・情報提供体制についての課題

ひとり親になって困ったことは、母子家庭は「家計」が最も多く、次いで「仕事」が多くなっています。父子家庭は「子どものしつけ」が最も多く、次いで「家事」「仕事」が多い状況となっています。以上のことから離婚直後のひとり親家庭の経済的な不安は大きく、それと同時に子育ての責務への不安も抱えていることが伺えます。離婚直後から、ひとり親家庭の母や父が自立できるよう支援制度の情報提供や就労相談を行なうとともに、生活全般にかかる総合的な問題に対処するため各関係機関との連携を図り、充実した相談体制の構築が求められます。

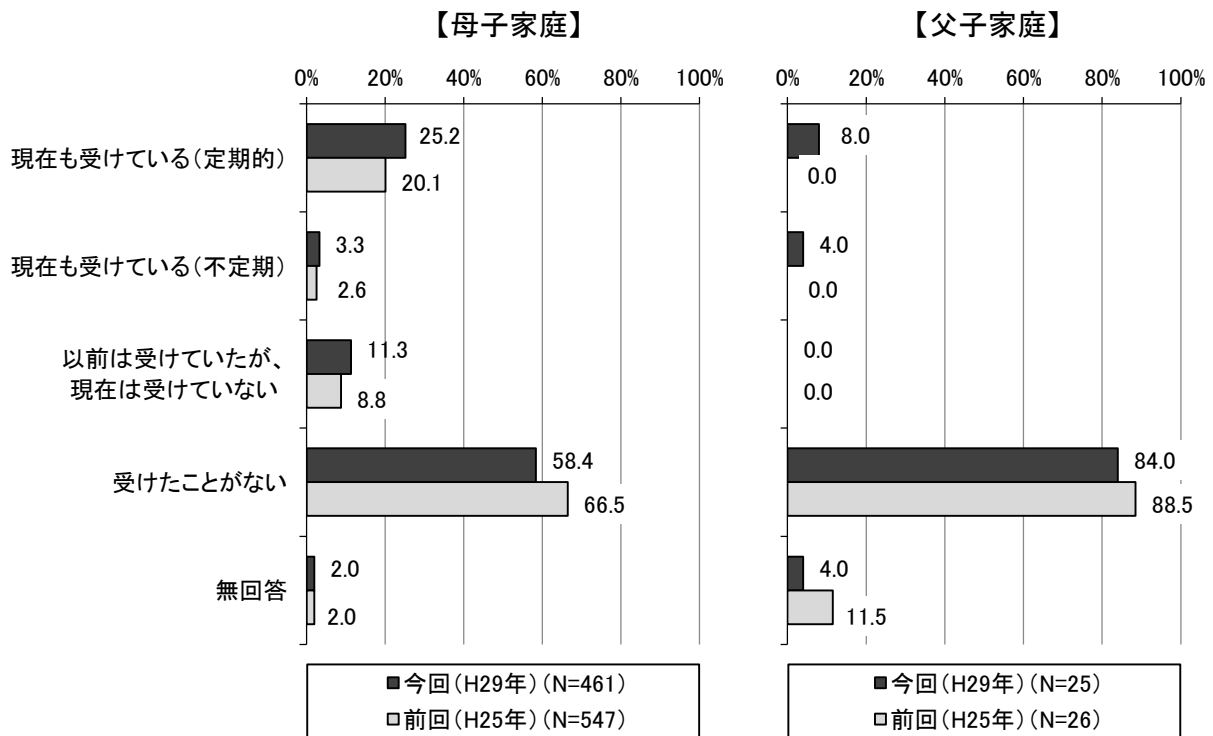
■問 29 ひとり親になったときに困ったこと (MA)



(6)養育費に関する課題

離婚後においても、子どもに対する責任は両親にあり、養育費の支払いは責務と考えられますが、母子家庭で養育費を受けている家庭は 28.5%となっています。その金額は、「2～3万円未満」、「3～5万円未満」がそれぞれ3割となっています。一方で、養育費を「現在は受けていない」「受けたことがない」家庭は7割にのぼっています。養育費の取り決めをしなかった理由としては、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がなかった」が5割強、次いで「取り決めの話し合いを持ちたくなかった」が2割強となっています。とくに母子家庭においては、経済的に不安定な状況を抱えた家庭も少なくないため、離婚後だけでなく、離婚前の相談時においても、養育費確保のための情報提供、啓発活動の推進、相談制度の充実などを図る必要があります。

■問 23 養育費の状況 (SA)



第2章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

高砂市子ども・子育て・若者支援プランの基本理念である、「子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、安心して暮らせるまちをめざして」に基づき、ひとり親家庭等においても、自立、安定して生活を送り安心して子育てができる環境づくりをめざします。

本計画では、ひとり親家庭の自立支援と子どもが健やかに育成されることを第一に考え、「きめ細やかな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き父子家庭を含めたひとり親家庭等施策を実施するため、次の目標に掲げる支援策を総合的、計画的に展開します。

2 基本目標

(1)就業支援の充実

ひとり親家庭等の経済的な自立を図るうえで、就業は大変重要であるため、ひとり親家庭が十分な収入を得ることができ、自立した生活が送れるようハローワークとの連携を促進し、就業相談から就業に向けた能力開発支援、個々のニーズに応じた求人情報の提供等の一貫した就業支援サービスを提供する体制の整備を促進します。

(2)経済的支援の充実

ひとり親家庭等の自立を図るための各種手当や、母子父子寡婦福祉資金貸付金の制度に関する情報提供を行いながら、適正な貸付・給付事務の実施により、経済面での支援を促進します。

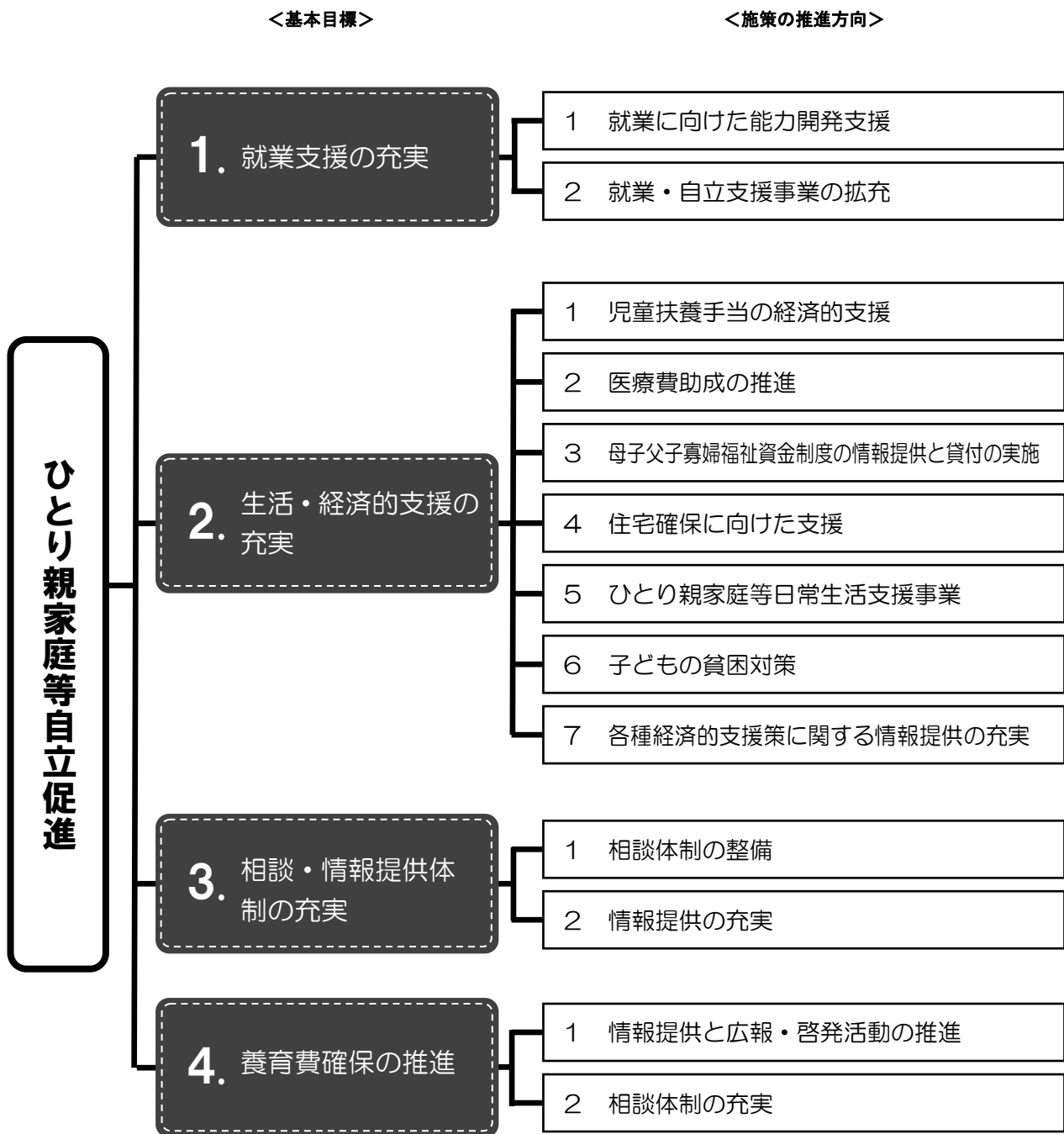
(3)相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題に、プライバシーに留意しながら、きめ細やかに対応できるよう、必要な広報・情報提供及び総合的な相談等の支援を行います。

(4)養育費確保の推進

養育費は、子どもの生活を守り、育てるために重要なものであるため、養育費を確保できるよう、養育費取り決めの促進、相談・情報提供の充実等、養育費確保面での支援体制の整備を促進します。

3 ひとり親家庭等自立促進の施策の体系



第3章 施策の推進

1 就業支援の充実

ひとり親家庭等、とくに母子家庭については非正規雇用が多く、雇用形態が不安定となっており、結果的に家庭の経済状況にも影響を与えています。経済的に自立した生活を送るために、安定した収入が得られる雇用への結びつきが重要と考えられ、就業に有利な資格取得支援、職業能力開発支援、個々の状況やニーズに応じたきめ細やかな相談機能の整備等ハローワーク等と連携し、自立に向けた就労支援を行い、また自立支援制度の拡充を促進します。

(1)就業に向けた能力開発支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
1-1-1 【2部再掲】 (6-2-5-1)	高等職業訓練促進 給付金等事業の 推進	ひとり親家庭の父母の就業に有利な資格を取得するため1年以上の養成機関で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、修学中の一定期間、給付金を支給し、生活の経済的負担の軽減を図り、安定した就業に結びつくための支援の拡充を行います。	子育て支援課	○	○	—
1-1-2 【2部再掲】 (6-2-5-2)	自立支援教育訓練 給付金事業の推進	ひとり親家庭の父母を対象に、就業促進と自立支援を目的として、就業に必要な資格を取得するために教育施設に入学し、その課程（厚生労働大臣が指定する教育訓練給付対象講座）を修了した者に対して、受講料の一部を支給します。	子育て支援課	○	○	—
1-1-3	高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業	ひとり親家庭の父母等を対象に、就業の際に有利である普通免許等を取得するのに要した費用の一部を助成します。	子育て支援課	○	○	—
1-1-4	高砂市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の父母及びひとり親家庭の児童を対象に、より良い条件で就職や転職をするために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、その学び直しを支援することを目的に給付金を支給します。	子育て支援課	○	○	—
1-1-5	各種資格取得支援事業	ひとり親家庭の父母を対象に、ハローワークとの連携による求職者支援訓練、職業訓練の受講勧奨をし、就業に有利な技能等の取得のための支援を行います。	子育て支援課	○	○	—

(2)就業・自立支援事業の拡充

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
1-2-1	母子父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定者の個々の状況やニーズに応じ、ハローワークと連携し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を推進します。	子育て支援課	○	○	—
1-2-2	ひとり親家庭就労サポート事業	児童扶養手当受給者に対し「ひとり親就労サポート事業」を活用し就労支援を行います。 また、月1回、ハローワーク職員による予約制の巡回相談を行います。	子育て支援課	○	○	—
1-2-3 【2 部再掲】 (6-2-5-3)	就業支援相談会、休日相談会の実施	ひとり親家庭等において、就職・転職希望、就業に不安を持つ者等を対象に、ハローワークと連携し、個別相談会及び自立支援セミナーを開催し、就業・自立支援制度に関する基礎知識の習得など就業にかかる支援を実施します。また、休日相談会を実施し、個々のニーズにあった相談に応じます。	子育て支援課	○	○	—

2 生活・経済的支援の充実

ひとり親家庭等について、児童扶養手当や母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金などの既存の制度を通して経済的支援を図るとともに、その他各種減免制度等、経済的支援制度の積極的な情報提供を行います。

(1)児童扶養手当の経済的支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-1-1 【2 部再掲】 (6-2-3-5)	児童扶養手当に関する情報提供及び給付	ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供、申請手続きの周知を行い、手当を支給します。	子育て支援課	○	○	—

(2)医療費助成の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-2-1 【2 部再掲】 (6-2-3-6)	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童（18 歳到達後最初の年度末まで。高等学校等に在学中の児童については20歳の誕生日の末日まで）とその児童を養育する母（父）等の保険医療にかかる自己負担分の一部を助成し、費用負担を軽減します。	国保医療課	○	○	—

(3)母子父子寡婦福祉資金制度の情報提供と貸付の実施

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-3-1 【2部再掲】 (6-2-3-7)	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定とその子どもの福祉の向上を図るために、無利子または低利で各種貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行います。	子育て支援課	○	—	○

(4)住宅確保に向けた支援

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-4-1	公営住宅優先入居の情報提供	県営住宅の募集の情報提供を積極的に行うとともに、優先入居における配慮について関係機関に働きかけます。また、市営住宅の建替え時期に母子家庭等の優先入居について検討します。	まちづくり部 管理課	○	○	—

(5)ひとり親家庭等日常生活支援事業

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-5-1	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において、修業・修学等の自立支援のための活動や、病気等により、日常生活を営むうえで家事支援が必要な家庭に対し家事ヘルパーを派遣します。	子育て支援課	○	○	—

(6)子どもの貧困対策

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-6-1 【2部再掲】 (6-2-4-3)	「子ども食堂」に関わる団体への支援	「子ども食堂」の活動や、新たに開設をめざす団体を支援します。	子育て支援課	○	○	—
2-6-2 【2部再掲】 (6-2-4-4)	生活困窮者自立支援の検討	経済的な問題等生活上の困難に直面している人に対し、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。また、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり等の機会の提供を検討します。	障がい・地域福祉課	○	○	—

(7)各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
2-7-1	各種経済的支援策に関する情報の提供	児童手当、就学援助をはじめ、各種奨学金、授業料減免制度、児童扶養手当受給者世帯に対するJR定期券購入割引制度、住居確保給付金（障がい・地域福祉課）、ファミリー・サポート・センター、学童保育所保育料軽減等他機関の経済的支援を含め、積極的に情報提供を行い、経済的支援を推進します。	子育て支援課	○	○	○

3 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な悩みや課題に対し、個々の状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、関係機関等との連携を図り、適切な相談体制の充実に努めます。

また、自立支援制度の概要、制度拡充の内容などを十分理解し、活用できるよう情報提供の充実に努めます。

(1)相談体制の整備

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
3-1-1	母子父子自立支援員等による相談の充実	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等を対象に、生活上の悩みや就業、貸付等についての相談を行い、関係機関と連携しながら情報提供やアドバイスをします。 また、研修等を通じて母子自立支援員の資質の向上を図ります。	子育て支援課	○	○	—
3-1-2	関係機関との連携強化	相談内容により市内の関係機関はもとより、他市、高砂警察、女性家庭センター、ハローワークなどの関係機関との連携強化を図り、相談に応じます。	子育て支援課	○	○	—
3-1-3	女性のためのこころの相談	関係機関との連携強化を図り、女性問題カウンセラーが女性の抱える様々な問題について相談に応じます。	男女共同参画センター	○	—	○
3-1-4 【3部再掲】 (4-2-1)	女性のための法律相談	女性の弁護士が、女性の抱える様々な問題について、法的手続き等の相談に応じます。	男女共同参画センター	○	—	○
3-1-5	法律相談	法律的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士が適切な指導・助言を行います。	市民活動推進課 (市民総合相談)	○	○	○

(2)情報提供の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
3-2-1	各種情報提供の充実	自立支援制度等のひとり親家庭等に関する情報をホームページ、広報等で情報提供するとともに、ハローワーク等と連携して開催する就労支援のための個別相談会や自立支援セミナーでも周知していきます。また、「ひとり親家庭のためのリーフレット」を作成・配布し、支援制度の周知や活用の推進を図ります。	子育て支援課	○	○	—

4 養育費確保の推進

養育費をもらっている人は全体の3割弱と少なく、ひとり親家庭の不安要因の一つとなっています。経済的不安を抱えるひとり親家庭が多く、養育費の確保は、子どもの健全な育成にも大きな影響があるため、養育費取り決めの促進、相談・情報提供の充実等養育費確保のための支援体制の整備を促進します。

(1)情報提供と広報・啓発活動の推進

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
4-1-1	情報提供の推進	養育費確保の啓発に努め、相談時にパンフレット等を配布するなど、情報提供を積極的に行います。	子育て支援課	○	○	—

(2)相談体制の充実

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課	母子	父子	寡婦
4-2-1 【3部再掲】 (3-1-4)	女性のための法律相談	女性の弁護士が、女性の抱える様々な問題について、法的手続き等の相談に応じます。	男女共同参画センター	○	—	○

第4部

若者支援

（高砂市若者支援計画）

◇平成29年度に策定された「高砂市若者支援計画」を
維持・継続して掲載するものです。

第1章 現状と課題

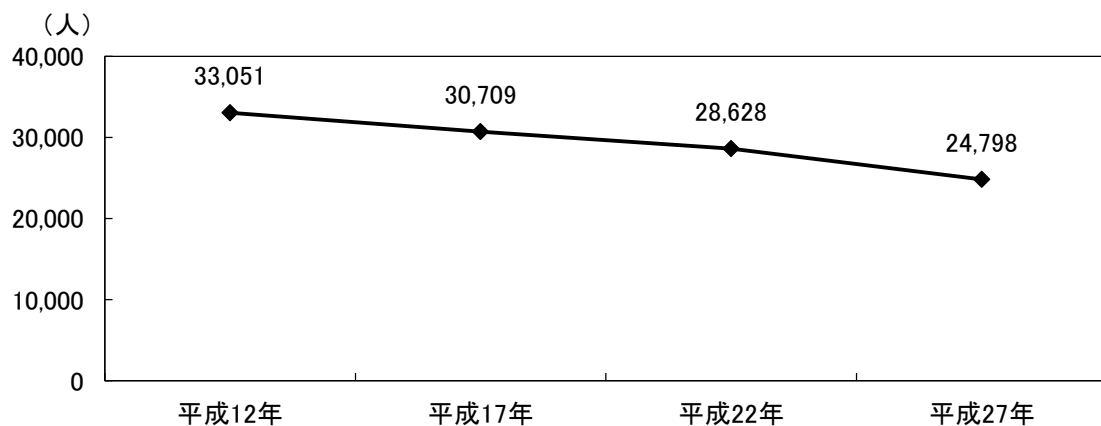
1 統計からみる市の現状

「若者」の定義＝第4部 若者支援においては、若者をおおむね15歳から40歳未満の者と定義します。

(1) 若者人口の推移

本市の若者人口は、平成27年10月1日現在24,798人で減少傾向です。

■若者人口の推移（15～39歳）

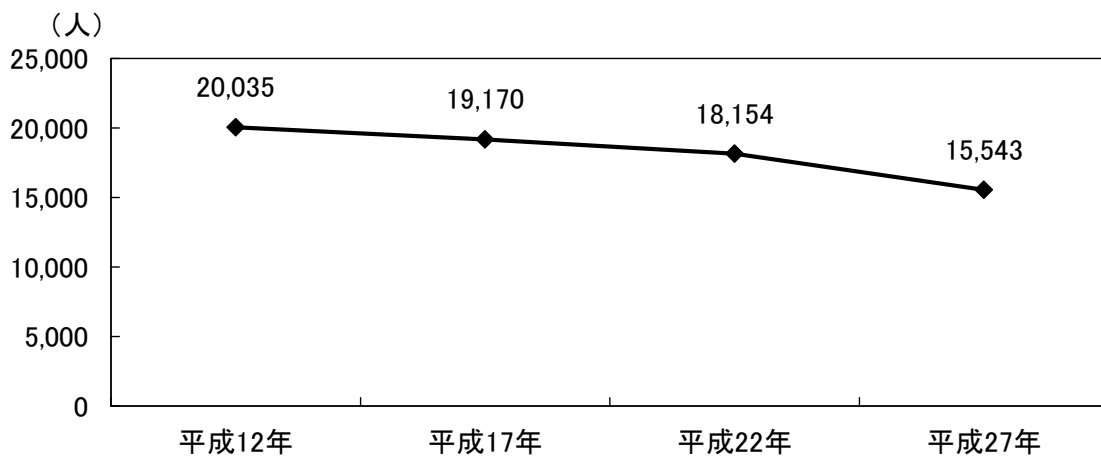


資料：国勢調査

(2) 若者の就労状況

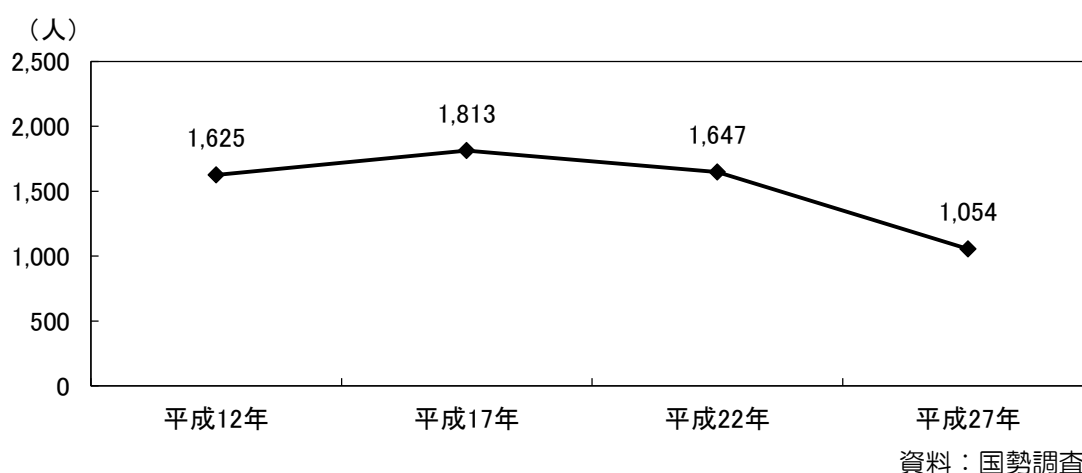
本市における若者の平成27年の就業者数は15,543人で、平成22年より約2,600人減少、平成27年の完全失業者数は1,054人で、平成22年より約600人減少しています。

■就業者数の推移（15～39歳）



資料：国勢調査

■完全失業者数の推移（15～39 歳）



(3)進路別卒業者数の状況(国・県)

国の「平成 29 年度版子ども・若者白書」においては、平成 28 年 3 月の全国の高校卒業者数 1,064,352 人のうち進学も就職もしていない者は 46,057 人(4.3%)、大学卒業者数 559,678 人のうち進学も就職もしていない者は 48,866 人(8.7%)となっています。

兵庫県学校基本調査(平成 28 年 5 月 1 日付調査)によると、兵庫県の中学校卒業者数 52,957 人のうち進学も就職もしていない者等は 344 人(0.6%)、高等学校卒業者数 46,229 人のうち進学も就職もしていない者等は 1,521 人(3.3%)となっています。

■兵庫県の中学校・高等学校の進路別卒業者数

(単位：人)

学校	卒業者数	卒業者数の内訳			
		進学者数	教育訓練機関等入学者数	就職者及び一時的就労者数	進学も就職もしていない者数等
中学校	52,957	52,480	10	123	344
高等学校	46,229	37,461	98	7,149	1,521

資料：兵庫県学校基本調査(平成 28 年 5 月 1 日付調査)

2 アンケート調査からみるひきこもりの現状

(1)調査の概要

本市の若者支援のための計画策定の基礎資料として、若者の生活実態を把握するために、市内在住の満 15 歳から 39 歳までの方 2,500 人（無作為抽出）を対象に、「若者の生活に関する調査」を実施しました。

■調査の実施概要

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
本市にお住まいの 15 歳から 39 歳まで の方	2,500 人 (無作為抽出)	525 件	21.0%	平成 29 年 6 月 22 日～ 7 月 10 日	郵送配布・ 郵送回収

(2)調査結果

①用語の定義

調査において、「ひきこもり群」、「ひきこもり経験者」、「一般」は以下のとおり定義します。

(ア)ひきこもり群＝調査に対して、次のように回答した者としてします。

「問18 ふだんどのくらい外出しますか」について、下記の選択肢5～8に当てはまる者

「5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」

「6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」

「7. 自室からは出るが、家からは出ない」

「8. 自室からほとんど出ない」

かつ

「問18-2 問18で「5～8」のような状態となってどのくらい経ちますか」について、選択肢2～6（6か月以上）と回答した者

であって、

「問18-3 問18で「5～8」のような状態になったきっかけは何ですか」で、以下に当てはまる者

「7. 病気：（病名： ）」を選択し、病名に統合失調症又は身体的な病気を記入した者

「8. 妊娠した」を選択した者

「9. その他（ ）を選択し、（ ）内に自宅で仕事をしている旨や出産・育児をしている旨を記入した者

または、

「問14 あなたは現在働いておられますか」で、「4. 家事専業又は家事手伝い」と回答した者

または、

「問16 ふだんご自宅にいるときによくしていることに○をつけてください」で、「9. 家事をする」「10. 育児をする」と回答した者

を除いた者。

本調査結果を集計したところ、上記の定義に該当するのは4人で、高砂市の15～39歳人口は25,282人なので、ひきこもりの推計数は下記の計算により193人となります。

	回収数	ひきこもり 該当者	回収数に 占める割合	15～39歳 人口	ひきこもりの 推計数
本調査	525人	4人	0.76%	25,282人	193人
(参考) 国の調査※	3,115人	49人	1.57%	3,445万人	54.1万人

※内閣府 若者の生活に関する調査報告書（平成28年9月）

（イ）ひきこもり経験者＝ 調査において、次のように回答した者とします。（集計上は、次に示す「一般」に含まれます。）

「問19 あなたは過去に6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか」について、下記の選択肢1～4のいずれかに当てはまる者

「1. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」

「2. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」

「3. 自室からは出るが、家からは出ない」

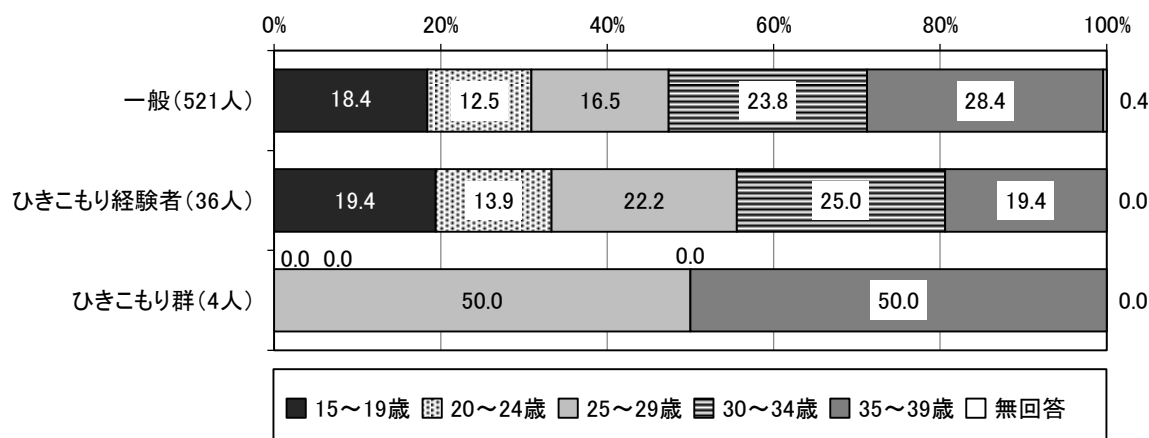
「4. 自室からほとんど出ない」

（ウ）一 般：回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者。ただし、国の調査結果と比較可能となるよう、「ひきこもり経験者」については「一般」に含めて集計しています。

②対象者の年齢

現在ひきこもり状態にある人（以下、「ひきこもり群」という。）の年齢は、25～29歳と35～39歳がそれぞれ50%でした。また、過去にひきこもりを経験した人（以下、「ひきこもり経験者」という。）は、30～34歳が25%、次いで25～29歳までが22%と多く、15～19歳も19%みられました。

■年齢（SA）

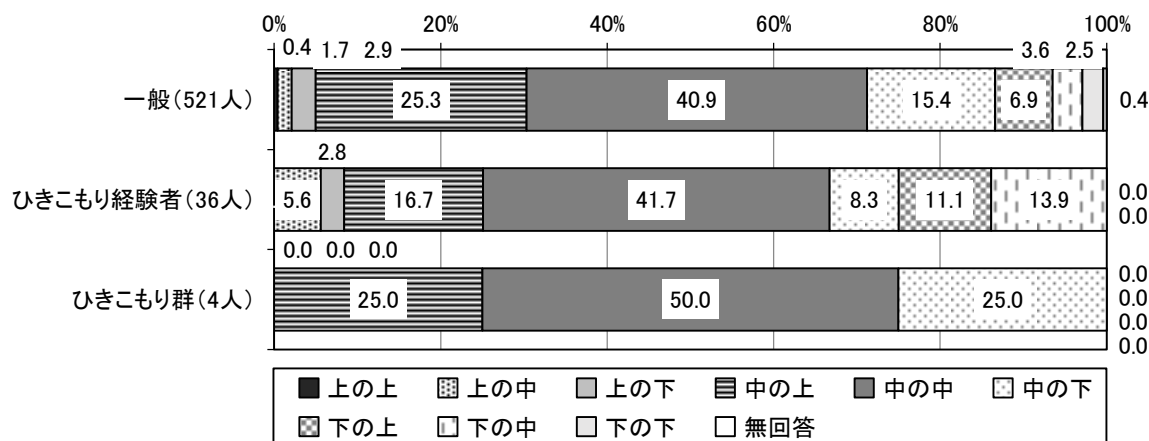


注記：グラフ中の「SA」は選択肢の中からあてはまるものを1つだけを選択する質問、「MA」はあてはまるものをすべて選択する質問、「N」は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

③世帯の経済状況

ひきこもり群の生活水準の実感として、世間一般と比べてみて、下や上はみられませんでした。ひきこもり経験者では上が8%、下が25%となっています。

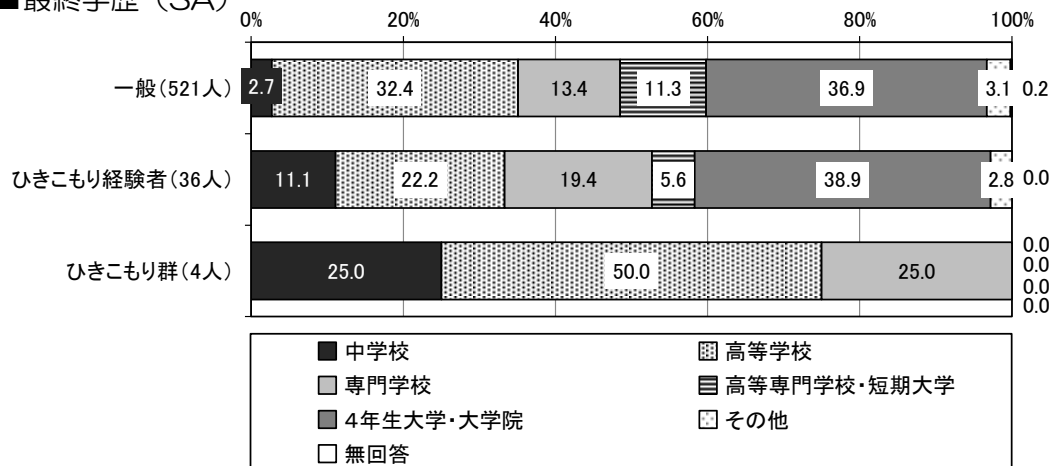
■世帯の経済状況（SA）



④最終学歴

ひきこもり群の最終学歴は、高校 50%、中学、専門学校が各 25%となっています。ひきこもり経験者では4年生大学卒業が 39%みられました。

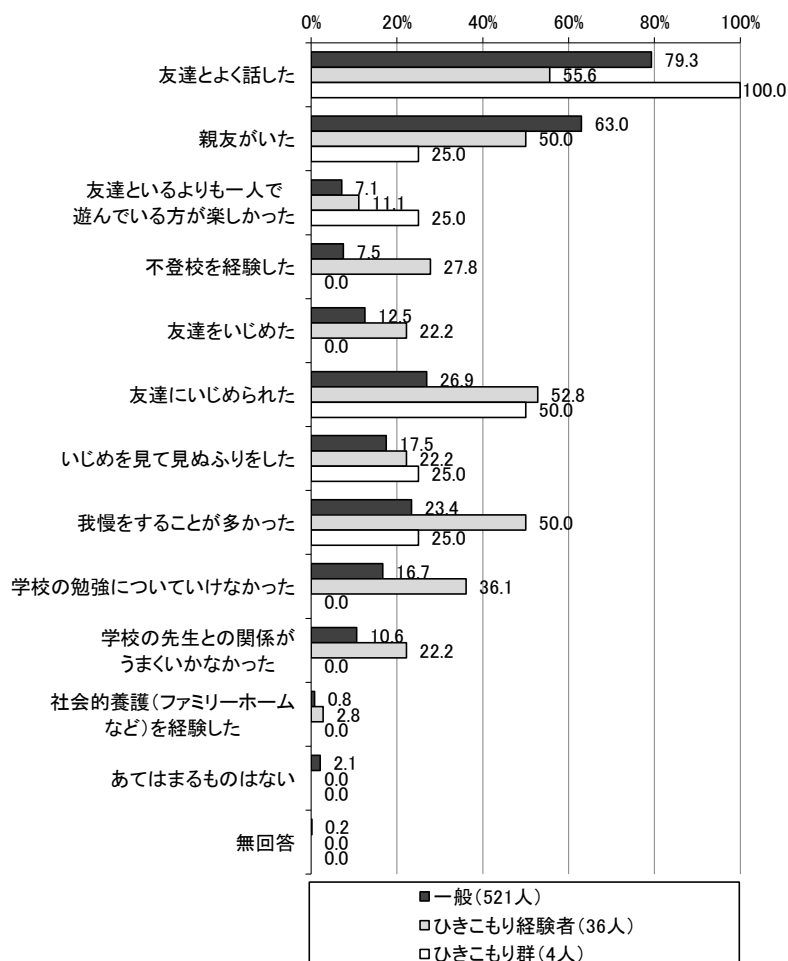
■最終学歴 (SA)



⑤小学校や中学校の頃に学校で経験したこと

ひきこもり群は、小学校や中学校時代に友人にいじめられた経験が 50%ありました。ひきこもり経験者では 53%となっています。

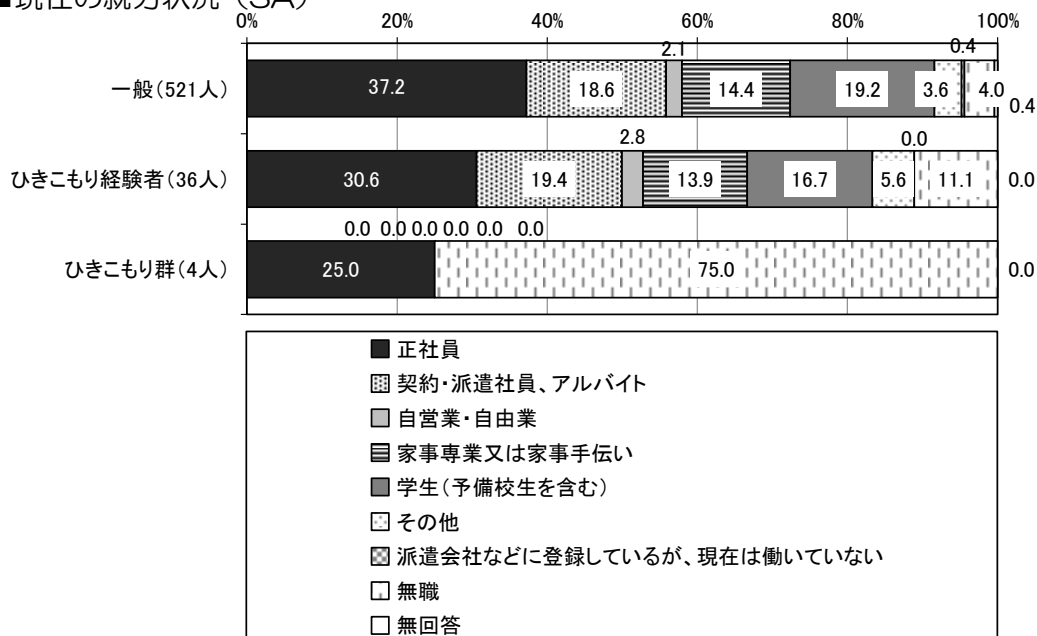
■小学校や中学校の頃に学校で経験したこと (MA)



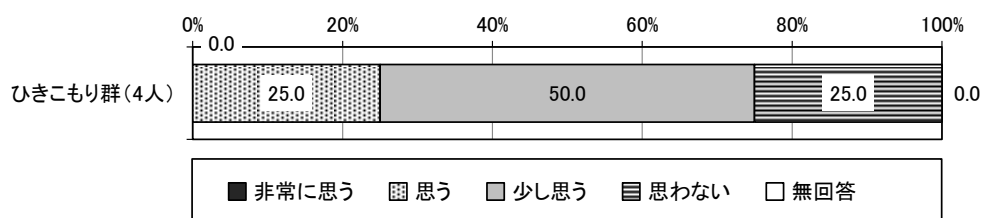
⑥現在の就労状況と今後の就労希望

ひきこもり群の 75%は無職となっていますが、75%は就職または進学したい（思う 25%、少し思う 50%）と考えています。ひきこもり経験者では 53%が現在就業しており、無職は 11%となっています。

■現在の就労状況（SA）



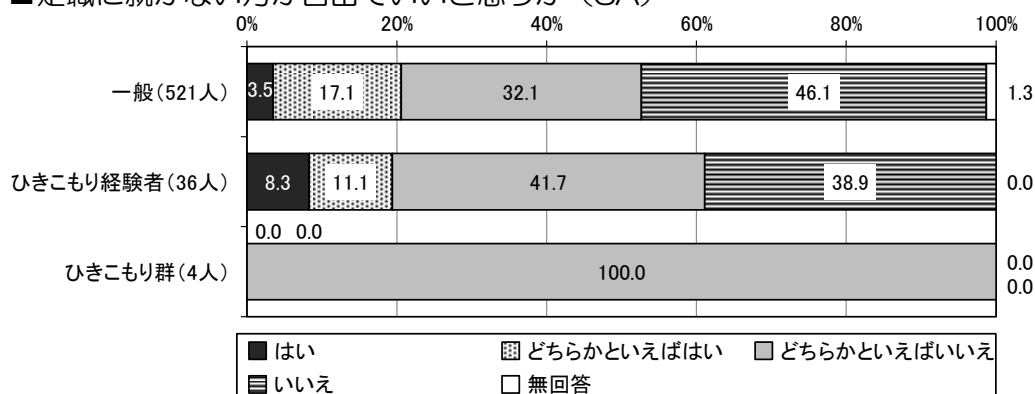
■現在就職または進学を希望しているか（SA）



⑦仕事に対する意識

ひきこもり群は、「定職に就かない方が自由でいいと思う」に対しては、100%がどちらかといえいいえと考えています。ひきこもり経験者では、81%が否定的(いいえ 39%、どちらかといえいいえ 42%)となっています。

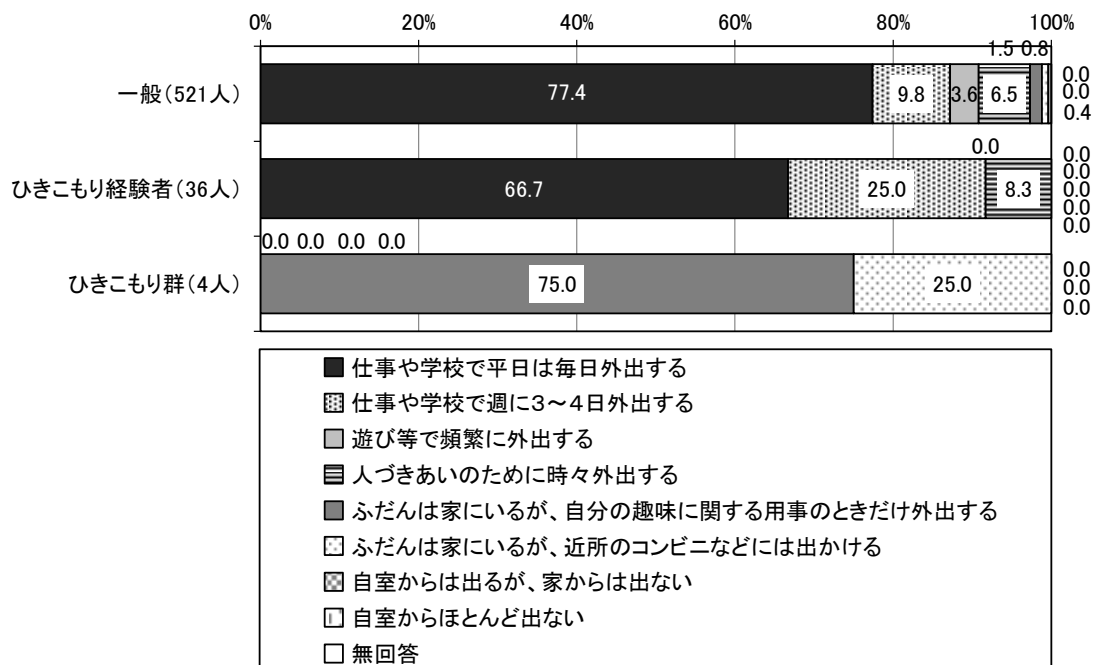
■定職に就かない方が自由でいいと思うか（SA）



⑧外出の頻度

ひきこもり群の75%は、ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事的时候だけ外出しています。

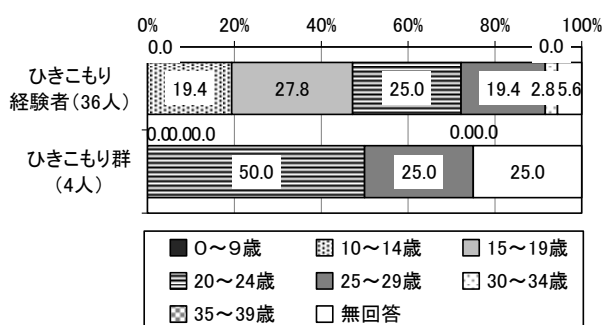
■ふだんどのくらい外出しているか（SA）



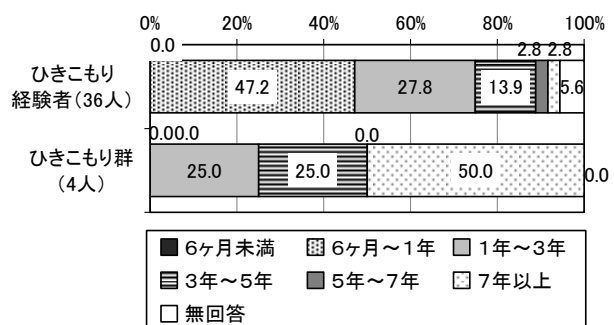
⑨ひきこもり状態になった年齢、期間

ひきこもり群が、ひきこもり状態になった年齢は、20～24 歳が 50%で、ひきこもり経験者では 15～19 歳が 28%でした。ひきこもり状態となっている年数は、引きこもり群は 7年以上が 50%で、ひきこもり経験者では6ヶ月～1年が 47%となっています。

■ひきこもり状態になった年齢（SA）



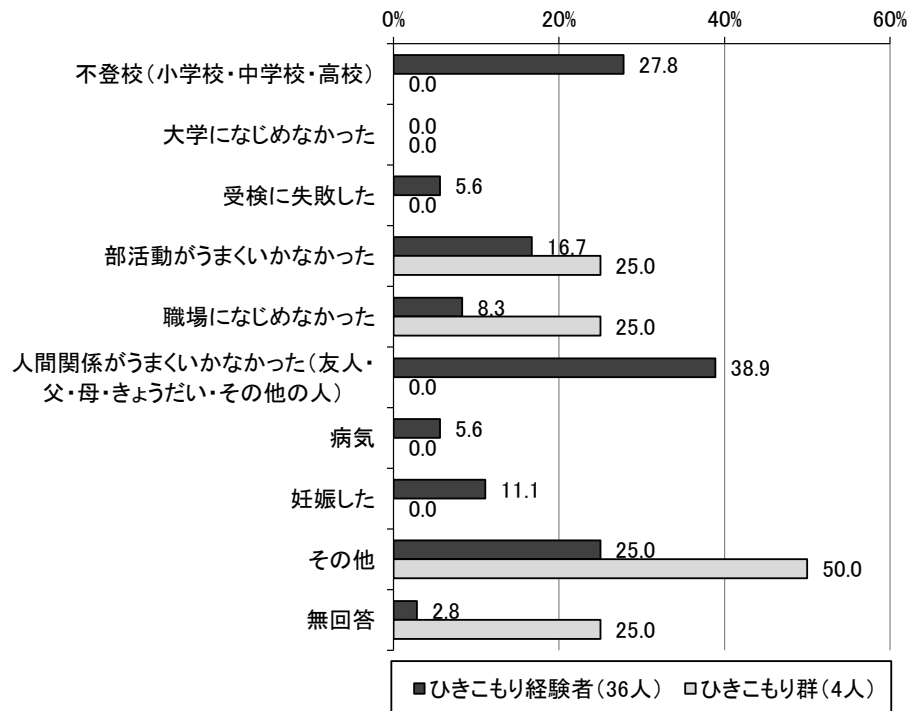
■ひきこもり状態となっている年数（SA）



⑩ひきこもり状態となったきっかけ

ひきこもり群が、ひきこもり状態となったきっかけは、「就職活動がうまくいかなかった」が25%、「職場になじめなかった」が25%となっています。引きこもり経験者では、「人間関係がうまくいかなかった」が39%、「不登校」が28%となっています。

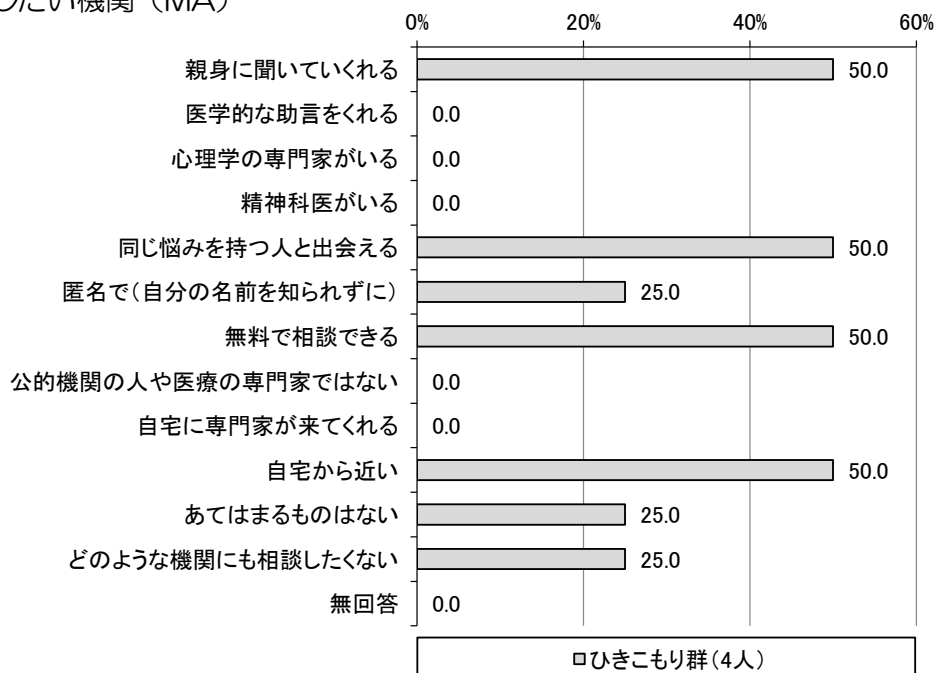
■ひきこもり状態となったきっかけ】（MA）



⑪相談したい機関

ひきこもり群が相談したい機関は、「親身に聴いてくれる」、「同じ悩みを持つ人と出会える」、「無料で相談できる」、「自宅から近い」機関となっています。

■相談したい機関（MA）



⑫社会参加のきっかけ

ひきこもり経験者が、ひきこもりの状態から社会参加できるようになったきっかけを自由に記載してもらった結果を大きく分けると、①進学・就職など環境の変化、②家族、友達、学校の先生、カウンセラー、仲間など周囲の人の支え、③自分の気持ちを変える、④新たな目標を持つ、などが社会参加のきっかけとなっています。

■社会参加ができるようになったきっかけや役立ったこと（抜粋）

進学・就職など環境の変化

- ・進学への道を中学校の先生がサポートしてくれた。
- ・国家試験に合格した後で就活して無事就職できたのがきっかけです。
- ・アルバイトでしたが、仕事に就けたことで、前に進めた。
- ・体調不良が少しましになり短期アルバイトをすることになった時。

家族、友達、学校の先生、カウンセラー、仲間など周囲の人の支え

- ・人との出会い。
- ・家族の働きかけ。
- ・家族の支え、専門学校に入学後、友達に恵まれた。
- ・学校の先生とメールをしたり、母やカウンセラーの先生と話をした。
- ・親の理解と期待、友人達の助言。
- ・不登校となり、当時の担任の知り合いのカウンセラーと出会い、週1でカウンセリングして頂いたおかげで自分の興味があるものに自分の足で一歩踏み出す事が出来た。

自分の気持ちを変える

- ・自分の勇気。
- ・自立心。
- ・他の人達と同じように社会に出たいという自分の気持ち。
- ・自分自身の考え方を変えた。周囲の友達の助け。

新たな目標を持つ

- ・退職してから、なかなか前に進むことが出来ないが、資格の取得に挑戦している。気持ちが落ち着いたら仕事を見つけようと思う。
- ・サポートステーションのジョブトレ（就労体験）がきっかけとなった。

⑬調査結果の考察

(早期発見・支援)

- ・ひきこもり経験者の経験年数は 3 年までが多いが、ひきこもりが現在も続いている者のひきこもり継続年数は 3 年以上が多くなっている。これらのことから、ひきこもりが長期化する前の比較的若い段階で、早期に発見し支援することが重要である。

(長期化への対応)

- ・一方、現在ひきこもり状態にある者の多くは、ひきこもりが 3 年以上と長期化しており、年齢も 30 歳以上が過半数となっている。このことから、早期発見による支援のみでなく、長期化したひきこもりの者への支援のあり方を検討することも必要である。

(包括的支援)

- ・ひきこもり状態となったきっかけは、不登校、就職活動、職場への不適應、人間関係などが多くなっている。このことから、支援にあたっては、就労支援だけではなく、その基礎となる社会生活を営む上での知識や経験、社会性の醸成といった生活全体を包括的に支援していく必要性が示唆される。

(人間関係づくり)

- ・社会参加できるようになったきっかけを見ると、家族、友達、学校の先生、カウンセラー、仲間など周囲の人の支えを挙げている者が多い結果となっている。このことから、若者一人ひとりの事情に応じた個別的な支援を通じ、自己肯定感や他者への信頼感をもって新しい人間関係を作るきっかけとすることが有効と考えられる。

(きっかけづくり)

- ・また、現在ひきこもり状態にある者で就職や進学を希望している者も多く、ひきこもり経験者の回答からは、進学や就職、アルバイト経験などが、回復のきっかけとなっているケースも多くみられる。このことから、環境が変わることで、自信を得たり、新たな人間関係を見つけることもあり、職業体験のプログラムなど、社会参加のきっかけとなる機会の提供、教育や訓練の機会を得ることの重要性についての理解を促す取り組みが重要である。

(情報発信・アプローチ)

- ・現在ひきこもり状態にある者が相談したい機関としては、親身に聴いてくれるなど、安心して相談できる場所があげられている。相談したいという気持ちを持っていることがうかがえるが、実際に関係機関に相談しているケースは少ない結果となっている。このことから、適切に対応できる相談機関を周知するとともに、相談に来るのを待つだけではなく、関係機関等を通じた早期の発見や情報の共有、支援員等による家庭訪問（アウトリーチ）なども有効となる可能性がある。

第2章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

近年、ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻化しています。このような状況の下、国においては、平成22年4月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法（以下、「法」という。）」が施行されました。また、平成28年2月には、「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定され、国、都道府県、市町村における子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備の取り組みが始まりました。

若者は、次代を担う大きな可能性を秘めたかけがえのない存在です。私たちは、若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの若者の置かれた状況等に応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施していくことにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会を構築していかなければなりません。

本市においては、平成29年4月に「こども未来部」を創設し、新たに若者を支援する組織を設置しました。

本計画の第4部は、おおむね15歳から40歳未満の若者支援の計画として、法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置付け、ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立に向け、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ることをめざします。

なお、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への対応は、その原因を早期に発見し支援することが重要であることから、子どもの育成支援については、第2部の「子ども・子育て支援」及び第3部「ひとり親家庭等自立支援」で取り組みを進めます。

2 国の計画

（1）子ども・若者育成推進大綱（平成28年2月策定）

（2）基本的な方針

- ①すべての子ども・若者の健やかな育成
- ②困難を有する子ども・若者やその家族の支援
- ③子ども・若者の成長のための社会環境の整備
- ④子ども・若者の成長を支える担い手の養成
- ⑤創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

3 県の計画

(1) ひょうご子ども・子育て未来プラン（平成27年3月策定）

(2) 目標

- ①豊かな人間性を育み、安定した生活を築く未来の親づくり
- ②すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援による、子育てしやすい環境づくり
- ③仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくり

4 基本目標

(1) すべての若者の健やかな育成

若者が自らを守るためには、主体的に相談し支援を求められることが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発を行い、適切な支援に導き、自ら考え自らを守る力を育成していくことにより、社会的・職業的自立に繋いでいきます。

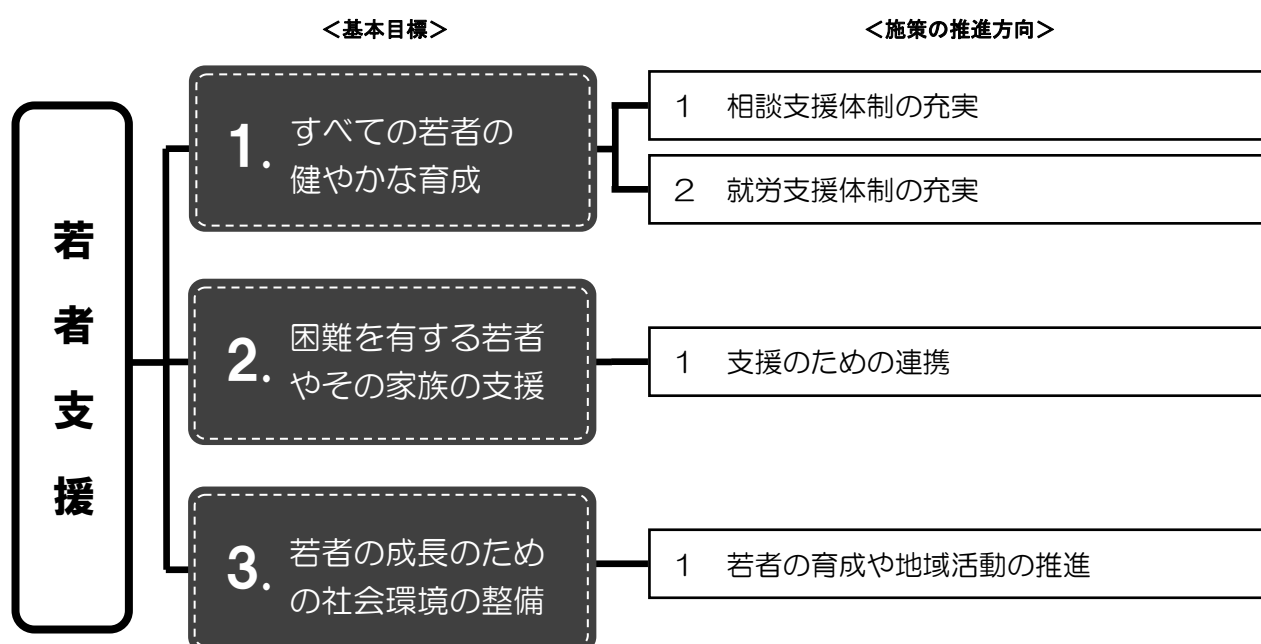
(2) 困難を有する若者やその家族の支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者やその家族のために、市や県、国の機関はもとより、地域社会が一体となって支援していけるネットワークを構築していきます。

(3) 若者の成長のための社会環境の整備

若者が、社会性や豊かな人間性を育むことができる環境づくりと、地域で展開する多様な活動を推進していきます。

5 若者支援の施策の体系



第3章 施策の推進

1 すべての若者の健やかな育成

(1) 相談支援体制の充実

① 若者相談支援窓口の設置

様々な若者の悩みに関する若者相談専用ダイヤル（わかものサポートライン）を設置し、適切な支援に繋げる相談体制を推進します。

② 若者支援情報の発信

若者相談支援窓口の機能を補完するため、若者や市民の方々に、相談者への支援情報を分かりやすく周知する取り組みを進めます。

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-1-1	若者相談支援窓口の設置	若者相談専用ダイヤル（わかものサポートライン）を設置し、一元的に相談を受けて、面談や専門的な機関を紹介・案内するなど、適切な支援に繋げる相談体制を推進します。	若者・青少年支援担当
1-1-2	若者相談支援情報の発信	若者や市民の方々に、相談者への支援情報を分かりやすく周知する取り組みとして、市内の学校や施設へパンフレットを配布し、また、広報や市ホームページ等で情報発信を行います。	若者・青少年支援担当

(2) 就労支援体制の充実

① 就労支援の連携

障がいも含め、様々な問題を抱えて思うように仕事に就けない、就職後に仕事に定着できないといった若者に対して、関係機関と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行うとともに、就労先が決まった後も職場に定着し働き続けられるよう継続的な支援の充実を図ります。

② 【厚生労働省委託事業】地域若者サポートステーションとの連携

地域若者サポートステーションと連携し、働くことについて様々な悩みを抱えている若者未就労者を対象に、社会参加・就労へと導くため、個々の置かれた状況に応じて、個別的、継続的に支援を行います。

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-2-1	就労支援の連携	障がいも含め、様々な問題を抱え思うように仕事に就けない、就職後に仕事に定着できないといった若者が見受けられます。こうした若者に対して、ハローワーク加古川、ひょうご・しごと情報広場、若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）等の様々な関係機関と連携し、個々の状況に応じた就労支援や、就労先が決まった後も職場に定着し働き続けられるよう継続的な支援の充実を図ります。	若者・青少年支援担当 男女共同参画センター

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
1-2-2	地域若者サポートステーション（あかし若者サポートステーション／サテライト播磨〔加古川〕）との連携	地域若者サポートステーションと連携し、働くことについて様々な悩みを抱えている若者未就労者を対象に、社会参加・就労へと導くため、キャリアカウンセリングを中心とした就労プログラム（セミナー、職場体験等）により、個々の置かれた状況に応じて、個別的、継続的に支援を行います。	若者・青少年支援担当 産業振興課
1-2-3	播磨圏域連携中枢都市圏の連携	播磨圏域連携中枢都市圏の関係市町と連携して、若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援に取り組みます。（ジョブトライアル事業、合同就職説明会等の共同開催、若年層等への就労支援、職業訓練講座）	産業振興課

2 困難を有する若者やその家族の支援

（１）支援のための連携

① 若者支援地域ネットワークの構築

若者は様々な形で困難に直面しており、個々の状況に対応した支援が必要となっています。また、これまで挙げてきた若者の状況は、どれも複数の問題が多様に重なり合っていて、ひとつの相談窓口では十分な支援ができません。

こうした若者の抱える複雑な問題を解決するために、国及び県の機関や福祉・教育・保健・雇用等の様々な分野の機関と連携する「高砂市若者支援地域ネットワーク」を構築していきます。

若者支援地域ネットワークで情報交換や支援施策を協議することにより、関係機関同士の連携を深め、幼少期からの支援を含み社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族への総合的な支援の充実を図ることをめざします。

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-1-1	若者支援地域ネットワークの構築	様々な分野の機関と連動する「高砂市若者支援地域ネットワーク」を構築し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族への総合的な支援の充実を図ります。	若者・青少年支援担当 【各関係機関】 ・市関係部局 ・国の機関 ・県の機関 ・各種協議会

② ひきこもりの支援

関係機関と連携し、ひきこもり当事者や家族との面談、訪問支援を行うとともに、回復過程にあるひきこもり当事者に対する社会参加訓練等を支援します。

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
2-1-2	ひきこもりの支援	兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ランチ等と連携し、ひきこもり当事者や家族との面談、訪問支援を行うとともに、回復過程にあるひきこもり当事者に対する社会参加訓練等を支援します。また、当事者のグループ活動等を支援し、復学や就労等の社会参加を促します。	若者・青少年支援担当

3 若者の成長のための社会環境の整備

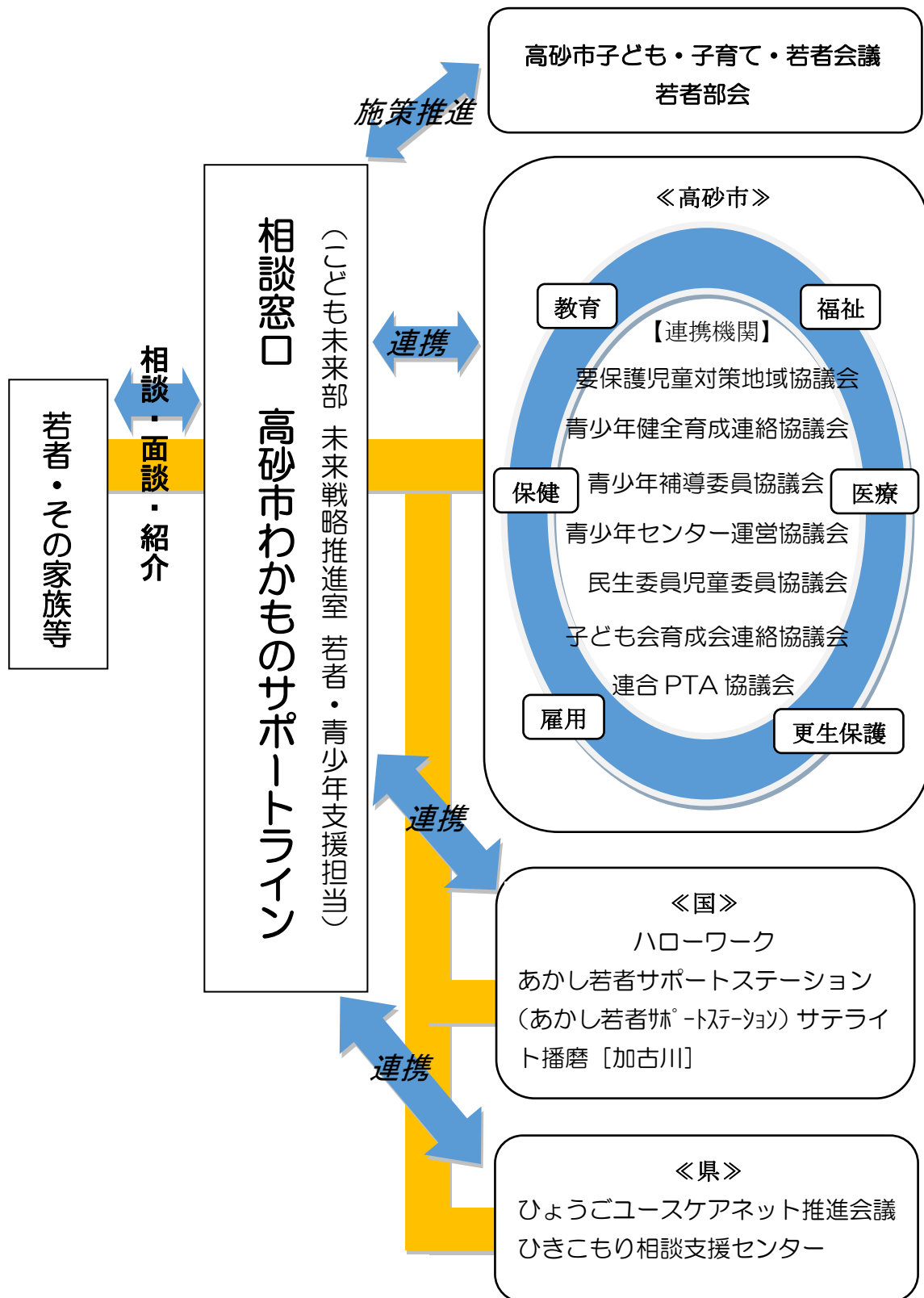
(1)若者の育成や地域活動の推進

① 若者の地域活動グループの設立や活動の支援

若者が地域社会と関わることは、社会性や豊かな人間性を育むことに繋がるため、若者の育成や若者が主体となった地域活動や社会参加をしやすい環境を整備します。

施策番号	主な施策	施策の内容	担当課
3-1-1	若者の地域活動グループの設立や活動の支援（未来戦略推進活動支援補助金）	若者が主体となり地域活動を行うグループづくりと活動を支援し、若者が地域社会と関わり社会性や豊かな人間性を育むことに繋がります。	未来戦略事業推進担当
3-1-2	成人式の企画・運営	新成人に成人式の企画・運営に関わってもらうことにより、大人への第一歩を踏み出す機会をつくれます。	若者・青少年支援担当
3-1-3	大学等連携協定による学生の地域活動への参加	市と大学等が連携し、学生が地域活動に参加することで活力ある個性豊かな地域社会の創生・発展と学生の社会への参画意識を育みます。	全課
3-1-4	若者の市政への参画の促進	若者が主体的にまちづくり（市政）に参画できる取り組みを進めます。	全課
3-1-5	若者の結婚新生活への支援	新婚世帯や子育て世帯が高砂市で暮らしやすくするため、家賃や住宅新築など新生活を支援します。	未来戦略事業推進担当
3-1-6	青年の家の運営	社会教育団体等と協力してイベントを実施し、地域住民と青少年と交流を図るとともに、多目的球場など周辺施設もあわせて、より活用できるよう検討します。	生涯学習課

若者支援地域ネットワークの構築



第5部

計画の推進

第 1 章 計画の推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子ども、子育て世代、若者の立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとしします。

第 2 章 計画の周知

計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

第 3 章 計画の進捗管理

こども未来部を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制を強化し、本計画を推進するとともに、計画の確実な運営と推進を図るため、毎年、進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、適切な計画の進捗管理に努めます。

計画全体の総合的な目標指標については、次期計画策定時にアンケート調査を実施し、評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、学識経験者、子育て世代と若者の当事者やそれらの支援者、保育・教育関係者などから構成される「高砂市子ども・子育て・若者会議」（平成 25 年高砂市条例第 19 号）において、計画の実施状況の点検・評価について審議を行います。

資料編

1 計画策定等の経緯

年月日	項 目	内 容
平成 30 年 9月6日	平成 30 年度 第1回 子ども・子育て・若者会議	・委員委嘱 ・子ども・子育て・若者会議条例について ・委員長、副委員長の選出 ・部会の設置について ・部会長、副部会長の選出 ・プランの進捗状況報告について ・策定スケジュール及びニーズ調査について
平成 30 年 11 月 13 日	平成 30 年度 子ども・子育て・若者会議 第1回子ども・子育て部会	・アンケート・ヒアリング調査の内容について
平成 30 年 11 月 15 日	平成 30 年度 子ども・子育て・若者会議 第1回若者部会	・施策の進捗状況について ・平成 31 年度若者事業について ・成人式開催予定について ・高校生アンケートについて
平成 30 年 12 月 12～21 日	アンケート調査の実施	・就学前児童の保護者、小学生の保護者、高校生を対象として実施
平成 31 年 2月 18 日	平成 30 年度 子ども・子育て・若者会議 第2回子ども・子育て部会	・子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書について ・利用定員および変更について ・幼児教育の無償化について ・新・放課後子ども総合プランについて ・今後のスケジュールについて
令和元年 5月 28 日	令和元年度 第1回 子ども・子育て・若者会議	・委員委嘱／諮問 ・「高砂市子ども・子育て・若者会議」及び「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」について ・高砂市子ども・子育て・若者支援プランの進捗状況報告について ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みについて ・幼児教育の無償化について
令和元年 8月8日	令和元年度 子ども・子育て・若者会議 第1回子ども・子育て部会	・高砂市子ども・子育て・若者支援プラン（骨子案）について ・量の見込みと確保方策について ・幼児教育・保育の無償化について
令和元年 8月 21 日	令和元年度 子ども・子育て・若者会議 第1回若者部会	・若者支援計画の進捗状況について ・高砂市若者サポートライン相談ダイヤル周知ポスターについて ・移住定住・若者活躍に関する新規施策（案）について
令和元年 10月 15 日	令和元年度 子ども・子育て・若者会議 第2回子ども・子育て部会	・高砂市子ども・子育て・若者支援プラン（素案）について
令和元年 11月1日～12月2日	パブリックコメントの実施	・計画案
令和2年 1月 21 日	令和元年度 第2回 子ども・子育て・若者会議	・高砂市子ども・子育て・若者支援プランについて

2 高砂市子ども・子育て・若者会議条例

(平成25年6月28日 高砂市条例第19号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高砂市子ども・子育て・若者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画の作成に関する事務を処理すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第2項第3号に規定する自立促進計画に関する事務を処理すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高砂市の子ども・子育て支援及び若者支援に関する施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援又は若者支援に関し学識経験を有する者
 - (2) 子ども・子育て支援又は若者支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 若者（おおむね40歳未満の者をいう。）
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援室において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 高砂市子ども・子育て・若者会議委員名簿

(順不同、敬称略、令和元年5月28日時点)

選出区分	委員氏名	所属及び役職等	担当部会
学識経験者	◎日坂歩都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授	◆子ども・子育て
	○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部教育学科 准教授	◇若者
	○横山 由紀子	兵庫県立大学 国際商経学部 教授	◆若者
	小林 謙	一般社団法人 高砂市医師会 (こばやし小児科 院長)	◇子ども・子育て
子育て事業 従事者	竹内 茂雄	特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペース 事務局長	子ども・子育て
	廣瀬 元正	白兔愛育園 園長	子ども・子育て
	坂牛 裕	高砂市保育協会高砂支部 支部長 (聖パウロこども園 園長)	子ども・子育て
	高橋 京美	公立園長代表 (高砂市立中筋こども園 園長)	子ども・子育て
子どもの 保護者	小南 麻衣	高砂市保育所連合保護者の会 幹事	子ども・子育て
	藤田 明美	高砂市連合PTA協議会 幼稚園部会	子ども・子育て
	藤本 克信	高砂市連合PTA協議会 小学校部会	子ども・子育て
	日野 早代	子育てサークル 代表	子ども・子育て
	杉元 龍	公募(会社員)	子ども・子育て
若 者	上田 勇真	公募(学生)	若者
	轟 まひろ	公募(学生)	若者
	轟 桃香	公募(学生)	若者
	渡辺 典彦	公募(会社員)	若者
市長が必要と 認める者	瀧野 祐一	高砂市立小・中学校校長会 (米田小学校 校長)	子ども・子育て
	清水 秀晃	高砂商工会議所 (但陽信用金庫高砂中央支店 支店長)	若者
	石谷 嘉英	高砂市労働者福祉協議会 (三菱重工業グループ労働組合連合会 高砂地区本部 副執行委員長)	子ども・子育て

※ ◎委員長 ○副委員長 ◆部会長 ◇副部会長

4 用語解説

ア行

一次救急（イチジキュウキュウ）

入院・手術等を必要としない比較的軽症な救急患者に対応する医療のことをいいます。

カ行

学習障がい（ガクシュウショウガイ）

全般的な知的発達に遅れはないにも関わらず、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

コーホート変化率法（コーホートヘンカリツホウ）

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法です。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的となっています。

合計特殊出生率（ゴウケイトクシュシュツショウリツ）

15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人の子どもを生むかを表しています。

高等職業訓練促進給付金（コウトウショクギョウクンレンソクシンキュウフキン）

看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1 年以上養成機関において修業するひとり親に対し、修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給しています。

子ども・子育て関連3法（コドモ・コソダテカンレンサンポウ）

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」の3法をさします。幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の根拠法となります。

子ども食堂（コドモショクドウ）

様々な事情を抱える子どもたちへ無料もしくは低価格で温かい食事と、共に食事をする場を提供する食堂をいいます。

サ行

児童発達支援センター（シドウハッタツシエンセンター）

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行い、また、地域支援として、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、計画相談支援、基本相談支援などの事業を行い、地域の中核的な療育施設としての役割をする施設のことをいいます。

児童養護施設（シドウヨウゴシセツ）

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいない子どもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなった子どもを入所させて養護する施設のことをいいます。

児童扶養手当（シドウフヨウテアテ）

父母の離婚や死亡、重度の障がいなどにより父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童を養育する養育者に支給される手当をいいます。

自立支援教育訓練給付金（ジリツシエンキョウイククンレンキョウフキン）

職業能力開発のため、国が対象としている講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等）を受講したひとり親に対して、給付金を支給しています。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じます。

スクールソーシャルワーカー

子どもに影響を及ぼしている学校・家庭・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応します。

タ行

地域若者サポートステーション（チイキワカモノサポートステーション）

一定期間無業の状態にある、概ね 15 歳～39 歳までの仕事の悩みを抱える若者とその保護者を対象に、就労・自立への支援を実施する機関で、専門的な相談、各種プログラム、訪問支援など多様な支援を提供しています。国の事業で、兵庫県下では加古川、明石、姫路、神戸など 8ヶ所に設置されています。

適応指導教室（テキオウシドウキョウシツ）

不登校状態の児童・生徒を対象に、心理的支援や学習の援助をしながら、学校への復帰を図ることを目標にしている教室のことです。

特定教育・保育施設（トクテイキョウイク・ホイクシセツ）

市町村長が施設型給付費の支給を受ける施設として確認する「教育・保育施設」をいいます。

特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）

従来の障がい教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行います。

DV「ドメスティック・バイオレンス」

配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含みます。

ナ行

ニート

Not in Employment Education or Training の略。15～34 歳で、就学、就労、職業訓練、家事や家業の手伝いを行っていない者のことで、若年無業者とも呼ばれています。

二次救急（ニジキュウキュウ）

入院・手術等を必要とする重症の救急患者に対応する医療のことをいいます。

認可外保育施設（ニンカガイホイクシセツ）

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県・政令市・中核市が認可している認可保育所以外のものをいいます。

認定こども園（ニンテイコドモエン）

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設で、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行います。認定こども園制度は平成 18 年 10 月にスタートしました。認定こども園には、次の4つの類型があります。

●幼保連携型認定こども園

教育と保育を一体的に提供する施設。これまでは、幼稚園部分と保育所部分に分けて、認可・指導監督・財政措置が行われていましたが、新制度では、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ単一の認可施設となります。

●幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

●保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

●地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

ネグレクト

児童に対する適切な養育を親が放棄することをいいます。

ハ行

パブリックコメント

公衆の意見を公募することをいいます。「パブコメ」と略される場合もあります。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（当計画では6ヶ月以上）にわたって失われている状態をいいます。

ひとり親家庭（ヒトリオヤカティ）

本計画で使用している用語の定義は下記のとおりです。

●母子家庭

配偶者のない母で児童（20歳に満たない者）を養育している家庭

●父子家庭

配偶者のない父で児童（20歳に満たない者）を養育している家庭

●寡婦家庭

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない母として児童を養育したことがある者

●ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭

●ひとり親家庭等

母子家庭及び父子家庭及び寡婦・養育者

兵庫ひきこもり相談支援センター（ヒョウゴヒキコモリソウダンシエンセンター）

ひきこもりの長期化・高齢化が進む中、ひきこもり当事者や家族への支援の充実を図るため、国が全年齢を対象として開設した相談支援の窓口です。面接相談や訪問支援は、NPO等民間支援団体の協力を得て、県内5地域（播磨〔姫路市〕、淡路、但馬、丹波、阪神）で展開されています。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい会員と育児サービスを行いたい会員による相互援助活動を行う会員組織です。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにすることです。

プロフィールファイルたかさご「サポートファイル」

子どもの成長や教育・保育施設、就労先などで、家族以外の人に知ってほしい子どもに関する情報を記録するファイルのことです。

ひょうご・しごと情報広場（ヒョウゴ・シゴトジョウホウヒロバ）

県の事業で、就職を目標とした「求職者」と「企業」のマッチングを行い、専門スタッフが様々な角度から「求職者」を支援する就職支援施設（神戸市）です。

母子父子自立支援員（ボシフシジリツシエンイン）

ひとり親家庭の母若しくは父又は養育者の方の生活上の悩みや就労についての相談に応じ、自立に必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

マ行

マザーズ情報（マザーズジョウホウ）

「働く」「働きたい」お母さんたちへのハローワーク加古川と連携した仕事と子育てが両立しやすい求人情報や保育に関する情報等のことをいいます。

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期ですが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など様々な苦労があります。そこで、マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。マタニティマークをデザインしたバッジ、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがあります。

ラ行

療育（リョウイク）

障がいのある乳幼児・児童に対して医学的な診断・評価・個別指導を行うことをいいます。

利用定員（リョウテイイン）

教育・保育施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」があります。認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数です。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数で、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされています。（本計画では、量の見込みに該当します。）

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和がとれている状態です。単に「仕事」と「仕事以外の生活」という二者択一ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいいます。

若者しごと倶楽部「ジョブカフェひょうご」（ワカモノシゴトクラブ）

県の事業で、学生を含む概ね 39 歳までの若年層の方や、フリーターの方の就職支援をワンストップで行う機関で、ひょうご・しごと情報広場（神戸市）内にあります。

高砂市

子ども・子育て・若者支援プラン

子どもの健やかな成長と若者の自立を支え、
安心して暮らせるまちをめざして

〔第2部「子ども・子育て支援事業計画」改定版〕

発行日 令和2年3月

発 行 高砂市

編 集 高砂市 こども未来部 子育て支援課／未来戦略推進室
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1
TEL 079-443-9024／9067 FAX 079-442-9517
